

第1回「とんぼの未来・北の里づくり」事例研究会次第

令和3年12月21日 14:30～
ポールスター札幌 2階「セレナード」
(札幌市中央区北4条西6丁目)

1. 開会挨拶

2. 新会員紹介

3. 報告事項

(1) 令和3年度多面的機能支払交付金の実施状況

および制度改正概要について…

【資料1】

4. 議 題

(1) 令和3年度における現地視察研修について…

【資料2】

(2) 今後に向けた本研究会での検討テーマについて…

【資料3】

<議題(2)の途中で休憩>

(3) 令和3年度事例研究会行動計画(案)について…

【資料4】

5. 全体意見交換

6. 閉会挨拶

「とんぼの未来・北の里づくり」
令和3年度第1回事例研究会 出席者名簿

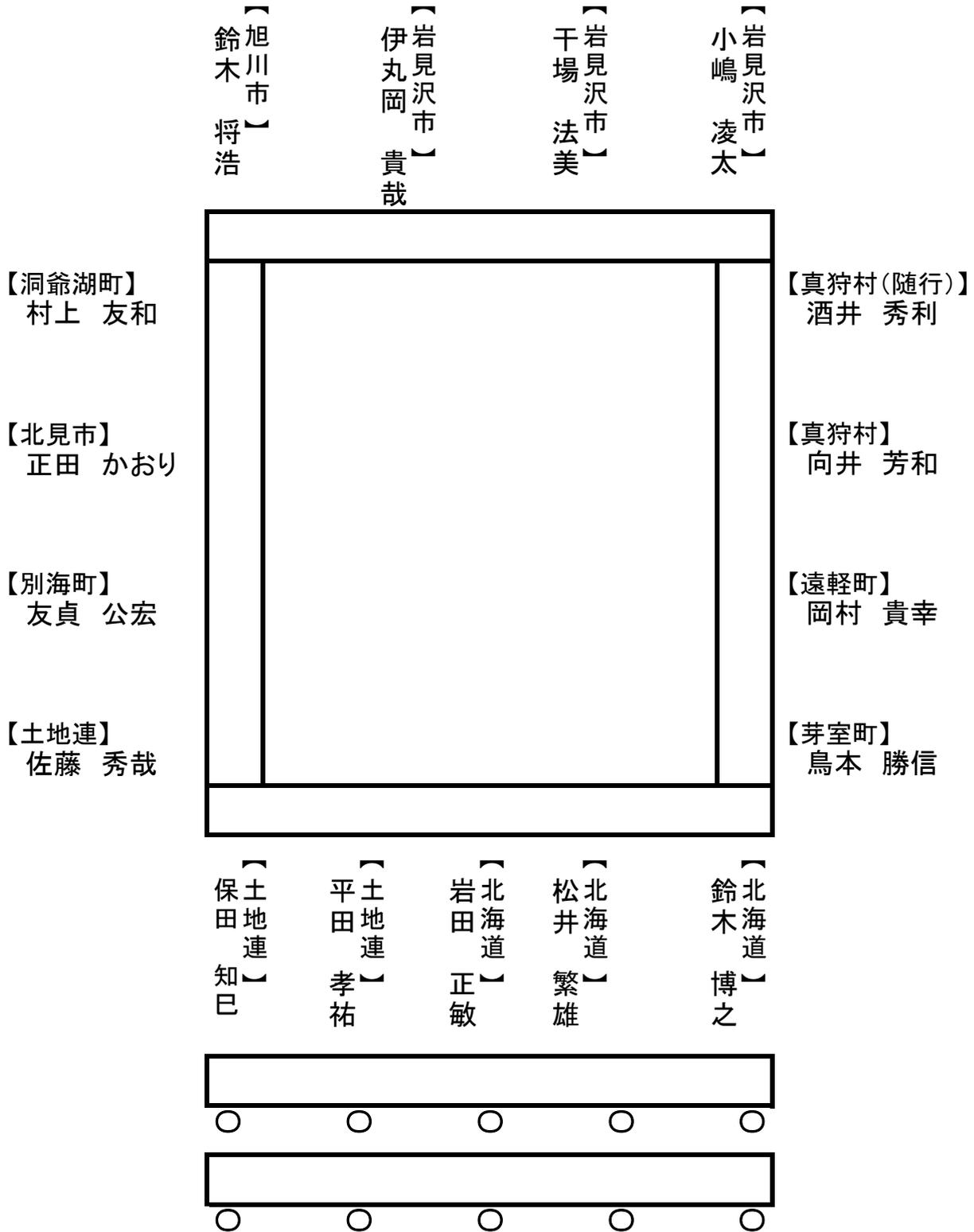
No	局名	市町村名	区分	地帯	組織名	役職	氏名
1	空知	岩見沢市	組織	田	岩見沢市広域協定	代表	干場 法美
2	空知	岩見沢市	団体	田	北海土地改良区 総務課	主事	小嶋 凌太
3	上川	旭川市	組織	田	旭川土地改良区 建設課	課長補佐	鈴木 将浩
4	オホーツク	遠軽町	組織	畑	遠軽町環境保全広域協定運営委員会	会計	岡村 貴幸
5	十勝	芽室町	組織	畑	上伏古環境保全組合	会計	鳥本 勝信
6	後志	真狩村	組織	畑	まっかりニコニコクラブ広域協定	会長	向井 芳和
7	空知	岩見沢市	行政	田	岩見沢市農政部農業基盤整備課基盤整備係	係長	伊丸岡 貴哉
8	胆振	洞爺湖町	行政	畑	洞爺湖町農業振興課農業振興グループ	主幹	村上 友和
9	オホーツク	北見市	行政	畑	北見市 農林水産部農林整備課管理係	主事	正田 かおり
10	根室	別海町	行政	草	別海町産業振興部農政課	主事	友貞 公宏
11			道協議会		北海道農政部農村振興局農村設計課	多面的機能支払係長	松井 繁雄
12			道協議会		北海道農政部農村振興局農村設計課	主査	鈴木 博之
13			道協議会		水土里ネット北海道技術部地域支援課	主幹	保田 知巳
14			道協議会		水土里ネット北海道技術部地域支援課	副主幹	佐藤 秀哉
	随行	岩見沢市	行政		岩見沢市農政部農業基盤整備課基盤整備係	主事	平田 祐介
	随行	洞爺湖町	行政		洞爺湖町農業振興課農業振興グループ	主事	中川 翔太
	随行	真狩村	行政		真狩村産業課	課長	酒井 秀利
	随行	真狩村	行政		真狩村産業課農政係	係長	谷口 泰之
			道協議会		北海道農政部農村振興局農村設計課	課長	岩田 正敏
			道協議会		水土里ネット北海道技術部	部長	平田 孝祐

※欠席者： 鷲見代表(名寄市)、佐藤事務局長(留萌市)

					北海道農政部農村振興局農村設計課	課長補佐	澤田 孝二
					北海道農政部農村振興局農村設計課	主事	朝岡 紫
					水土里ネット北海道技術部地域支援課	課長	橋本 英樹
					水土里ネット北海道技術部地域支援課	指導役	千葉 正志
					水土里ネット北海道技術部地域支援課	指導役	鷲見 栄一
					水土里ネット北海道技術部地域支援課	指導役	長尾 英史

とんぼの未来・北の里づくり
令和3年度第1回事例研究会 配席図

令和3年12月21日(月)14:30～
ホテルポールスター札幌 2階「セレナード」



「とんぼの未来・北の里づくり」事例研究会 設置要領

平成 29 年 12 月 14 日制定

令和元年度 11 月 26 日改正

1. 趣旨

北海道における農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、多面的機能支払事業における効果的な活動事例などの情報収集を行い、各々の地域の状況に応じた更なる活動の充実・発展を図るために、事例内容について検討を行い、発信等を行うことを目的として、この会を設置する。

2. 構成

本会は、11名の活動組織構成員、6名の市町村職員と各2名の北海道及び北海道土地改良事業団体連合会職員の計21名程度で構成する。

- (1) 活動組織構成員は、水田地域4名、畑地域4名、草地域3名の次世代にわたる農業者等の11名程度とする。
- (2) 市町村職員は、水田地域、畑地域、草地域の本事業を担当する者から各々2名の6名程度とする。
- (3) 北海道及び北海道土地改良事業団体連合会職員は、北海道日本型直接支払推進協議会事務局から各々2名の4名程度とする。
- (4) その他、必要に応じて指導助言・意見聴取のため、第三者を招集することを可能とする。

3. 活動内容

本会では、次の活動を行うものとする。

- (1) 本事業における効果的な活動事例や要望の多い活動事例などの情報収集
- (2) 事例内容についての検討及び必要に応じた調査
- (3) 活動組織及び市町村等へ活動事例や検討結果等の情報発信
- (4) 北海道地域活動指針に追加すべき活動項目の抽出・調査・検討
- (5) その他多面的機能支払事業の効果的な取組に必要な事業等

4. 主管

北海道日本型直接支払推進協議会

5. 庶務

北海道日本型直接支払推進協議会事務局

(北海道土地改良事業団体連合会技術部地域支援課)

6. その他

この要領に定めるもののほか、本会の設置、運営等に関し必要な事項は別に定める。

「とんぼの未来・北の里づくり」事例研究会 会員一覧

R3.10. 1時点

会員No	局名	市町村名	区分	地帯	組織名	役職	氏名
1	空知	岩見沢市	組織	田	岩見沢市広域協定	代表	干場 法美
2	空知	岩見沢市	団体	田	北海土地改良区 総務課	主事	小嶋 凌太
3	上川	名寄市	組織	田	名寄東資源保全活動組織	代表	鷺見 悦朗
4	上川	旭川市	組織	田	旭川土地改良区 建設課	課長補佐	鈴木 将浩
5	留萌	留萌市	組織	田	NPO法人るもい農業応援隊	事務局長	佐藤 武志
6	オホーツク	遠軽町	組織	畑	遠軽町環境保全広域協定運営委員会	会計	岡村 貴幸
7	十勝	芽室町	組織	畑	上伏古環境保全組合	会計	鳥本 勝信
8	後志	真狩村	組織	畑	まっかりニコニコクラブ広域協定	会長	向井 芳和
9	空知	岩見沢市	行政	田	岩見沢市農政部農業基盤整備課基盤整備係	係長	伊丸岡 貴哉
10	胆振	洞爺湖町	行政	畑	洞爺湖町農業振興課農業振興グループ	主幹	村上 友和
11	オホーツク	北見市	行政	畑	北見市 農林水産部農林整備課管理係	主事	正田 かおり
12	根室	別海町	行政	草	別海町産業振興部農政課	主事	友貞 公宏
13			道協議会		北海道農政部農村振興局農村設計課	多面的機能支払係長	松井 繁雄
14			道協議会		北海道農政部農村振興局農村設計課	主査	鈴木 博之
15			道協議会		水土里ネット北海道技術部地域支援課	主幹	保田 知巳
16			道協議会		水土里ネット北海道技術部地域支援課	副主幹	佐藤 秀哉

令和3年度

第1回「とんぼの未来・北の里づくり」事例研究会資料



「とんぼの未来・北の里づくり」事例研究会

令和3年度多面的機能支払交付金の実施状況について

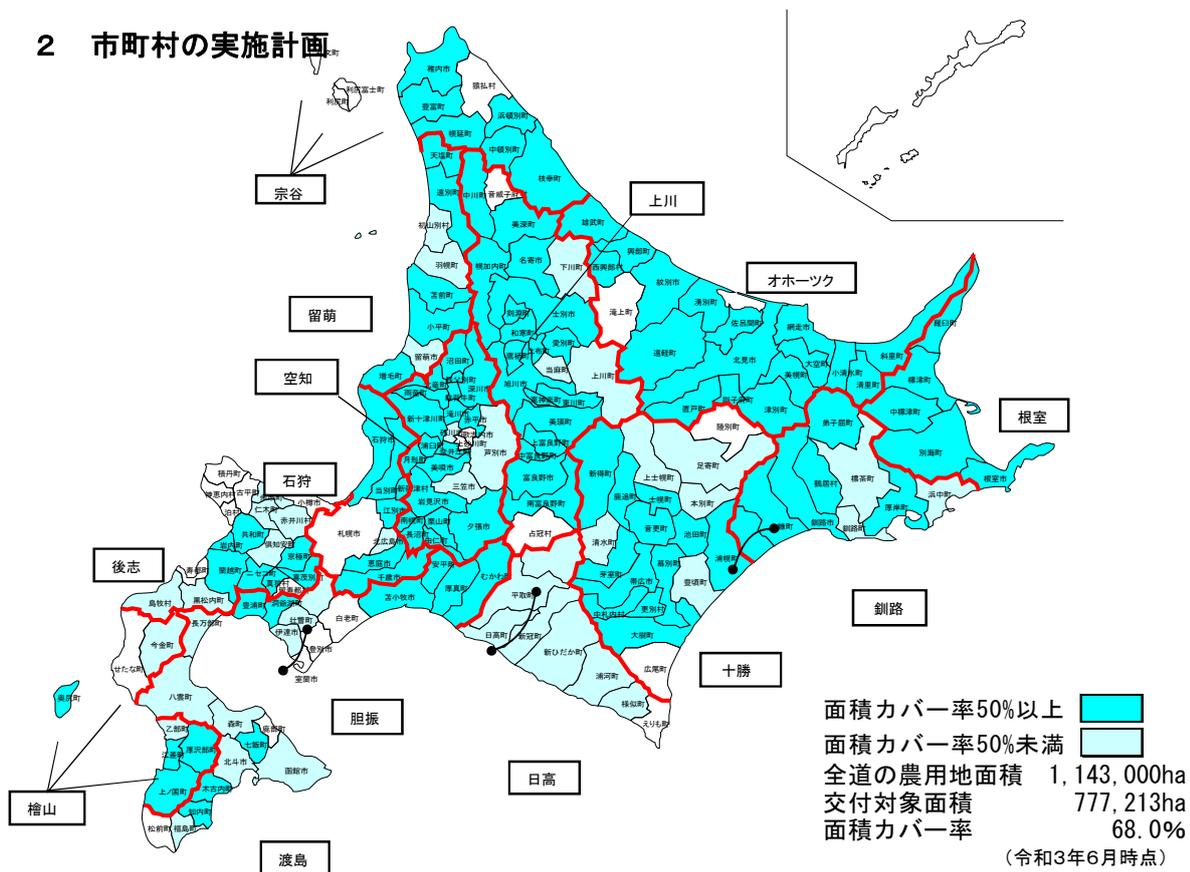
1 取組市町村数及び活動組織数

- 余市町で新たに活動が開始される予定であり、取組市町村数は153市町村となる。
- 活動組織数は、後志、日高及び十勝地域で3組織が新たに活動を開始した。また、檜山地域で広域化により3組織減少するため、組織数は741組織となる。

地域	令和2年度実績 (A)					令和3年度計画 (B)					増減 (B-A)			
	市町村数	活動組織数	農地維持	資源向上		市町村数	活動組織数	農地維持	資源向上		市町村数	活動組織数		
				共同	長寿命化				増減	新規		完了	合併	
空知	22	129	129	125	3	22	129	129	126	2				
石狩	7	42	42	42		7	42	42	42					
後志	12	55	55	54		13	56	56	55	1	1	1		
胆振	8	33	33	31		8	33	33	31					
日高	6	11	11	9		6	12	12	9			1	1	
渡島	9	39	39	36		9	39	39	36	1				
檜山	6	36	36	24	1	6	33	33	24	1	△ 3			△ 3
上川	21	124	124	120	9	21	124	124	120	4				
留萌	8	40	40	36		8	40	40	36					
宗谷	6	7	7	3		6	7	7	3					
オホーツク	17	41	41	40		17	41	41	40					
十勝	17	168	168	166		17	169	169	167			1	1	
釧路	8	8	8	6		8	8	8	6					
根室	5	8	8	7		5	8	8	7					
計	152	741	741	699	13	153	741	741	702	9	1	3		△ 3

(令和3年6月時点)

2 市町村の実施計画



(令和3年6月時点)

令和3年度における多面的機能支払交付金の改正内容について

1 国の実施要綱・実施要領の改正について

- ① 水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動の加算措置を追加
- ② 個人の資産形成等に係る活動の禁止を明記
【要綱別紙：別紙1の第4の1、別紙2の第4の1】
- ③ 鳥獣被害防止対策の拡充
【要領別記：1-2第3の2（3）】ほか
- ④ 法人化した活動組織における金銭出納簿の提出義務省略
【要領本則：第1の8（1）】ほか
- ⑤ 押印省略等、様式の簡素化
各様式の押印を省略及び簡素化
- ⑥ 記載の適正化
各様式の「取組」を「活動項目」へ
各様式の年号「令和」を削除

2 道要綱基本方針の改正について

別紙参照

新たな加算措置が創設されます

水田の雨水貯留機能の強化(田んぼダム)の推進

田んぼダムの取組を行い、一定の取組面積等の要件を満たす場合、資源向上支払（共同）の単価が加算されます。

1. 加算対象となる田んぼダムの定義

「田んぼダム」とは、大雨時に河川や水路の水位の急上昇を抑えることで下流域の湛水被害リスクを低減させることを目的に、水田の落水口に流出量を抑制するための排水調整板を設置する等して雨水貯留能力を人為的に高める取組。



流出を抑制する落水量調整装置の例



田んぼダム未実施

田んぼダム実施

写真：新潟市

2. 加算措置の要件

①事業計画の変更

市町村が策定する水田貯留機能強化計画に基づいて、資源向上支払（共同）の活動項目「48 水田の貯留機能向上の活動」または「55 防災・減災力の強化」の取組として田んぼダムを実施すること。

実施面積、年度別計画及び位置図を様式第1-3号の事業計画書に記載すること。

②実施面積

事業計画期間中に、資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積全体のうち、5割以上（広域活動組織の場合は、加算措置に取り組む集落毎に交付を受ける田面積全体の5割以上）で田んぼダムに取り組むこと。

3. 加算単価

資源向上支払（共同）の加算単価（円/10a）

	都府県	北海道
田	400	320

※ 本支払の活動を5年以上実施、または長寿命化のための活動に取り組む地区は加算単価に0.75を乗じた額とする。

資源向上支払（共同）

400円/10a
2,400円/10a

新たに創設する加算単価
400円/10a
(北海道：320円/10a)

従来の単価
2,400円/10a
(北海道：1,920円/10a)

事業計画期間5年

注1) 加算対象面積は、当該活動を実施する活動組織の対象農用地面積のうち田面積全体です。
注2) 要件を満たす限り、加算措置は次期の事業計画期間においても適用されます。

活動内容が拡充されます

鳥獣被害防止対策の強化

◆これまで

「53 農地周りの環境改善活動の強化」

◆これから

「53 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化」

「鳥獣緩衝帯※1の整備・保管理」も対象となります。

※1 鳥獣被害防止特措法に基づき、市町村が策定する鳥獣被害防止計画に基づく活動の中で設置されたもの等



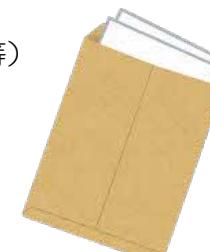
鳥獣緩衝帯（イメージ）

事務が簡素化されます

法人化した活動組織は金銭出納簿の提出を免除

法人化した組織※1においては、金銭出納簿の市町村への提出が不要※2になります。

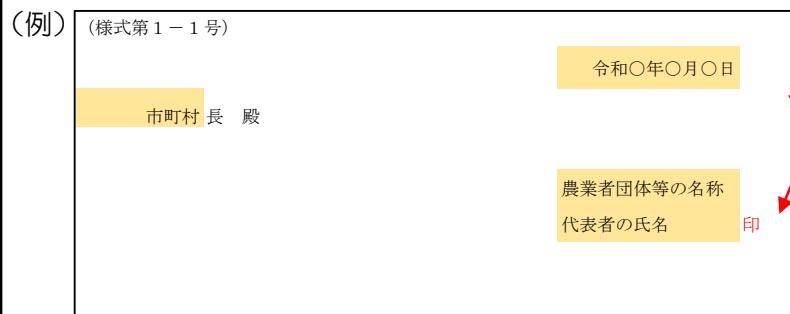
- ※1 法人化した活動組織とは、法人登記した組織（NPO法人や一般社団法人等）を指す。
- ※2 金銭出納簿の作成については、従来通り行うものとし、交付金の目的に沿った使用の確認のために、実施状況の確認等において必要に応じて確認する。なお、金銭出納簿の様式については、様式第1-7号又は実施要領附則（H31.3.29付け）の4に基づく様式とする。



報告書等における押印を省略可能

多面的機能支払交付金実施要領に定める、市町村へ提出する様式について、押印を省略することが可能になります。

※日当の受領印については、活動組織内での合意のもと省略することも可能ですが、サインに代替するなどして、活動に参加した本人が受領したことを確認しましょう。



(参考)市町村への提出資料について

下表の書類は、市町村への提出や市町村での保管は義務ではありません。ただし、実施状況確認等のために必要であるため、活動組織において作成・保管は必要です（活動写真は除く）。

書類名	作成・組織保管	提出・市町村保管
財産管理台帳	○	×
領収書・通帳の写し	○	×
総会資料・議事録	○	×
活動写真	×	×

「○」…義務あり、「×」…義務ではない



書類の比較

道要綱基本方針の改正について

○ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等

令和3年度の道要綱基本方針の改正について国と協議の結果、道独自の取組として次のとおり認められた。

施設の軽微な補修

①	活動区分	実践活動
	対象施設等	農用地
	活動項目	30 農用地の軽微な補修等
	取組	農用地法面の初期補修
	活動内容	①畦畔・農用地法面等 <input type="checkbox"/> 融雪材の散布 ・ <u>ほ場の急激な融雪による法面等の侵食を抑制して形状を確保するため、雪解け時期に農地全面への粉炭や灰等の融雪材の散布を行うこと。また、吹き溜まりの雪割り作業や除排雪を行うこと。</u>

農村環境保全活動

②	活動区分	実践活動
	テーマ	資源循環
	活動項目	50 地域資源の活用・資源循環活動
	活動内容	<u>【もみ殻の炭化】</u> ・ <u>資源の循環を推進するために、収穫時に発生するもみ殻を収集し、土壌改良剤等として利用するもみ殻燻炭を生成すること。</u>

(参考)

多面的機能支払交付金実施要綱

(別紙3) 多面的機能支払交付金に係る基本方針等の策定

3 要綱基本方針の策定

(1) (略)

(2) 都道府県知事は、要綱基本方針を策定し、又は変更しようとするときは、当該基本方針のうち(1)のイからオ(地域の推進体制を構成する関係団体の役割分担に関する事項に限る。)に関する事項について、地方農政局長等の同意を得るものとする。

(別紙)

多面的機能支払の実施に関する基本方針（要綱基本方針）新旧対照表

変更後（案）	変更前	備考
<p style="text-align: center;">多面的機能支払の実施に関する基本方針（要綱基本方針）（案）</p> <p style="text-align: right;">北 海 道 策定 平成26年 5月 変更 平成26年 7月 変更 平成26年12月 変更 平成27年 4月 変更 平成28年 4月 変更 平成29年 4月 変更 令和元年 7月 変更 令和2年 7月 <u>変更 令和3年 月</u></p> <p>1. 取組の推進に関する基本的考え方</p> <p>本道の農村地域では、担い手の減少や高齢化が急速に進み、集落機能や農業・農村の多面的機能の低下が懸念される状況となっている。</p> <p>一方、本道の農業・農村は、<u>洪水の防止や水源のかん養といった国土の保全をはじめ、大気の浄化、美しい景観の形成など、様々な公益的機能を発揮することにより、道民の生命と財産、豊かな暮らしを守る重要な役割が期待されている。</u></p> <p>このような中、道では、北海道農業・農村振興条例（平成9年4月3日北海道条例第10号）第6条に基づき策定した「<u>第6期北海道農業・農村振興推進計画（令和3年（2021年）年3月策定）</u>」において、<u>農業・農村に対する道民理解を促進し、本道の農業・農村を貴重な財産として育み、将来に引き継いでいくため、農地や水路など地域資源の適切な保全管理や質的向上を図るための地域の共同活動、施設の長寿命化のための活動を推進することとしている。</u></p> <p>他方、国では、近年の農村地域における高齢化、人口減少等の進展に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動等によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあることから、地域内の農業者が共同で取り組む地域活動に対して支援していくこととしている。</p> <p>農業・農村の多面的機能の維持・増進を図るためには、地域共同による地域資源の良好な保全や質的向上を図る取組を推進していくことが重要なことから、水路の泥上げや農道の路面維持等の地域資源の基礎的保全活動や、水路・農道の軽微な補修、植栽による景観形成等の農村環境の良好な保全といった地域資源の質的向上を図る共同活動並びに老朽化が進む水路等の長寿命化のための補修・更新等の活動に対し、多面的機能支払交付金により支援する。</p> <p>2. 農地維持支払交付金に関する事項</p> <p>(1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定</p> <p>① 地域活動指針策定における基本的考え方</p> <p>多面的機能支払交付金実施要領別記1-2の国が定める活動指針及び活動要件に示す<u>活動項目</u>のほか、次の<u>活動内容</u>を追加する。</p> <p>ア. 活動計画書に位置付けたため池の定期的な見回り</p> <p>イ. 地域共同で行う配水操作</p> <p>② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方</p> <p>ア. 地域資源の基礎的保全活動</p> <p>地域資源の基礎的保全活動のすべての<u>活動区分</u>を実施する。ただし、活動の対象となる施設が存在しない<u>活動区分</u>は、除外する。</p> <p>イ. 地域資源の適切な保全管理のための推進活動</p> <p>地域資源の適切な保全管理のための推進活動の<u>活動項目</u>から1以上を定めて、その<u>活動項目</u>に即した活動を実施する。</p>	<p style="text-align: center;">多面的機能支払の実施に関する基本方針（要綱基本方針）</p> <p style="text-align: right;">北 海 道 策定 平成26年 5月 変更 平成26年 7月 変更 平成26年12月 変更 平成27年 4月 変更 平成28年 4月 変更 平成29年 4月 変更 令和元年 7月 変更 令和2年 7月</p> <p>1. 取組の推進に関する基本的考え方</p> <p>本道の農村地域では、担い手の減少や高齢化が急速に進み、集落機能や農業・農村の多面的機能の低下が懸念される状況となっている。</p> <p>一方、本道の農業・農村は、<u>食料の安定的な供給をはじめ、洪水の防止や水源かん養、美しい景観の形成などの機能を発揮し、公益的機能にも大きな期待が寄せられている。</u></p> <p>このような中、道では、北海道農業・農村振興条例（平成9年4月3日北海道条例第10号）第6条に基づき策定した「<u>第5期北海道農業・農村振興推進計画（平成28年3月策定）</u>」において、<u>農業・農村は、食料の供給機能とともに、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、美しい景観の形成、文化の伝承など多面的機能を有しており、その利益を将来にわたって広く国民が享受できるよう、農業・農村の有する多面的機能の発揮に向けた取組を推進することとしている。</u></p> <p>他方、国では、近年の農村地域における高齢化、人口減少等の進展に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動等によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあることから、地域内の農業者が共同で取り組む地域活動に対して支援していくこととしている。</p> <p>農業・農村の多面的機能の維持・増進を図るためには、地域共同による地域資源の良好な保全や質的向上を図る取組を推進していくことが重要なことから、水路の泥上げや農道の路面維持等の地域資源の基礎的保全活動や、水路・農道の軽微な補修、植栽による景観形成等の農村環境の良好な保全といった地域資源の質的向上を図る共同活動並びに老朽化が進む水路等の長寿命化のための補修・更新等の活動に対し、多面的機能支払交付金により支援する。</p> <p>2. 農地維持支払交付金に関する事項</p> <p>(1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定</p> <p>① 地域活動指針策定における基本的考え方</p> <p>多面的機能支払交付金実施要領別記1-2の国が定める活動指針及び活動要件に示す<u>取組</u>のほか、次の<u>取組内容</u>を追加する。</p> <p>ア. 活動計画書に位置付けたため池の定期的な見回り</p> <p>イ. 地域共同で行う配水操作</p> <p>② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方</p> <p>ア. 地域資源の基礎的保全活動</p> <p>地域資源の基礎的保全活動のすべての<u>活動項目</u>を実施する。ただし、活動の対象となる施設が存在しない<u>活動項目</u>は、除外する。</p> <p>イ. 地域資源の適切な保全管理のための推進活動</p> <p>地域資源の適切な保全管理のための推進活動の<u>取組</u>から1以上を定めて、その<u>取組</u>に即した活動を実施する。</p>	<p>○ 「第6期北海道農業・農村振興推進計画」の策定に伴う記載内容の変更</p> <p>○ 国実施要領・様式の改正に伴う変更</p> <p>・ 記載の適正化</p>

多面的機能支払の実施に関する基本方針（要綱基本方針）新旧対照表

変更後（案）	変更前	備考																																																																																																								
<p>③ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等（下線が追加部分） ア、地域資源の基礎的保全活動</p> <table border="1" data-bbox="271 328 954 1249"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>活動内容の追加</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>活動区分</td> <td>点検・計画策定</td> </tr> <tr> <td>対象施設等</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>活動項目</td> <td>1 点検</td> </tr> <tr> <td>活動内容</td> <td>【ため池（管理道路含む）に関する取組内容】 □施設の点検 ・活動計画書に位置付けたすべてのため池について、泥の堆積状況（ゴミの投棄状況含む）、管理道路の状況（側溝のゴミの投棄状況含む）を確認すること。 ・堤体、取水施設、洪水吐等ため池の状況を把握するため、活動計画書に位置付けたため池の定期的な見回りを行うこと。 ・ため池の水抜きを行い、ゲート等のため池附帯施設の点検を行うこと。</td> </tr> <tr> <td>活動要件</td> <td>—</td> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>活動内容の追加</th> </tr> <tr> <td>活動区分</td> <td>実践活動</td> </tr> <tr> <td>対象施設等</td> <td>農用地</td> </tr> <tr> <td>活動項目</td> <td>6 鳥獣害防護柵等の保守管理</td> </tr> <tr> <td>活動内容</td> <td>□鳥獣害防護柵の保守管理 ・鳥獣被害防止のための防護柵、<u>隔障物</u>の下草刈りや簡易補修等による適正な管理を行うこと。</td> </tr> <tr> <td>活動要件</td> <td>—</td> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>活動内容の追加</th> </tr> <tr> <td>活動区分</td> <td>実践活動</td> </tr> <tr> <td>対象施設等</td> <td>水路</td> </tr> <tr> <td>活動項目</td> <td>9 水路附帯施設の保守管理</td> </tr> <tr> <td>活動内容</td> <td>□計画に基づいた配水操作 ・かんがい期前に策定した配水計画に基づき、責任者を定めて共同で配水操作を行うこと。</td> </tr> <tr> <td>活動要件</td> <td>—</td> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>活動内容の追加</th> </tr> <tr> <td>活動区分</td> <td>実践活動</td> </tr> <tr> <td>対象施設等</td> <td>ため池</td> </tr> <tr> <td>活動項目</td> <td>15 ため池附帯施設の保守管理</td> </tr> <tr> <td>活動内容</td> <td>□計画に基づいた配水操作 ・かんがい期前に策定した配水計画に基づき、責任者を定めて共同で配水操作を行うこと。</td> </tr> <tr> <td>活動要件</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>④ 農地維持支払交付金に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件（別紙1）（略） （2）～（4）（略）</p>	区分	活動内容の追加	活動区分	点検・計画策定	対象施設等	—	活動項目	1 点検	活動内容	【ため池（管理道路含む）に関する取組内容】 □施設の点検 ・活動計画書に位置付けたすべてのため池について、泥の堆積状況（ゴミの投棄状況含む）、管理道路の状況（側溝のゴミの投棄状況含む）を確認すること。 ・堤体、取水施設、洪水吐等ため池の状況を把握するため、活動計画書に位置付けたため池の定期的な見回りを行うこと。 ・ため池の水抜きを行い、ゲート等のため池附帯施設の点検を行うこと。	活動要件	—	区分	活動内容の追加	活動区分	実践活動	対象施設等	農用地	活動項目	6 鳥獣害防護柵等の保守管理	活動内容	□鳥獣害防護柵の保守管理 ・鳥獣被害防止のための防護柵、 <u>隔障物</u> の下草刈りや簡易補修等による適正な管理を行うこと。	活動要件	—	区分	活動内容の追加	活動区分	実践活動	対象施設等	水路	活動項目	9 水路附帯施設の保守管理	活動内容	□計画に基づいた配水操作 ・かんがい期前に策定した配水計画に基づき、責任者を定めて共同で配水操作を行うこと。	活動要件	—	区分	活動内容の追加	活動区分	実践活動	対象施設等	ため池	活動項目	15 ため池附帯施設の保守管理	活動内容	□計画に基づいた配水操作 ・かんがい期前に策定した配水計画に基づき、責任者を定めて共同で配水操作を行うこと。	活動要件	—	<p>③ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等（下線が追加部分） ア、地域資源の基礎的保全活動</p> <table border="1" data-bbox="1086 328 1769 1249"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>取組内容の追加</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>構成項目</td> <td>点検・計画策定</td> </tr> <tr> <td>対象施設等</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>活動項目</td> <td>点検</td> </tr> <tr> <td>取組組</td> <td>1 点検</td> </tr> <tr> <td>取組内容</td> <td>【ため池（管理道路含む）に関する取組内容】 □施設の点検 ・活動計画書に位置付けたすべてのため池について、泥の堆積状況（ゴミの投棄状況含む）、管理道路の状況（側溝のゴミの投棄状況含む）を確認すること。 ・堤体、取水施設、洪水吐等ため池の状況を把握するため、活動計画書に位置付けたため池の定期的な見回りを行うこと。 ・ため池の水抜きを行い、ゲート等のため池附帯施設の点検を行うこと。</td> </tr> <tr> <td>活動要件</td> <td>—</td> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>取組内容の追加</th> </tr> <tr> <td>構成項目</td> <td>実践活動</td> </tr> <tr> <td>対象施設等</td> <td>農用地</td> </tr> <tr> <td>活動項目</td> <td>農用地</td> </tr> <tr> <td>取組組</td> <td>6 鳥獣害防護柵等の保守管理</td> </tr> <tr> <td>取組内容</td> <td>□鳥獣害防護柵の保守管理 ・鳥獣被害防止のための防護柵、<u>隔障物</u>の下草刈りや簡易補修等による適正な管理を行うこと。</td> </tr> <tr> <td>活動要件</td> <td>—</td> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>取組内容の追加</th> </tr> <tr> <td>構成項目</td> <td>実践活動</td> </tr> <tr> <td>対象施設等</td> <td>水路</td> </tr> <tr> <td>活動項目</td> <td>水路</td> </tr> <tr> <td>取組組</td> <td>9 水路附帯施設の保守管理</td> </tr> <tr> <td>取組内容</td> <td>□計画に基づいた配水操作 ・かんがい期前に策定した配水計画に基づき、責任者を定めて共同で配水操作を行うこと。</td> </tr> <tr> <td>活動要件</td> <td>—</td> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>取組内容の追加</th> </tr> <tr> <td>構成項目</td> <td>実践活動</td> </tr> <tr> <td>対象施設等</td> <td>ため池</td> </tr> <tr> <td>活動項目</td> <td>ため池</td> </tr> <tr> <td>取組組</td> <td>15 ため池附帯施設の保守管理</td> </tr> <tr> <td>取組内容</td> <td>□計画に基づいた配水操作 ・かんがい期前に策定した配水計画に基づき、責任者を定めて共同で配水操作を行うこと。</td> </tr> <tr> <td>活動要件</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>④ 農地維持支払交付金に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件（別紙1）（略） （2）～（4）（略）</p>	区分	取組内容の追加	構成項目	点検・計画策定	対象施設等	—	活動項目	点検	取組組	1 点検	取組内容	【ため池（管理道路含む）に関する取組内容】 □施設の点検 ・活動計画書に位置付けたすべてのため池について、泥の堆積状況（ゴミの投棄状況含む）、管理道路の状況（側溝のゴミの投棄状況含む）を確認すること。 ・堤体、取水施設、洪水吐等ため池の状況を把握するため、活動計画書に位置付けたため池の定期的な見回りを行うこと。 ・ため池の水抜きを行い、ゲート等のため池附帯施設の点検を行うこと。	活動要件	—	区分	取組内容の追加	構成項目	実践活動	対象施設等	農用地	活動項目	農用地	取組組	6 鳥獣害防護柵等の保守管理	取組内容	□鳥獣害防護柵の保守管理 ・鳥獣被害防止のための防護柵、 <u>隔障物</u> の下草刈りや簡易補修等による適正な管理を行うこと。	活動要件	—	区分	取組内容の追加	構成項目	実践活動	対象施設等	水路	活動項目	水路	取組組	9 水路附帯施設の保守管理	取組内容	□計画に基づいた配水操作 ・かんがい期前に策定した配水計画に基づき、責任者を定めて共同で配水操作を行うこと。	活動要件	—	区分	取組内容の追加	構成項目	実践活動	対象施設等	ため池	活動項目	ため池	取組組	15 ため池附帯施設の保守管理	取組内容	□計画に基づいた配水操作 ・かんがい期前に策定した配水計画に基づき、責任者を定めて共同で配水操作を行うこと。	活動要件	—	<p>○ 国実施要領・様式の改正に伴う変更 ・記載の適正化</p>
区分	活動内容の追加																																																																																																									
活動区分	点検・計画策定																																																																																																									
対象施設等	—																																																																																																									
活動項目	1 点検																																																																																																									
活動内容	【ため池（管理道路含む）に関する取組内容】 □施設の点検 ・活動計画書に位置付けたすべてのため池について、泥の堆積状況（ゴミの投棄状況含む）、管理道路の状況（側溝のゴミの投棄状況含む）を確認すること。 ・堤体、取水施設、洪水吐等ため池の状況を把握するため、活動計画書に位置付けたため池の定期的な見回りを行うこと。 ・ため池の水抜きを行い、ゲート等のため池附帯施設の点検を行うこと。																																																																																																									
活動要件	—																																																																																																									
区分	活動内容の追加																																																																																																									
活動区分	実践活動																																																																																																									
対象施設等	農用地																																																																																																									
活動項目	6 鳥獣害防護柵等の保守管理																																																																																																									
活動内容	□鳥獣害防護柵の保守管理 ・鳥獣被害防止のための防護柵、 <u>隔障物</u> の下草刈りや簡易補修等による適正な管理を行うこと。																																																																																																									
活動要件	—																																																																																																									
区分	活動内容の追加																																																																																																									
活動区分	実践活動																																																																																																									
対象施設等	水路																																																																																																									
活動項目	9 水路附帯施設の保守管理																																																																																																									
活動内容	□計画に基づいた配水操作 ・かんがい期前に策定した配水計画に基づき、責任者を定めて共同で配水操作を行うこと。																																																																																																									
活動要件	—																																																																																																									
区分	活動内容の追加																																																																																																									
活動区分	実践活動																																																																																																									
対象施設等	ため池																																																																																																									
活動項目	15 ため池附帯施設の保守管理																																																																																																									
活動内容	□計画に基づいた配水操作 ・かんがい期前に策定した配水計画に基づき、責任者を定めて共同で配水操作を行うこと。																																																																																																									
活動要件	—																																																																																																									
区分	取組内容の追加																																																																																																									
構成項目	点検・計画策定																																																																																																									
対象施設等	—																																																																																																									
活動項目	点検																																																																																																									
取組組	1 点検																																																																																																									
取組内容	【ため池（管理道路含む）に関する取組内容】 □施設の点検 ・活動計画書に位置付けたすべてのため池について、泥の堆積状況（ゴミの投棄状況含む）、管理道路の状況（側溝のゴミの投棄状況含む）を確認すること。 ・堤体、取水施設、洪水吐等ため池の状況を把握するため、活動計画書に位置付けたため池の定期的な見回りを行うこと。 ・ため池の水抜きを行い、ゲート等のため池附帯施設の点検を行うこと。																																																																																																									
活動要件	—																																																																																																									
区分	取組内容の追加																																																																																																									
構成項目	実践活動																																																																																																									
対象施設等	農用地																																																																																																									
活動項目	農用地																																																																																																									
取組組	6 鳥獣害防護柵等の保守管理																																																																																																									
取組内容	□鳥獣害防護柵の保守管理 ・鳥獣被害防止のための防護柵、 <u>隔障物</u> の下草刈りや簡易補修等による適正な管理を行うこと。																																																																																																									
活動要件	—																																																																																																									
区分	取組内容の追加																																																																																																									
構成項目	実践活動																																																																																																									
対象施設等	水路																																																																																																									
活動項目	水路																																																																																																									
取組組	9 水路附帯施設の保守管理																																																																																																									
取組内容	□計画に基づいた配水操作 ・かんがい期前に策定した配水計画に基づき、責任者を定めて共同で配水操作を行うこと。																																																																																																									
活動要件	—																																																																																																									
区分	取組内容の追加																																																																																																									
構成項目	実践活動																																																																																																									
対象施設等	ため池																																																																																																									
活動項目	ため池																																																																																																									
取組組	15 ため池附帯施設の保守管理																																																																																																									
取組内容	□計画に基づいた配水操作 ・かんがい期前に策定した配水計画に基づき、責任者を定めて共同で配水操作を行うこと。																																																																																																									
活動要件	—																																																																																																									

多面的機能支払の実施に関する基本方針（要綱基本方針）新旧対照表

変更後（案）	変更前	備考																										
<p>3. 資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）に関する事項</p> <p>(1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定</p> <p>① 地域活動指針策定における基本的考え方</p> <p>多面的機能支払交付金実施要領別記1-2の国が定める活動指針及び活動要件に示す<u>活動項目</u>のほか、次の<u>活動内容</u>を追加する。</p> <p>ア. 地域共同で行う急激な融雪による法面の侵食等を抑制する活動</p> <p>イ. 地域が共同で管理する有機質処理施設の管理</p> <p>ウ. 地域共同で行う鳥獣害防止のための活動</p> <p>エ. 地域共同で行う農用地に係る附帯施設の補修・設置</p> <p>オ. 地域共同で行う農用地からの風塵防止のための有機質資材の散布等</p> <p>カ. 地域が共同で管理する肥培かんがい施設の管理</p> <p>キ. 地域共同で行う生態系や環境の保全のため、河川、湖沼、湿原などへの農用地からの土砂流出抑制対策等の活動</p> <p>② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方</p> <p>ア. 施設の軽微な補修</p> <p>活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設等について、必要な<u>活動項目</u>を実施する。</p> <p>イ. 農村環境保全活動</p> <p>農村環境保全活動の<u>活動区分</u>のテーマから1以上を定めて、そのテーマに該当する計画策定、啓発・普及及び実践活動のそれぞれの<u>活動項目</u>を1以上実施する。</p> <p>ウ. 多面的機能の増進を図る活動</p> <p>多面的機能の増進を図る活動の<u>活動項目</u>から1以上を定めて、その<u>活動項目</u>に即した活動を実施する。</p> <p>③ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等（下線が追加部分）</p> <p>ア. 施設の軽微な補修</p> <table border="1" data-bbox="277 895 956 1187"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>活動内容の追加</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>活動区分</u></td> <td>機能診断・計画策定</td> </tr> <tr> <td>対象施設等</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td><u>活動項目</u></td> <td>24 農用地の機能診断</td> </tr> <tr> <td><u>活動内容</u></td> <td>【農用地に関する<u>活動内容</u>】 □施設の機能診断 ・活動計画書に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように畦畔、農用地法面、鳥獣害防護柵、防風ネット、<u>有機質処理施設等</u>の状況確認を行うこと。</td> </tr> <tr> <td>活動要件</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	区分	活動内容の追加	<u>活動区分</u>	機能診断・計画策定	対象施設等	—	<u>活動項目</u>	24 農用地の機能診断	<u>活動内容</u>	【農用地に関する <u>活動内容</u> 】 □施設の機能診断 ・活動計画書に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように畦畔、農用地法面、鳥獣害防護柵、防風ネット、 <u>有機質処理施設等</u> の状況確認を行うこと。	活動要件	—	<p>3. 資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）に関する事項</p> <p>(1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定</p> <p>① 地域活動指針策定における基本的考え方</p> <p>多面的機能支払交付金実施要領別記1-2の国が定める活動指針及び活動要件に示す<u>取組</u>のほか、次の<u>取組内容</u>を追加する。</p> <p>ア. 地域共同で行う急激な融雪による法面の侵食等を抑制する活動</p> <p>イ. 地域が共同で管理する有機質処理施設の管理</p> <p>ウ. 地域共同で行う鳥獣害防止のための活動</p> <p>エ. 地域共同で行う農用地に係る附帯施設の補修・設置</p> <p>オ. 地域共同で行う農用地からの風塵防止のための有機質資材の散布等</p> <p>カ. 地域が共同で管理する肥培かんがい施設の管理</p> <p>キ. 地域共同で行う生態系や環境の保全のため、河川、湖沼、湿原などへの農用地からの土砂流出抑制対策等の活動</p> <p>② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方</p> <p>ア. 施設の軽微な補修</p> <p>活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設等について、必要な<u>取組</u>を実施する。</p> <p>イ. 農村環境保全活動</p> <p>農村環境保全活動の<u>取組</u>のテーマから1以上を定めて、そのテーマに該当する計画策定、啓発・普及及び実践活動のそれぞれの<u>取組</u>を1以上実施する。</p> <p>ウ. 多面的機能の増進を図る活動</p> <p>多面的機能の増進を図る活動の<u>取組</u>から1以上を定めて、その<u>取組</u>に即した活動を実施する。</p> <p>③ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等（下線が追加部分）</p> <p>ア. 施設の軽微な補修</p> <table border="1" data-bbox="1090 895 1769 1187"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>取組内容の追加</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>構成項目</u></td> <td>機能診断・計画策定</td> </tr> <tr> <td>対象施設等</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td><u>活動項目</u></td> <td><u>機能診断</u></td> </tr> <tr> <td><u>取組</u></td> <td>24 農用地の機能診断</td> </tr> <tr> <td><u>取組内容</u></td> <td>【農用地に関する<u>取組内容</u>】 □施設の機能診断 ・活動計画書に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように畦畔、農用地法面、鳥獣害防護柵、防風ネット、<u>有機質処理施設等</u>の状況確認を行うこと。</td> </tr> <tr> <td>活動要件</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	区分	取組内容の追加	<u>構成項目</u>	機能診断・計画策定	対象施設等	—	<u>活動項目</u>	<u>機能診断</u>	<u>取組</u>	24 農用地の機能診断	<u>取組内容</u>	【農用地に関する <u>取組内容</u> 】 □施設の機能診断 ・活動計画書に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように畦畔、農用地法面、鳥獣害防護柵、防風ネット、 <u>有機質処理施設等</u> の状況確認を行うこと。	活動要件	—	<p>○ 国実施要領・様式の改正に伴う変更 ・ 記載の適正化</p>
区分	活動内容の追加																											
<u>活動区分</u>	機能診断・計画策定																											
対象施設等	—																											
<u>活動項目</u>	24 農用地の機能診断																											
<u>活動内容</u>	【農用地に関する <u>活動内容</u> 】 □施設の機能診断 ・活動計画書に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように畦畔、農用地法面、鳥獣害防護柵、防風ネット、 <u>有機質処理施設等</u> の状況確認を行うこと。																											
活動要件	—																											
区分	取組内容の追加																											
<u>構成項目</u>	機能診断・計画策定																											
対象施設等	—																											
<u>活動項目</u>	<u>機能診断</u>																											
<u>取組</u>	24 農用地の機能診断																											
<u>取組内容</u>	【農用地に関する <u>取組内容</u> 】 □施設の機能診断 ・活動計画書に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように畦畔、農用地法面、鳥獣害防護柵、防風ネット、 <u>有機質処理施設等</u> の状況確認を行うこと。																											
活動要件	—																											

多面的機能支払の実施に関する基本方針（要綱基本方針）新旧対照表

変更後（案）		変更前	備考																										
<table border="1"> <tr><td>区分</td><td>活動内容の追加</td></tr> <tr><td>活動区分</td><td>機能診断・計画策定</td></tr> <tr><td>対象施設等</td><td>—</td></tr> <tr><td>活動項目</td><td>25 水路の機能診断</td></tr> <tr><td>活動内容</td><td>【水路（開水路、パイプライン）に関する活動内容】 □施設の機能診断 ・活動計画書に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように施設等の状況確認（はらみの発生状況、目地部分の劣化状況、表面の劣化状況、沈下状況、側壁背面の侵食状況、藻等の発生状況、調整施設の遮光施設の状況、法面の侵食の発生状況、破損箇所^{の把握}、水路本体や集水区域の積雪状況の把握等）を行うこと。</td></tr> <tr><td>活動要件</td><td>—</td></tr> </table>		区分	活動内容の追加	活動区分	機能診断・計画策定	対象施設等	—	活動項目	25 水路の機能診断	活動内容	【水路（開水路、パイプライン）に関する活動内容】 □施設の機能診断 ・活動計画書に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように施設等の状況確認（はらみの発生状況、目地部分の劣化状況、表面の劣化状況、沈下状況、側壁背面の侵食状況、藻等の発生状況、調整施設の遮光施設の状況、法面の侵食の発生状況、破損箇所 ^{の把握} 、水路本体や集水区域の積雪状況の把握等）を行うこと。	活動要件	—	<table border="1"> <tr><td>区分</td><td>取組内容の追加</td></tr> <tr><td>構成項目</td><td>機能診断・計画策定</td></tr> <tr><td>対象施設等</td><td>—</td></tr> <tr><td>活動項目</td><td>機能診断</td></tr> <tr><td>取組</td><td>25 水路の機能診断</td></tr> <tr><td>取組内容</td><td>【水路（開水路、パイプライン）に関する取組内容】 □施設の機能診断 ・活動計画書に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように施設等の状況確認（はらみの発生状況、目地部分の劣化状況、表面の劣化状況、沈下状況、側壁背面の侵食状況、藻等の発生状況、調整施設の遮光施設の状況、法面の侵食の発生状況、破損箇所^{の把握}、水路本体や集水区域の積雪状況の把握等）を行うこと。</td></tr> <tr><td>活動要件</td><td>—</td></tr> </table>	区分	取組内容の追加	構成項目	機能診断・計画策定	対象施設等	—	活動項目	機能診断	取組	25 水路の機能診断	取組内容	【水路（開水路、パイプライン）に関する取組内容】 □施設の機能診断 ・活動計画書に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように施設等の状況確認（はらみの発生状況、目地部分の劣化状況、表面の劣化状況、沈下状況、側壁背面の侵食状況、藻等の発生状況、調整施設の遮光施設の状況、法面の侵食の発生状況、破損箇所 ^{の把握} 、水路本体や集水区域の積雪状況の把握等）を行うこと。	活動要件	—	<p>○ 国実施要領・様式の改正に伴う変更 ・記載の適正化</p>
区分	活動内容の追加																												
活動区分	機能診断・計画策定																												
対象施設等	—																												
活動項目	25 水路の機能診断																												
活動内容	【水路（開水路、パイプライン）に関する活動内容】 □施設の機能診断 ・活動計画書に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように施設等の状況確認（はらみの発生状況、目地部分の劣化状況、表面の劣化状況、沈下状況、側壁背面の侵食状況、藻等の発生状況、調整施設の遮光施設の状況、法面の侵食の発生状況、破損箇所 ^{の把握} 、水路本体や集水区域の積雪状況の把握等）を行うこと。																												
活動要件	—																												
区分	取組内容の追加																												
構成項目	機能診断・計画策定																												
対象施設等	—																												
活動項目	機能診断																												
取組	25 水路の機能診断																												
取組内容	【水路（開水路、パイプライン）に関する取組内容】 □施設の機能診断 ・活動計画書に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように施設等の状況確認（はらみの発生状況、目地部分の劣化状況、表面の劣化状況、沈下状況、側壁背面の侵食状況、藻等の発生状況、調整施設の遮光施設の状況、法面の侵食の発生状況、破損箇所 ^{の把握} 、水路本体や集水区域の積雪状況の把握等）を行うこと。																												
活動要件	—																												
<table border="1"> <tr><td>区分</td><td>活動内容の追加</td></tr> <tr><td>活動区分</td><td>実践活動</td></tr> <tr><td>対象施設等</td><td>農用地</td></tr> <tr><td>活動項目</td><td>30 農用地の軽微な補修等</td></tr> <tr><td>活動内容</td><td>①畦畔・農用地法面等 □融雪材の散布 ・ほ場の急激な融雪による法面等の侵食を抑制して形状を確保するため、雪解け時期に農地全面への粉炭や灰等の融雪材の散布を行うこと。 また、<u>雪割り</u>や<u>除排雪</u>を行うこと。</td></tr> <tr><td>活動要件</td><td>—</td></tr> </table>		区分	活動内容の追加	活動区分	実践活動	対象施設等	農用地	活動項目	30 農用地の軽微な補修等	活動内容	①畦畔・農用地法面等 □融雪材の散布 ・ほ場の急激な融雪による法面等の侵食を抑制して形状を確保するため、雪解け時期に農地全面への粉炭や灰等の融雪材の散布を行うこと。 また、 <u>雪割り</u> や <u>除排雪</u> を行うこと。	活動要件	—	<table border="1"> <tr><td>区分</td><td>取組内容の追加</td></tr> <tr><td>構成項目</td><td>実践活動</td></tr> <tr><td>対象施設等</td><td>農用地</td></tr> <tr><td>活動項目</td><td>農用地</td></tr> <tr><td>取組</td><td>30 農用地の軽微な補修等</td></tr> <tr><td>取組内容</td><td>①畦畔・農用地法面等 □融雪材の散布 ・ほ場の急激な融雪による法面等の侵食を抑制して形状を確保するため、雪解け時期に農地全面への粉炭や灰等の融雪材の散布を行うこと。 また、<u>吹き溜まりの雪割り作業</u>を行うこと。</td></tr> <tr><td>活動要件</td><td>—</td></tr> </table>	区分	取組内容の追加	構成項目	実践活動	対象施設等	農用地	活動項目	農用地	取組	30 農用地の軽微な補修等	取組内容	①畦畔・農用地法面等 □融雪材の散布 ・ほ場の急激な融雪による法面等の侵食を抑制して形状を確保するため、雪解け時期に農地全面への粉炭や灰等の融雪材の散布を行うこと。 また、 <u>吹き溜まりの雪割り作業</u> を行うこと。	活動要件	—	<p>○ 活動内容の追加 ・農用地における除排雪の追加</p>
区分	活動内容の追加																												
活動区分	実践活動																												
対象施設等	農用地																												
活動項目	30 農用地の軽微な補修等																												
活動内容	①畦畔・農用地法面等 □融雪材の散布 ・ほ場の急激な融雪による法面等の侵食を抑制して形状を確保するため、雪解け時期に農地全面への粉炭や灰等の融雪材の散布を行うこと。 また、 <u>雪割り</u> や <u>除排雪</u> を行うこと。																												
活動要件	—																												
区分	取組内容の追加																												
構成項目	実践活動																												
対象施設等	農用地																												
活動項目	農用地																												
取組	30 農用地の軽微な補修等																												
取組内容	①畦畔・農用地法面等 □融雪材の散布 ・ほ場の急激な融雪による法面等の侵食を抑制して形状を確保するため、雪解け時期に農地全面への粉炭や灰等の融雪材の散布を行うこと。 また、 <u>吹き溜まりの雪割り作業</u> を行うこと。																												
活動要件	—																												
<table border="1"> <tr><td>区分</td><td>活動内容の追加</td></tr> <tr><td>活動区分</td><td>実践活動</td></tr> <tr><td>対象施設等</td><td>農用地</td></tr> <tr><td>活動項目</td><td>30 農用地の軽微な補修等</td></tr> <tr><td>活動内容</td><td>①畦畔・農用地法面等 □融雪排水促進のための溝きり ・農用地等からの融雪水の排水を促進するために溝きりや心土破砕等を行い、表面排水及び地下浸透を促進し、法面等の侵食を抑制して形状確保を行うこと。</td></tr> <tr><td>活動要件</td><td>—</td></tr> </table>		区分	活動内容の追加	活動区分	実践活動	対象施設等	農用地	活動項目	30 農用地の軽微な補修等	活動内容	①畦畔・農用地法面等 □融雪排水促進のための溝きり ・農用地等からの融雪水の排水を促進するために溝きりや心土破砕等を行い、表面排水及び地下浸透を促進し、法面等の侵食を抑制して形状確保を行うこと。	活動要件	—	<table border="1"> <tr><td>区分</td><td>取組内容の追加</td></tr> <tr><td>構成項目</td><td>実践活動</td></tr> <tr><td>対象施設等</td><td>農用地</td></tr> <tr><td>活動項目</td><td>農用地</td></tr> <tr><td>取組</td><td>30 農用地の軽微な補修等</td></tr> <tr><td>取組内容</td><td>①畦畔・農用地法面等 □融雪排水促進のための溝きり ・農用地等からの融雪水の排水を促進するために溝きりや心土破砕等を行い、表面排水及び地下浸透を促進し、法面等の侵食を抑制して形状確保を行うこと。</td></tr> <tr><td>活動要件</td><td>—</td></tr> </table>	区分	取組内容の追加	構成項目	実践活動	対象施設等	農用地	活動項目	農用地	取組	30 農用地の軽微な補修等	取組内容	①畦畔・農用地法面等 □融雪排水促進のための溝きり ・農用地等からの融雪水の排水を促進するために溝きりや心土破砕等を行い、表面排水及び地下浸透を促進し、法面等の侵食を抑制して形状確保を行うこと。	活動要件	—	<p>○ 国実施要領・様式の改正に伴う変更 ・記載の適正化</p>
区分	活動内容の追加																												
活動区分	実践活動																												
対象施設等	農用地																												
活動項目	30 農用地の軽微な補修等																												
活動内容	①畦畔・農用地法面等 □融雪排水促進のための溝きり ・農用地等からの融雪水の排水を促進するために溝きりや心土破砕等を行い、表面排水及び地下浸透を促進し、法面等の侵食を抑制して形状確保を行うこと。																												
活動要件	—																												
区分	取組内容の追加																												
構成項目	実践活動																												
対象施設等	農用地																												
活動項目	農用地																												
取組	30 農用地の軽微な補修等																												
取組内容	①畦畔・農用地法面等 □融雪排水促進のための溝きり ・農用地等からの融雪水の排水を促進するために溝きりや心土破砕等を行い、表面排水及び地下浸透を促進し、法面等の侵食を抑制して形状確保を行うこと。																												
活動要件	—																												

多面的機能支払の実施に関する基本方針（要綱基本方針）新旧対照表

変更後（案）	変更前	備考																																																																														
<table border="1"> <tr><td>区分</td><td>活動内容の追加</td></tr> <tr><td>活動区分</td><td>実践活動</td></tr> <tr><td>対象施設等</td><td>農用地</td></tr> <tr><td>活動項目</td><td>30 農用地の軽微な補修等</td></tr> <tr><td>活動内容</td><td>②施設 □鳥獣害防護柵の補修・設置 ・鳥獣被害防止のための防護柵、隔離物の補修や設置等を行うこと ・農業被害が増加している特定鳥獣（エゾシカ）の食害等を回避するため、保護管理に向けた被害状況と目撃情報の収集活動や捕獲の活動をする。 ※上記の活動は、「鳥獣被害防止総合対策交付金」と重複していないこと。</td></tr> <tr><td>活動要件</td><td>—</td></tr> <tr><td>区分</td><td>活動内容の追加</td></tr> <tr><td>活動区分</td><td>実践活動</td></tr> <tr><td>対象施設等</td><td>農用地</td></tr> <tr><td>活動項目</td><td>30 農用地の軽微な補修等</td></tr> <tr><td>活動内容</td><td>②施設 □有機質処理施設の適正管理 ・有機質処理施設の破損箇所や老朽化した箇所の改修等を行うこと。 ・施設の周辺部の草刈り又は除草を行い、農業生産等への障害が生じないようにすること。 ・草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。（有機質処理施設は、地域の共有施設であり、かつ、共同で管理を行う場合及び個人の所有施設であっても共同管理組合を設立することなどにより、地域共同で管理することを取り決めている場合に限り、地域資源の質的向上を図る共同活動の対象とする。）</td></tr> <tr><td>活動要件</td><td>—</td></tr> <tr><td>区分</td><td>活動内容の追加</td></tr> <tr><td>活動区分</td><td>実践活動</td></tr> <tr><td>対象施設等</td><td>農用地</td></tr> <tr><td>活動項目</td><td>30 農用地の軽微な補修等</td></tr> <tr><td>活動内容</td><td>②施設 □附帯施設の補修・設置 ・農地内にある落水口や附帯明渠排水などの附帯施設について、補修や設置等を行うこと。</td></tr> <tr><td>活動要件</td><td>—</td></tr> </table>	区分	活動内容の追加	活動区分	実践活動	対象施設等	農用地	活動項目	30 農用地の軽微な補修等	活動内容	②施設 □鳥獣害防護柵の補修・設置 ・鳥獣被害防止のための防護柵、隔離物の補修や設置等を行うこと ・農業被害が増加している特定鳥獣（エゾシカ）の食害等を回避するため、保護管理に向けた被害状況と目撃情報の収集活動や捕獲の活動をする。 ※上記の活動は、「鳥獣被害防止総合対策交付金」と重複していないこと。	活動要件	—	区分	活動内容の追加	活動区分	実践活動	対象施設等	農用地	活動項目	30 農用地の軽微な補修等	活動内容	②施設 □有機質処理施設の適正管理 ・有機質処理施設の破損箇所や老朽化した箇所の改修等を行うこと。 ・施設の周辺部の草刈り又は除草を行い、農業生産等への障害が生じないようにすること。 ・草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。（有機質処理施設は、地域の共有施設であり、かつ、共同で管理を行う場合及び個人の所有施設であっても共同管理組合を設立することなどにより、地域共同で管理することを取り決めている場合に限り、地域資源の質的向上を図る共同活動の対象とする。）	活動要件	—	区分	活動内容の追加	活動区分	実践活動	対象施設等	農用地	活動項目	30 農用地の軽微な補修等	活動内容	②施設 □附帯施設の補修・設置 ・農地内にある落水口や附帯明渠排水などの附帯施設について、補修や設置等を行うこと。	活動要件	—	<table border="1"> <tr><td>区分</td><td>取組内容の追加</td></tr> <tr><td>構成項目</td><td>実践活動</td></tr> <tr><td>対象施設等</td><td>農用地</td></tr> <tr><td>活動項目</td><td>農用地</td></tr> <tr><td>取組</td><td>30 農用地の軽微な補修等</td></tr> <tr><td>取組内容</td><td>②施設 □鳥獣害防護柵の補修・設置 ・鳥獣被害防止のための防護柵、隔離物の補修や設置等を行うこと ・農業被害が増加している特定鳥獣（エゾシカ）の食害等を回避するため、保護管理に向けた被害状況と目撃情報の収集活動や捕獲の活動をする。 ※上記の活動は、「鳥獣被害防止総合対策交付金」と重複していないこと。</td></tr> <tr><td>活動要件</td><td>—</td></tr> <tr><td>区分</td><td>取組内容の追加</td></tr> <tr><td>構成項目</td><td>実践活動</td></tr> <tr><td>対象施設等</td><td>農用地</td></tr> <tr><td>活動項目</td><td>農用地</td></tr> <tr><td>取組</td><td>30 農用地の軽微な補修等</td></tr> <tr><td>取組内容</td><td>②施設 □有機質処理施設の適正管理 ・有機質処理施設の破損箇所や老朽化した箇所の改修等を行うこと。 ・施設の周辺部の草刈り又は除草を行い、農業生産等への障害が生じないようにすること。 ・草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。（有機質処理施設は、地域の共有施設であり、かつ、共同で管理を行う場合及び個人の所有施設であっても共同管理組合を設立することなどにより、地域共同で管理することを取り決めている場合に限り、地域資源の質的向上を図る共同活動の対象とする。）</td></tr> <tr><td>活動要件</td><td>—</td></tr> <tr><td>区分</td><td>取組内容の追加</td></tr> <tr><td>構成項目</td><td>実践活動</td></tr> <tr><td>対象施設等</td><td>農用地</td></tr> <tr><td>活動項目</td><td>農用地</td></tr> <tr><td>取組</td><td>30 農用地の軽微な補修等</td></tr> <tr><td>取組内容</td><td>②施設 □附帯施設の補修・設置 ・農地内にある落水口や附帯明渠排水などの附帯施設について、補修や設置等を行うこと。</td></tr> <tr><td>活動要件</td><td>—</td></tr> </table>	区分	取組内容の追加	構成項目	実践活動	対象施設等	農用地	活動項目	農用地	取組	30 農用地の軽微な補修等	取組内容	②施設 □鳥獣害防護柵の補修・設置 ・鳥獣被害防止のための防護柵、隔離物の補修や設置等を行うこと ・農業被害が増加している特定鳥獣（エゾシカ）の食害等を回避するため、保護管理に向けた被害状況と目撃情報の収集活動や捕獲の活動をする。 ※上記の活動は、「鳥獣被害防止総合対策交付金」と重複していないこと。	活動要件	—	区分	取組内容の追加	構成項目	実践活動	対象施設等	農用地	活動項目	農用地	取組	30 農用地の軽微な補修等	取組内容	②施設 □有機質処理施設の適正管理 ・有機質処理施設の破損箇所や老朽化した箇所の改修等を行うこと。 ・施設の周辺部の草刈り又は除草を行い、農業生産等への障害が生じないようにすること。 ・草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。（有機質処理施設は、地域の共有施設であり、かつ、共同で管理を行う場合及び個人の所有施設であっても共同管理組合を設立することなどにより、地域共同で管理することを取り決めている場合に限り、地域資源の質的向上を図る共同活動の対象とする。）	活動要件	—	区分	取組内容の追加	構成項目	実践活動	対象施設等	農用地	活動項目	農用地	取組	30 農用地の軽微な補修等	取組内容	②施設 □附帯施設の補修・設置 ・農地内にある落水口や附帯明渠排水などの附帯施設について、補修や設置等を行うこと。	活動要件	—	<p>○ 国実施要領・様式の改正に伴う変更 ・ 記載の適正化</p>
区分	活動内容の追加																																																																															
活動区分	実践活動																																																																															
対象施設等	農用地																																																																															
活動項目	30 農用地の軽微な補修等																																																																															
活動内容	②施設 □鳥獣害防護柵の補修・設置 ・鳥獣被害防止のための防護柵、隔離物の補修や設置等を行うこと ・農業被害が増加している特定鳥獣（エゾシカ）の食害等を回避するため、保護管理に向けた被害状況と目撃情報の収集活動や捕獲の活動をする。 ※上記の活動は、「鳥獣被害防止総合対策交付金」と重複していないこと。																																																																															
活動要件	—																																																																															
区分	活動内容の追加																																																																															
活動区分	実践活動																																																																															
対象施設等	農用地																																																																															
活動項目	30 農用地の軽微な補修等																																																																															
活動内容	②施設 □有機質処理施設の適正管理 ・有機質処理施設の破損箇所や老朽化した箇所の改修等を行うこと。 ・施設の周辺部の草刈り又は除草を行い、農業生産等への障害が生じないようにすること。 ・草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。（有機質処理施設は、地域の共有施設であり、かつ、共同で管理を行う場合及び個人の所有施設であっても共同管理組合を設立することなどにより、地域共同で管理することを取り決めている場合に限り、地域資源の質的向上を図る共同活動の対象とする。）																																																																															
活動要件	—																																																																															
区分	活動内容の追加																																																																															
活動区分	実践活動																																																																															
対象施設等	農用地																																																																															
活動項目	30 農用地の軽微な補修等																																																																															
活動内容	②施設 □附帯施設の補修・設置 ・農地内にある落水口や附帯明渠排水などの附帯施設について、補修や設置等を行うこと。																																																																															
活動要件	—																																																																															
区分	取組内容の追加																																																																															
構成項目	実践活動																																																																															
対象施設等	農用地																																																																															
活動項目	農用地																																																																															
取組	30 農用地の軽微な補修等																																																																															
取組内容	②施設 □鳥獣害防護柵の補修・設置 ・鳥獣被害防止のための防護柵、隔離物の補修や設置等を行うこと ・農業被害が増加している特定鳥獣（エゾシカ）の食害等を回避するため、保護管理に向けた被害状況と目撃情報の収集活動や捕獲の活動をする。 ※上記の活動は、「鳥獣被害防止総合対策交付金」と重複していないこと。																																																																															
活動要件	—																																																																															
区分	取組内容の追加																																																																															
構成項目	実践活動																																																																															
対象施設等	農用地																																																																															
活動項目	農用地																																																																															
取組	30 農用地の軽微な補修等																																																																															
取組内容	②施設 □有機質処理施設の適正管理 ・有機質処理施設の破損箇所や老朽化した箇所の改修等を行うこと。 ・施設の周辺部の草刈り又は除草を行い、農業生産等への障害が生じないようにすること。 ・草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。（有機質処理施設は、地域の共有施設であり、かつ、共同で管理を行う場合及び個人の所有施設であっても共同管理組合を設立することなどにより、地域共同で管理することを取り決めている場合に限り、地域資源の質的向上を図る共同活動の対象とする。）																																																																															
活動要件	—																																																																															
区分	取組内容の追加																																																																															
構成項目	実践活動																																																																															
対象施設等	農用地																																																																															
活動項目	農用地																																																																															
取組	30 農用地の軽微な補修等																																																																															
取組内容	②施設 □附帯施設の補修・設置 ・農地内にある落水口や附帯明渠排水などの附帯施設について、補修や設置等を行うこと。																																																																															
活動要件	—																																																																															

多面的機能支払の実施に関する基本方針（要綱基本方針）新旧対照表

変更後（案）	変更前	備考																																																				
<table border="1"> <tr><td>区分</td><td>活動内容の追加</td></tr> <tr><td>活動区分</td><td>実践活動</td></tr> <tr><td>対象施設等</td><td>水路</td></tr> <tr><td>活動項目</td><td>31 水路の軽微な補修等</td></tr> <tr><td>活動内容</td><td>①水路 □積雪被害防止 ・積雪による被害を防止するために、水路の雪割りや排雪等を行うこと。 ・急激な融雪による農業用排水路の侵食や氾濫等を防止するために、雪解け時期に農地全面への粉炭や灰等の融雪材を散布すること。</td></tr> <tr><td>活動要件</td><td>—</td></tr> <tr><td>区分</td><td>活動内容の追加</td></tr> <tr><td>活動区分</td><td>実践活動</td></tr> <tr><td>対象施設等</td><td>農道</td></tr> <tr><td>活動項目</td><td>32 農道の軽微な補修等</td></tr> <tr><td>活動内容</td><td>①農道 □除排雪 急激な融雪により路面や法面等の侵食を防止するために、農道の除排雪を行うこと。</td></tr> <tr><td>活動要件</td><td>—</td></tr> </table>	区分	活動内容の追加	活動区分	実践活動	対象施設等	水路	活動項目	31 水路の軽微な補修等	活動内容	①水路 □積雪被害防止 ・積雪による被害を防止するために、水路の雪割りや排雪等を行うこと。 ・急激な融雪による農業用排水路の侵食や氾濫等を防止するために、雪解け時期に農地全面への粉炭や灰等の融雪材を散布すること。	活動要件	—	区分	活動内容の追加	活動区分	実践活動	対象施設等	農道	活動項目	32 農道の軽微な補修等	活動内容	①農道 □除排雪 急激な融雪により路面や法面等の侵食を防止するために、農道の除排雪を行うこと。	活動要件	—	<table border="1"> <tr><td>区分</td><td>取組内容の追加</td></tr> <tr><td>構成項目</td><td>実践活動</td></tr> <tr><td>対象施設等</td><td>水路</td></tr> <tr><td>活動項目</td><td>水路</td></tr> <tr><td>取組</td><td>31 水路の軽微な補修等</td></tr> <tr><td>取組内容</td><td>①水路 □積雪被害防止 ・積雪による被害を防止するために、水路の雪割りや排雪等を行うこと。 ・急激な融雪による農業用排水路の侵食や氾濫等を防止するために、雪解け時期に農地全面への粉炭や灰等の融雪材を散布すること。</td></tr> <tr><td>活動要件</td><td>—</td></tr> <tr><td>区分</td><td>取組内容の追加</td></tr> <tr><td>構成項目</td><td>実践活動</td></tr> <tr><td>対象施設等</td><td>農道</td></tr> <tr><td>活動項目</td><td>農道</td></tr> <tr><td>取組</td><td>32 農道の軽微な補修等</td></tr> <tr><td>取組内容</td><td>①農道 □除排雪 急激な融雪により路面や法面等の侵食を防止するために、農道の除排雪を行うこと。</td></tr> <tr><td>活動要件</td><td>—</td></tr> </table>	区分	取組内容の追加	構成項目	実践活動	対象施設等	水路	活動項目	水路	取組	31 水路の軽微な補修等	取組内容	①水路 □積雪被害防止 ・積雪による被害を防止するために、水路の雪割りや排雪等を行うこと。 ・急激な融雪による農業用排水路の侵食や氾濫等を防止するために、雪解け時期に農地全面への粉炭や灰等の融雪材を散布すること。	活動要件	—	区分	取組内容の追加	構成項目	実践活動	対象施設等	農道	活動項目	農道	取組	32 農道の軽微な補修等	取組内容	①農道 □除排雪 急激な融雪により路面や法面等の侵食を防止するために、農道の除排雪を行うこと。	活動要件	—	<p>○ 国実施要領・様式の改正に伴う変更 ・ 記載の適正化</p>
区分	活動内容の追加																																																					
活動区分	実践活動																																																					
対象施設等	水路																																																					
活動項目	31 水路の軽微な補修等																																																					
活動内容	①水路 □積雪被害防止 ・積雪による被害を防止するために、水路の雪割りや排雪等を行うこと。 ・急激な融雪による農業用排水路の侵食や氾濫等を防止するために、雪解け時期に農地全面への粉炭や灰等の融雪材を散布すること。																																																					
活動要件	—																																																					
区分	活動内容の追加																																																					
活動区分	実践活動																																																					
対象施設等	農道																																																					
活動項目	32 農道の軽微な補修等																																																					
活動内容	①農道 □除排雪 急激な融雪により路面や法面等の侵食を防止するために、農道の除排雪を行うこと。																																																					
活動要件	—																																																					
区分	取組内容の追加																																																					
構成項目	実践活動																																																					
対象施設等	水路																																																					
活動項目	水路																																																					
取組	31 水路の軽微な補修等																																																					
取組内容	①水路 □積雪被害防止 ・積雪による被害を防止するために、水路の雪割りや排雪等を行うこと。 ・急激な融雪による農業用排水路の侵食や氾濫等を防止するために、雪解け時期に農地全面への粉炭や灰等の融雪材を散布すること。																																																					
活動要件	—																																																					
区分	取組内容の追加																																																					
構成項目	実践活動																																																					
対象施設等	農道																																																					
活動項目	農道																																																					
取組	32 農道の軽微な補修等																																																					
取組内容	①農道 □除排雪 急激な融雪により路面や法面等の侵食を防止するために、農道の除排雪を行うこと。																																																					
活動要件	—																																																					
<p>イ. 農村環境保全活動</p> <table border="1"> <tr><td>区分</td><td>活動内容の変更</td></tr> <tr><td>活動区分</td><td>実践活動</td></tr> <tr><td>テーマ</td><td>水質保全</td></tr> <tr><td>活動項目</td><td>44 その他（水質保全）</td></tr> <tr><td>活動内容</td><td>□水田からの排水（濁水）管理 ・水田からの濁水流出防止を図るために、ほ場内の浮遊物質を除去すること。又は、濁水がほ場内に滞留して浮遊（懸濁）物質の沈殿が図られるように、排水止水板を設置し、その適正な維持管理を行うこと。</td></tr> <tr><td>活動要件</td><td>—</td></tr> <tr><td>区分</td><td>活動内容の変更</td></tr> <tr><td>活動区分</td><td>実践活動</td></tr> <tr><td>テーマ</td><td>景観形成・生活環境保全</td></tr> <tr><td>活動項目</td><td>47 その他（景観形成・生活環境保全）</td></tr> <tr><td>活動内容</td><td>□農用地から風塵の防止活動 ・農用地周辺に立地する住宅等に対して、農用地からの風塵による影響を小さくするため、主として営農目的以外で農用地への植物の植栽、有機質資材の散布等を行い、適正な維持管理を行う等の取組を行うこと。または、風塵防止のための並木を整備し、枝打ち等により適正な維持管理を行うこと。</td></tr> <tr><td>活動要件</td><td>—</td></tr> </table>	区分	活動内容の変更	活動区分	実践活動	テーマ	水質保全	活動項目	44 その他（水質保全）	活動内容	□水田からの排水（濁水）管理 ・水田からの濁水流出防止を図るために、ほ場内の浮遊物質を除去すること。又は、濁水がほ場内に滞留して浮遊（懸濁）物質の沈殿が図られるように、排水止水板を設置し、その適正な維持管理を行うこと。	活動要件	—	区分	活動内容の変更	活動区分	実践活動	テーマ	景観形成・生活環境保全	活動項目	47 その他（景観形成・生活環境保全）	活動内容	□農用地から風塵の防止活動 ・農用地周辺に立地する住宅等に対して、農用地からの風塵による影響を小さくするため、主として営農目的以外で農用地への植物の植栽、有機質資材の散布等を行い、適正な維持管理を行う等の取組を行うこと。または、風塵防止のための並木を整備し、枝打ち等により適正な維持管理を行うこと。	活動要件	—	<p>イ. 農村環境保全活動</p> <table border="1"> <tr><td>区分</td><td>取組内容の変更</td></tr> <tr><td>活動指針の構成</td><td>実践活動</td></tr> <tr><td>テーマ</td><td>水質保全</td></tr> <tr><td>取組</td><td>44 その他（水質保全）</td></tr> <tr><td>取組内容</td><td>□水田からの排水（濁水）管理 ・水田からの濁水流出防止を図るために、ほ場内の浮遊物質を除去すること。又は、濁水がほ場内に滞留して浮遊（懸濁）物質の沈殿が図られるように、排水止水板を設置し、その適正な維持管理を行うこと。</td></tr> <tr><td>活動要件</td><td>—</td></tr> <tr><td>区分</td><td>取組内容の変更</td></tr> <tr><td>活動指針の構成</td><td>実践活動</td></tr> <tr><td>テーマ</td><td>景観形成・生活環境保全</td></tr> <tr><td>取組</td><td>47 その他（景観形成・生活環境保全）</td></tr> <tr><td>取組内容</td><td>□農用地から風塵の防止活動 ・農用地周辺に立地する住宅等に対して、農用地からの風塵による影響を小さくするため、主として営農目的以外で農用地への植物の植栽、有機質資材の散布等を行い、適正な維持管理を行う等の取組を行うこと。または、風塵防止のための並木を整備し、枝打ち等により適正な維持管理を行うこと。</td></tr> <tr><td>活動要件</td><td>—</td></tr> </table>	区分	取組内容の変更	活動指針の構成	実践活動	テーマ	水質保全	取組	44 その他（水質保全）	取組内容	□水田からの排水（濁水）管理 ・水田からの濁水流出防止を図るために、ほ場内の浮遊物質を除去すること。又は、濁水がほ場内に滞留して浮遊（懸濁）物質の沈殿が図られるように、排水止水板を設置し、その適正な維持管理を行うこと。	活動要件	—	区分	取組内容の変更	活動指針の構成	実践活動	テーマ	景観形成・生活環境保全	取組	47 その他（景観形成・生活環境保全）	取組内容	□農用地から風塵の防止活動 ・農用地周辺に立地する住宅等に対して、農用地からの風塵による影響を小さくするため、主として営農目的以外で農用地への植物の植栽、有機質資材の散布等を行い、適正な維持管理を行う等の取組を行うこと。または、風塵防止のための並木を整備し、枝打ち等により適正な維持管理を行うこと。	活動要件	—					
区分	活動内容の変更																																																					
活動区分	実践活動																																																					
テーマ	水質保全																																																					
活動項目	44 その他（水質保全）																																																					
活動内容	□水田からの排水（濁水）管理 ・水田からの濁水流出防止を図るために、ほ場内の浮遊物質を除去すること。又は、濁水がほ場内に滞留して浮遊（懸濁）物質の沈殿が図られるように、排水止水板を設置し、その適正な維持管理を行うこと。																																																					
活動要件	—																																																					
区分	活動内容の変更																																																					
活動区分	実践活動																																																					
テーマ	景観形成・生活環境保全																																																					
活動項目	47 その他（景観形成・生活環境保全）																																																					
活動内容	□農用地から風塵の防止活動 ・農用地周辺に立地する住宅等に対して、農用地からの風塵による影響を小さくするため、主として営農目的以外で農用地への植物の植栽、有機質資材の散布等を行い、適正な維持管理を行う等の取組を行うこと。または、風塵防止のための並木を整備し、枝打ち等により適正な維持管理を行うこと。																																																					
活動要件	—																																																					
区分	取組内容の変更																																																					
活動指針の構成	実践活動																																																					
テーマ	水質保全																																																					
取組	44 その他（水質保全）																																																					
取組内容	□水田からの排水（濁水）管理 ・水田からの濁水流出防止を図るために、ほ場内の浮遊物質を除去すること。又は、濁水がほ場内に滞留して浮遊（懸濁）物質の沈殿が図られるように、排水止水板を設置し、その適正な維持管理を行うこと。																																																					
活動要件	—																																																					
区分	取組内容の変更																																																					
活動指針の構成	実践活動																																																					
テーマ	景観形成・生活環境保全																																																					
取組	47 その他（景観形成・生活環境保全）																																																					
取組内容	□農用地から風塵の防止活動 ・農用地周辺に立地する住宅等に対して、農用地からの風塵による影響を小さくするため、主として営農目的以外で農用地への植物の植栽、有機質資材の散布等を行い、適正な維持管理を行う等の取組を行うこと。または、風塵防止のための並木を整備し、枝打ち等により適正な維持管理を行うこと。																																																					
活動要件	—																																																					

多面的機能支払の実施に関する基本方針（要綱基本方針）新旧対照表

変更後（案）	変更前	備考																																																								
<table border="1"> <tr><td>区分</td><td>活動内容の変更</td></tr> <tr><td>活動区分</td><td>実践活動</td></tr> <tr><td>テーマ</td><td>資源循環</td></tr> <tr><td>活動項目</td><td>50 地域資源の活用・資源循環活動</td></tr> <tr><td>活動内容</td><td>【肥培かんがい施設の適正管理】 ・肥培かんがい施設（パイプライン、調整槽、配水調整槽等）の破損箇所や老朽化した箇所の改修等を行うこと。 ・施設の周辺部の草刈り又は除草を行い、農業生産等への障害が生じないようにすること。 ・草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。（肥培かんがい施設は、地域の共有施設であり、かつ、共同で管理を行う場合及び個人の所有施設であっても共同管理組合を設立することなどにより、地域共同で管理することを取り決めている場合に限り、地域資源の質的向上を図る共同活動の対象とする。）</td></tr> <tr><td>活動要件</td><td>—</td></tr> <tr><td>区分</td><td>活動内容の追加</td></tr> <tr><td>活動区分</td><td>実践活動</td></tr> <tr><td>テーマ</td><td>資源循環</td></tr> <tr><td>活動項目</td><td>50 地域資源の活用・資源循環活動</td></tr> <tr><td>活動内容</td><td>【もみ殻の炭化】 ・資源の循環を推進するために、収穫時に発生するもみ殻を収集し、土壌改良剤等として利用するもみ殻燻炭を生成すること。</td></tr> <tr><td>活動要件</td><td>—</td></tr> </table> <p>ウ、多面的機能の増進を図る活動</p> <table border="1"> <tr><td>区分</td><td>活動内容の追加</td></tr> <tr><td>活動区分</td><td>多面的機能の増進を図る活動</td></tr> <tr><td>活動項目</td><td>59 都道府県、市町村が特に認める活動</td></tr> <tr><td>活動内容</td><td>・生態系や環境の保全のため、河川、湖沼、湿原などへの農用地からの土砂流出抑制対策等の活動を行うこと。</td></tr> <tr><td>活動要件</td><td>—</td></tr> </table> <p>④ 地域活動指針及び同指針に基づき定める要件（別紙2）（略）</p> <p>⑤ 水田貯留機能強化計画について 近年多発する豪雨災害への対策として、大雨時に河川や水路の水位の急上昇を抑えることを目的とした水田の持つ雨水貯留機能を活用した取組（田んぼダム）を推進する。 その効果発現には、田んぼダムの面的な広がりが必要であることから、計画策定にあたっては、対象河川、水路の流域内で一定程度のまとまりのある水田地帯を対象区域とした取組を進めることが必要である。</p>	区分	活動内容の変更	活動区分	実践活動	テーマ	資源循環	活動項目	50 地域資源の活用・資源循環活動	活動内容	【肥培かんがい施設の適正管理】 ・肥培かんがい施設（パイプライン、調整槽、配水調整槽等）の破損箇所や老朽化した箇所の改修等を行うこと。 ・施設の周辺部の草刈り又は除草を行い、農業生産等への障害が生じないようにすること。 ・草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。（肥培かんがい施設は、地域の共有施設であり、かつ、共同で管理を行う場合及び個人の所有施設であっても共同管理組合を設立することなどにより、地域共同で管理することを取り決めている場合に限り、地域資源の質的向上を図る共同活動の対象とする。）	活動要件	—	区分	活動内容の追加	活動区分	実践活動	テーマ	資源循環	活動項目	50 地域資源の活用・資源循環活動	活動内容	【もみ殻の炭化】 ・資源の循環を推進するために、収穫時に発生するもみ殻を収集し、土壌改良剤等として利用するもみ殻燻炭を生成すること。	活動要件	—	区分	活動内容の追加	活動区分	多面的機能の増進を図る活動	活動項目	59 都道府県、市町村が特に認める活動	活動内容	・生態系や環境の保全のため、河川、湖沼、湿原などへの農用地からの土砂流出抑制対策等の活動を行うこと。	活動要件	—	<table border="1"> <tr><td>区分</td><td>取組内容の変更</td></tr> <tr><td>活動指針の構成</td><td>実践活動</td></tr> <tr><td>テーマ</td><td>資源循環</td></tr> <tr><td>取組</td><td>50 地域資源の活用・資源循環活動</td></tr> <tr><td>取組内容</td><td>【肥培かんがい施設の適正管理】 ・肥培かんがい施設（パイプライン、調整槽、配水調整槽等）の破損箇所や老朽化した箇所の改修等を行うこと。 ・施設の周辺部の草刈り又は除草を行い、農業生産等への障害が生じないようにすること。 ・草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。（肥培かんがい施設は、地域の共有施設であり、かつ、共同で管理を行う場合及び個人の所有施設であっても共同管理組合を設立することなどにより、地域共同で管理することを取り決めている場合に限り、地域資源の質的向上を図る共同活動の対象とする。）</td></tr> <tr><td>活動要件</td><td>—</td></tr> </table> <p>ウ、多面的機能の増進を図る活動</p> <table border="1"> <tr><td>区分</td><td>取組内容の追加</td></tr> <tr><td>活動項目</td><td>多面的機能の増進を図る活動</td></tr> <tr><td>取組</td><td>59 都道府県、市町村が特に認める活動</td></tr> <tr><td>取組内容</td><td>・生態系や環境の保全のため、河川、湖沼、湿原などへの農用地からの土砂流出抑制対策等の活動を行うこと。</td></tr> <tr><td>活動要件</td><td>—</td></tr> </table> <p>④ 地域活動指針及び同指針に基づき定める要件（別紙2）（略）</p>	区分	取組内容の変更	活動指針の構成	実践活動	テーマ	資源循環	取組	50 地域資源の活用・資源循環活動	取組内容	【肥培かんがい施設の適正管理】 ・肥培かんがい施設（パイプライン、調整槽、配水調整槽等）の破損箇所や老朽化した箇所の改修等を行うこと。 ・施設の周辺部の草刈り又は除草を行い、農業生産等への障害が生じないようにすること。 ・草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。（肥培かんがい施設は、地域の共有施設であり、かつ、共同で管理を行う場合及び個人の所有施設であっても共同管理組合を設立することなどにより、地域共同で管理することを取り決めている場合に限り、地域資源の質的向上を図る共同活動の対象とする。）	活動要件	—	区分	取組内容の追加	活動項目	多面的機能の増進を図る活動	取組	59 都道府県、市町村が特に認める活動	取組内容	・生態系や環境の保全のため、河川、湖沼、湿原などへの農用地からの土砂流出抑制対策等の活動を行うこと。	活動要件	—	<p>○ 国実施要領・様式の改正に伴う変更 ・ 記載の適正化</p> <p>○ 活動内容の追加 ・ 資源循環にもみ殻の炭化を追加</p> <p>○ 国実施要領・様式の改正に伴う変更 ・ 記載の適正化</p> <p>○ 国実施要領・様式の改正に伴う変更 ・ 田んぼダム加算関連</p>
区分	活動内容の変更																																																									
活動区分	実践活動																																																									
テーマ	資源循環																																																									
活動項目	50 地域資源の活用・資源循環活動																																																									
活動内容	【肥培かんがい施設の適正管理】 ・肥培かんがい施設（パイプライン、調整槽、配水調整槽等）の破損箇所や老朽化した箇所の改修等を行うこと。 ・施設の周辺部の草刈り又は除草を行い、農業生産等への障害が生じないようにすること。 ・草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。（肥培かんがい施設は、地域の共有施設であり、かつ、共同で管理を行う場合及び個人の所有施設であっても共同管理組合を設立することなどにより、地域共同で管理することを取り決めている場合に限り、地域資源の質的向上を図る共同活動の対象とする。）																																																									
活動要件	—																																																									
区分	活動内容の追加																																																									
活動区分	実践活動																																																									
テーマ	資源循環																																																									
活動項目	50 地域資源の活用・資源循環活動																																																									
活動内容	【もみ殻の炭化】 ・資源の循環を推進するために、収穫時に発生するもみ殻を収集し、土壌改良剤等として利用するもみ殻燻炭を生成すること。																																																									
活動要件	—																																																									
区分	活動内容の追加																																																									
活動区分	多面的機能の増進を図る活動																																																									
活動項目	59 都道府県、市町村が特に認める活動																																																									
活動内容	・生態系や環境の保全のため、河川、湖沼、湿原などへの農用地からの土砂流出抑制対策等の活動を行うこと。																																																									
活動要件	—																																																									
区分	取組内容の変更																																																									
活動指針の構成	実践活動																																																									
テーマ	資源循環																																																									
取組	50 地域資源の活用・資源循環活動																																																									
取組内容	【肥培かんがい施設の適正管理】 ・肥培かんがい施設（パイプライン、調整槽、配水調整槽等）の破損箇所や老朽化した箇所の改修等を行うこと。 ・施設の周辺部の草刈り又は除草を行い、農業生産等への障害が生じないようにすること。 ・草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。（肥培かんがい施設は、地域の共有施設であり、かつ、共同で管理を行う場合及び個人の所有施設であっても共同管理組合を設立することなどにより、地域共同で管理することを取り決めている場合に限り、地域資源の質的向上を図る共同活動の対象とする。）																																																									
活動要件	—																																																									
区分	取組内容の追加																																																									
活動項目	多面的機能の増進を図る活動																																																									
取組	59 都道府県、市町村が特に認める活動																																																									
取組内容	・生態系や環境の保全のため、河川、湖沼、湿原などへの農用地からの土砂流出抑制対策等の活動を行うこと。																																																									
活動要件	—																																																									

多面的機能支払の実施に関する基本方針（要綱基本方針）新旧対照表

変更後（案）	変更前	備考																										
<p>⑥ 広域的に取り組む活動の推進について 多面的機能支払交付金実施要綱第2の1には、活動に関して国民の理解の増進に努めることが必要とされており、今まで以上に本交付金の取組効果を発現させるとともに、その効果を発信することが重要である。 そのため、道内の全ての対象組織が共通の認識を持ち、広域的に取り組むことで大きな波及効果を生み出すことが期待できる活動を推進する。 ※広域的に取り組む活動については、次のような活動を想定している。 ア. 生態系保全のための外来種の駆除活動 イ. 防災・減災力の強化に向けた活動</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>4. 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）に関する事項 (1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定</p> <p>①、② (略)</p> <p>③ 地域の状況に応じて追加する農地に係る施設や対象活動（下線が追加部分）</p> <table border="1" data-bbox="273 683 954 900"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>活動項目の追加</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>活動区分</td> <td>実践活動</td> </tr> <tr> <td>施設区分</td> <td>農地</td> </tr> <tr> <td>活動項目</td> <td><u>67 給水栓（散水施設を除く）の更新等</u></td> </tr> <tr> <td>活動内容</td> <td>□給水栓の更新 ・老朽化等により機能に支障が生じている給水栓の更新等の対策を行うこと。</td> </tr> <tr> <td>活動要件</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>④ (略)</p> <p>(2)、(3) (略)</p> <p>5. 広域協定の規模 (略)</p> <p>6. 地域の推進体制 (1) 基本的な考え方 (略)</p> <p>(2) 関係団体の役割分担 ① 北海道 (略) ② 市町村 (略)</p>	区分	活動項目の追加	活動区分	実践活動	施設区分	農地	活動項目	<u>67 給水栓（散水施設を除く）の更新等</u>	活動内容	□給水栓の更新 ・老朽化等により機能に支障が生じている給水栓の更新等の対策を行うこと。	活動要件	—	<p>⑤ 広域的に取り組む活動の推進について 多面的機能支払交付金実施要綱第2の1には、活動に関して国民の理解の増進に努めることが必要とされており、今まで以上に本交付金の取組効果を発現させるとともに、その効果を発信することが重要である。 そのため、道内の全ての組織が共通の認識を持ち、広域的に取り組むことで大きな波及効果を生み出すことが期待できる活動を推進する。 ※広域的に取り組む活動については、次のような活動を想定している。 ア. 生態系保全のための外来種の駆除活動 イ. 防災・減災力の強化に向けた活動</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>4. 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）に関する事項 (1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定</p> <p>①、② (略)</p> <p>③ 地域の状況に応じて追加する農地に係る施設や対象活動（下線が追加部分）</p> <table border="1" data-bbox="1088 683 1769 900"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>取組の追加</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>構成項目</td> <td>実践活動</td> </tr> <tr> <td>対象施設等</td> <td>農地</td> </tr> <tr> <td>活動項目</td> <td><u>農地</u></td> </tr> <tr> <td>取組</td> <td><u>100 給水栓（散水施設を除く）の更新等</u></td> </tr> <tr> <td>取組内容</td> <td>□給水栓の更新 ・老朽化等により機能に支障が生じている給水栓の更新等の対策を行うこと。</td> </tr> <tr> <td>活動要件</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>④ (略)</p> <p>(2)、(3) (略)</p> <p>5. 広域協定の規模 (略)</p> <p>6. 地域の推進体制 (1) 基本的な考え方 (略)</p> <p>(2) 関係団体の役割分担 ① 北海道 (略) ② 市町村 (略)</p>	区分	取組の追加	構成項目	実践活動	対象施設等	農地	活動項目	<u>農地</u>	取組	<u>100 給水栓（散水施設を除く）の更新等</u>	取組内容	□給水栓の更新 ・老朽化等により機能に支障が生じている給水栓の更新等の対策を行うこと。	活動要件	—	<p>○ 記載の適正化</p> <p>○ 国実施要領・様式の改正に伴う変更 ・ 記載の適正化</p>
区分	活動項目の追加																											
活動区分	実践活動																											
施設区分	農地																											
活動項目	<u>67 給水栓（散水施設を除く）の更新等</u>																											
活動内容	□給水栓の更新 ・老朽化等により機能に支障が生じている給水栓の更新等の対策を行うこと。																											
活動要件	—																											
区分	取組の追加																											
構成項目	実践活動																											
対象施設等	農地																											
活動項目	<u>農地</u>																											
取組	<u>100 給水栓（散水施設を除く）の更新等</u>																											
取組内容	□給水栓の更新 ・老朽化等により機能に支障が生じている給水栓の更新等の対策を行うこと。																											
活動要件	—																											

多面的機能支払の実施に関する基本方針（要綱基本方針）新旧対照表

変更後（案）	変更前	備考
<p>③ 道協議会</p> <p>ア. 交付申請事務等に関する指導・助言</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業者等に対する説明 ・ 市町村から提供のあった書類の不備、面積、要件等の確認 <p>イ. 普及推進活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象組織に対する本交付金全般に係る問合せ窓口（説明会の開催を含む。） ・ 手引き、広報資料等の作成 ・ 対象組織に対する指導・助言（技術指導、事務的支援を含む。） ・ 北海道地域資源保全情報のデータ蓄積・整備 <p>ウ. 実績値とりまとめ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実績値（面積、活動量等）のデータ入力処理 <p>エ. 検査等の支援</p> <p>オ. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象組織の法人化及び事務支援組織の設立支援 ・ その他必要となる事務（本交付金の実施に必要な各種調査等） ・ 活動事例や財産譲渡の情報等の収集 <p>(3) 市町村等への推進交付金の交付の方法 （略）</p> <p>(4) その他必要な事項</p> <p>① 北海道地域資源保全情報について</p> <p>農地や施設等の資源情報データベースを構築し、多面的機能支払及び中山間地域等直接支払に取り組む対象組織等が行う施設の維持管理等の保全情報の蓄積を行うことにより、申請・確認・報告等の事務、活動計画の見直し、地域資源保全管理構想の策定及び事業評価等を支援することを目的に、道協議会が関係市町村等と連携を図りながら、北海道地域資源保全情報のデータ蓄積・整備を進めていく。</p> <p>② システムの導入推進について</p> <p>多面的機能支払交付金に取り組む対象組織からの事務負担の軽減要望に応えるとともに、本交付金の成果を詳細に把握するための活動情報の収集や、適正な事務処理と効率的な執行体制の確立に向けて、北海道・市町村並びに道協議会がともに協力し、次のシステムの導入を積極的に推進する。</p> <p>ア. 北海道地域資源保全情報の整備に向けたシステム</p> <p>①の北海道地域資源保全情報の蓄積・整備に向けて既存GISツールによる整備を図る。</p> <p>イ. 事務負担の軽減等に向けたシステム</p> <p>事務負担の軽減、活動情報の収集等に向けて、道協議会が構築する帳票作成支援システムの運用を図る。</p> <p>7. その他 （略）</p>	<p>③ 道協議会</p> <p>ア. 交付申請事務等に関する指導・助言</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業者等に対する説明 ・ 市町村から提供のあった書類の不備、面積、要件等の確認 <p>イ. 普及推進活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 活動組織に対する本交付金全般に係る問合せ窓口（説明会の開催を含む。） ・ 手引き、広報資料等の作成 ・ 活動組織に対する指導・助言（技術指導、事務的支援を含む。） ・ 北海道地域資源保全情報のデータ蓄積・整備 <p>ウ. 実績値とりまとめ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実績値（面積、活動量等）のデータ入力処理 <p>エ. 検査等の支援</p> <p>オ. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 活動組織の法人化及び事務支援組織の設立支援 ・ その他必要となる事務（本交付金の実施に必要な各種調査等） ・ 活動事例や財産譲渡の情報等の収集 <p>(3) 市町村等への推進交付金の交付の方法 （略）</p> <p>(4) その他必要な事項</p> <p>① 北海道地域資源保全情報について</p> <p>農地や施設等の資源情報データベースを構築し、多面的機能支払及び中山間地域等直接支払に取り組む活動組織等が行う施設の維持管理等の保全情報の蓄積を行うことにより、申請・確認・報告等の事務、活動計画の見直し、地域資源保全管理構想の策定及び事業評価等を支援することを目的に、道協議会が関係市町村等と連携を図りながら、北海道地域資源保全情報のデータ蓄積・整備を進めていく。</p> <p>② システムの導入推進について</p> <p>多面的機能支払交付金に取り組む活動組織からの事務負担の軽減要望に応えるとともに、本交付金の成果を詳細に把握するための活動情報の収集や、適正な事務処理と効率的な執行体制の確立に向けて、北海道・市町村並びに道協議会がともに協力し、次のシステムの導入を積極的に推進する。</p> <p>ア. 北海道地域資源保全情報の整備に向けたシステム</p> <p>①の北海道地域資源保全情報の蓄積・整備に向けて既存GISツールによる整備を図る。</p> <p>イ. 事務負担の軽減等に向けたシステム</p> <p>事務負担の軽減、活動情報の収集等に向けて、道協議会が構築する帳票作成支援システムの運用を図る。</p> <p>7. その他 （略）</p>	<p>○ 記載の適正化</p>

多面的機能支払の実施に関する基本方針（要綱基本方針）新旧対照表

変更後（案）	変更前	備考																																																																																																																																																																																																																								
<p>【参考添付資料】</p> <p><参考1></p> <p style="text-align: center;">関係団体の役割分担表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業内容</th> <th colspan="3">実施主体</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>北海道</th> <th>関係市町村</th> <th>推進組織</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多面的機能支払交付金</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>多面的機能支払推進交付金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1. 法基本方針の策定</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2. 促進計画の策定</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3. 第三者機関の設置、運営</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4. 要綱基本方針の策定</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5. (1) 事業計画の指導、審査</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td> (2) 事業計画の認定</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6. (1) 広域協定の指導、審査</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td> (2) 広域協定の認定</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>7. (1) 実施状況確認</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td> (2) 実施状況報告</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8. 推進・指導</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> (1) 対象組織等への説明会</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td> (2) 活動に関する指導、助言</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td> (3) 推進に関する手引きの作成</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td> (4) 対象組織を支援する組織への支援</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9. (1) 交付申請書等の審査</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> (2) 通知、交付</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10. 多面的機能支払交付金の普及・啓発</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><参考2> (略)</p> <p>別添1 (略)</p> <p>別添2 (略)</p>	事業内容	実施主体			備考	北海道	関係市町村	推進組織	多面的機能支払交付金	○	○			多面的機能支払推進交付金					1. 法基本方針の策定	○				2. 促進計画の策定		○			3. 第三者機関の設置、運営	○				4. 要綱基本方針の策定	○				5. (1) 事業計画の指導、審査		○	○		(2) 事業計画の認定		○			6. (1) 広域協定の指導、審査		○	○		(2) 広域協定の認定		○			7. (1) 実施状況確認		○	○		(2) 実施状況報告		○			8. 推進・指導					(1) 対象組織等への説明会	○		○		(2) 活動に関する指導、助言	○	○	○		(3) 推進に関する手引きの作成			○		(4) 対象組織を支援する組織への支援			○		9. (1) 交付申請書等の審査	○	○			(2) 通知、交付	○	○			10. 多面的機能支払交付金の普及・啓発	○	○	○		<p>【参考添付資料】</p> <p><参考1></p> <p style="text-align: center;">関係団体の役割分担表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業内容</th> <th colspan="3">実施主体</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>北海道</th> <th>関係市町村</th> <th>推進組織</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多面的機能支払交付金</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>多面的機能支払推進交付金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1. 法基本方針の策定</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2. 促進計画の策定</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3. 第三者機関の設置、運営</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4. 要綱基本方針の策定</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5. (1) 事業計画の指導、審査</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td> (2) 事業計画の認定</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6. (1) 広域協定の指導、審査</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td> (2) 広域協定の認定</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>7. (1) 実施状況確認</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td> (2) 実施状況報告</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8. 推進・指導</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> (1) 活動組織等への説明会</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td> (2) 活動に関する指導、助言</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td> (3) 推進に関する手引きの作成</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td> (4) 活動組織を支援する組織への支援</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9. (1) 交付申請書等の審査</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> (2) 通知、交付</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10. 多面的機能支払交付金の普及・啓発</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><参考2> (略)</p> <p>別添1 (略)</p> <p>別添2 (略)</p>	事業内容	実施主体			備考	北海道	関係市町村	推進組織	多面的機能支払交付金	○	○			多面的機能支払推進交付金					1. 法基本方針の策定	○				2. 促進計画の策定		○			3. 第三者機関の設置、運営	○				4. 要綱基本方針の策定	○				5. (1) 事業計画の指導、審査		○	○		(2) 事業計画の認定		○			6. (1) 広域協定の指導、審査		○	○		(2) 広域協定の認定		○			7. (1) 実施状況確認		○	○		(2) 実施状況報告		○			8. 推進・指導					(1) 活動組織等への説明会	○		○		(2) 活動に関する指導、助言	○	○	○		(3) 推進に関する手引きの作成			○		(4) 活動組織を支援する組織への支援			○		9. (1) 交付申請書等の審査	○	○			(2) 通知、交付	○	○			10. 多面的機能支払交付金の普及・啓発	○	○	○		<p>○ 記載の適正化</p>
事業内容		実施主体				備考																																																																																																																																																																																																																				
	北海道	関係市町村	推進組織																																																																																																																																																																																																																							
多面的機能支払交付金	○	○																																																																																																																																																																																																																								
多面的機能支払推進交付金																																																																																																																																																																																																																										
1. 法基本方針の策定	○																																																																																																																																																																																																																									
2. 促進計画の策定		○																																																																																																																																																																																																																								
3. 第三者機関の設置、運営	○																																																																																																																																																																																																																									
4. 要綱基本方針の策定	○																																																																																																																																																																																																																									
5. (1) 事業計画の指導、審査		○	○																																																																																																																																																																																																																							
(2) 事業計画の認定		○																																																																																																																																																																																																																								
6. (1) 広域協定の指導、審査		○	○																																																																																																																																																																																																																							
(2) 広域協定の認定		○																																																																																																																																																																																																																								
7. (1) 実施状況確認		○	○																																																																																																																																																																																																																							
(2) 実施状況報告		○																																																																																																																																																																																																																								
8. 推進・指導																																																																																																																																																																																																																										
(1) 対象組織等への説明会	○		○																																																																																																																																																																																																																							
(2) 活動に関する指導、助言	○	○	○																																																																																																																																																																																																																							
(3) 推進に関する手引きの作成			○																																																																																																																																																																																																																							
(4) 対象組織を支援する組織への支援			○																																																																																																																																																																																																																							
9. (1) 交付申請書等の審査	○	○																																																																																																																																																																																																																								
(2) 通知、交付	○	○																																																																																																																																																																																																																								
10. 多面的機能支払交付金の普及・啓発	○	○	○																																																																																																																																																																																																																							
事業内容	実施主体			備考																																																																																																																																																																																																																						
	北海道	関係市町村	推進組織																																																																																																																																																																																																																							
多面的機能支払交付金	○	○																																																																																																																																																																																																																								
多面的機能支払推進交付金																																																																																																																																																																																																																										
1. 法基本方針の策定	○																																																																																																																																																																																																																									
2. 促進計画の策定		○																																																																																																																																																																																																																								
3. 第三者機関の設置、運営	○																																																																																																																																																																																																																									
4. 要綱基本方針の策定	○																																																																																																																																																																																																																									
5. (1) 事業計画の指導、審査		○	○																																																																																																																																																																																																																							
(2) 事業計画の認定		○																																																																																																																																																																																																																								
6. (1) 広域協定の指導、審査		○	○																																																																																																																																																																																																																							
(2) 広域協定の認定		○																																																																																																																																																																																																																								
7. (1) 実施状況確認		○	○																																																																																																																																																																																																																							
(2) 実施状況報告		○																																																																																																																																																																																																																								
8. 推進・指導																																																																																																																																																																																																																										
(1) 活動組織等への説明会	○		○																																																																																																																																																																																																																							
(2) 活動に関する指導、助言	○	○	○																																																																																																																																																																																																																							
(3) 推進に関する手引きの作成			○																																																																																																																																																																																																																							
(4) 活動組織を支援する組織への支援			○																																																																																																																																																																																																																							
9. (1) 交付申請書等の審査	○	○																																																																																																																																																																																																																								
(2) 通知、交付	○	○																																																																																																																																																																																																																								
10. 多面的機能支払交付金の普及・啓発	○	○	○																																																																																																																																																																																																																							

変更後（案）		変更前		備考																																																											
（別紙 1） 北海道 地域活動指針及び同指針に基づく要件 （農地維持活動） 第 1 地域活動指針及び同指針に基づく要件 1 地域資源の基礎的な保全活動		（別紙 1） 北海道 地域活動指針及び同指針に基づく要件 （農地維持活動） 第 1 地域活動指針及び同指針に基づく要件 1 地域資源の基礎的な保全活動		○ 国実施要領・様式の改正に伴う変更 ・ 記載の適正化																																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>活動区分</th> <th>活動項目</th> <th>活動要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">点検・計画策定</td> <td>点検</td> <td>1 点検 活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、遊休農地の発生状況等の把握、泥の堆積状況等の点検を毎年度実施する。</td> </tr> <tr> <td>計画策定</td> <td>2 年度活動計画の策定 点検結果を踏まえて、実践活動に関する年度計画を毎年度策定する。</td> </tr> <tr> <td>研修</td> <td>3 事務・組織運営等に関する研修、機械の安全使用に関する研修</td> <td>事務・組織運営等に関する研修、機械の安全使用に関する研修について、5年間に各1回以上実施する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="15">実践活動</td> <td rowspan="3">農用地</td> <td>4 遊休農地発生防止のための保全管理</td> <td rowspan="15">活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、遊休農地発生防止のための保全管理、畦畔・法面・防風林の草刈り等を毎年度実施する。 ただし、下線部の活動については、点検結果に基づき、必要となる活動項目を実施する。</td> </tr> <tr> <td>5 畦畔・法面・防風林の草刈り</td> </tr> <tr> <td>6 鳥獣害防護柵等の保守管理</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">水路</td> <td>7 水路の草刈り</td> </tr> <tr> <td>8 水路の泥上げ</td> </tr> <tr> <td>9 水路附帯施設の保守管理</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">農道</td> <td>10 農道の草刈り</td> </tr> <tr> <td>11 農道側溝の泥上げ</td> </tr> <tr> <td>12 路面の維持</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">ため池</td> <td>13 ため池の草刈り</td> </tr> <tr> <td>14 ため池の泥上げ</td> </tr> <tr> <td>15 ため池附帯施設の保守管理</td> </tr> <tr> <td>共通</td> <td>16 異常気象時の対応</td> </tr> </tbody> </table>	活動区分	活動項目	活動要件		点検・計画策定	点検	1 点検 活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、遊休農地の発生状況等の把握、泥の堆積状況等の点検を毎年度実施する。	計画策定	2 年度活動計画の策定 点検結果を踏まえて、実践活動に関する年度計画を毎年度策定する。	研修	3 事務・組織運営等に関する研修、機械の安全使用に関する研修	事務・組織運営等に関する研修、機械の安全使用に関する研修について、5年間に各1回以上実施する。	実践活動	農用地	4 遊休農地発生防止のための保全管理	活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、遊休農地発生防止のための保全管理、畦畔・法面・防風林の草刈り等を毎年度実施する。 ただし、下線部の活動については、点検結果に基づき、必要となる活動項目を実施する。	5 畦畔・法面・防風林の草刈り	6 鳥獣害防護柵等の保守管理	水路	7 水路の草刈り	8 水路の泥上げ	9 水路附帯施設の保守管理	農道	10 農道の草刈り	11 農道側溝の泥上げ	12 路面の維持	ため池	13 ため池の草刈り	14 ため池の泥上げ	15 ため池附帯施設の保守管理	共通	16 異常気象時の対応	<table border="1"> <thead> <tr> <th>活動項目</th> <th>取組</th> <th>活動要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">点検・計画策定</td> <td>点検</td> <td>1 点検 活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、遊休農地の発生状況等の把握、泥の堆積状況等の点検を毎年度実施する。</td> </tr> <tr> <td>計画策定</td> <td>2 年度活動計画の策定 点検結果を踏まえて、実践活動に関する年度計画を毎年度策定する。</td> </tr> <tr> <td>研修</td> <td>3 事務・組織運営等に関する研修、機械の安全使用に関する研修</td> <td>事務・組織運営等に関する研修、機械の安全使用に関する研修について、5年間に各1回以上実施する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="15">実践活動</td> <td rowspan="3">農用地</td> <td>4 遊休農地発生防止のための保全管理</td> <td rowspan="15">活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、遊休農地発生防止のための保全管理、畦畔・法面・防風林の草刈り等を毎年度実施する。 ただし、下線部の活動については、点検結果に基づき、必要となる取組を実施する。</td> </tr> <tr> <td>5 畦畔・法面・防風林の草刈り</td> </tr> <tr> <td>6 鳥獣害防護柵等の保守管理</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">水路</td> <td>7 水路の草刈り</td> </tr> <tr> <td>8 水路の泥上げ</td> </tr> <tr> <td>9 水路附帯施設の保守管理</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">農道</td> <td>10 農道の草刈り</td> </tr> <tr> <td>11 農道側溝の泥上げ</td> </tr> <tr> <td>12 路面の維持</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">ため池</td> <td>13 ため池の草刈り</td> </tr> <tr> <td>14 ため池の泥上げ</td> </tr> <tr> <td>15 ため池附帯施設の保守管理</td> </tr> <tr> <td>共通</td> <td>16 異常気象時の対応</td> </tr> </tbody> </table>	活動項目	取組	活動要件	点検・計画策定	点検	1 点検 活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、遊休農地の発生状況等の把握、泥の堆積状況等の点検を毎年度実施する。	計画策定	2 年度活動計画の策定 点検結果を踏まえて、実践活動に関する年度計画を毎年度策定する。	研修	3 事務・組織運営等に関する研修、機械の安全使用に関する研修	事務・組織運営等に関する研修、機械の安全使用に関する研修について、5年間に各1回以上実施する。	実践活動	農用地	4 遊休農地発生防止のための保全管理	活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、遊休農地発生防止のための保全管理、畦畔・法面・防風林の草刈り等を毎年度実施する。 ただし、下線部の活動については、点検結果に基づき、必要となる取組を実施する。	5 畦畔・法面・防風林の草刈り	6 鳥獣害防護柵等の保守管理	水路	7 水路の草刈り	8 水路の泥上げ	9 水路附帯施設の保守管理	農道	10 農道の草刈り	11 農道側溝の泥上げ	12 路面の維持	ため池	13 ため池の草刈り	14 ため池の泥上げ	15 ため池附帯施設の保守管理	共通
活動区分	活動項目	活動要件																																																													
点検・計画策定	点検	1 点検 活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、遊休農地の発生状況等の把握、泥の堆積状況等の点検を毎年度実施する。																																																													
	計画策定	2 年度活動計画の策定 点検結果を踏まえて、実践活動に関する年度計画を毎年度策定する。																																																													
研修	3 事務・組織運営等に関する研修、機械の安全使用に関する研修	事務・組織運営等に関する研修、機械の安全使用に関する研修について、5年間に各1回以上実施する。																																																													
実践活動	農用地	4 遊休農地発生防止のための保全管理	活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、遊休農地発生防止のための保全管理、畦畔・法面・防風林の草刈り等を毎年度実施する。 ただし、下線部の活動については、点検結果に基づき、必要となる活動項目を実施する。																																																												
		5 畦畔・法面・防風林の草刈り																																																													
		6 鳥獣害防護柵等の保守管理																																																													
	水路	7 水路の草刈り																																																													
		8 水路の泥上げ																																																													
		9 水路附帯施設の保守管理																																																													
	農道	10 農道の草刈り																																																													
		11 農道側溝の泥上げ																																																													
		12 路面の維持																																																													
	ため池	13 ため池の草刈り																																																													
		14 ため池の泥上げ																																																													
		15 ため池附帯施設の保守管理																																																													
	共通	16 異常気象時の対応																																																													
	活動項目	取組		活動要件																																																											
	点検・計画策定	点検		1 点検 活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、遊休農地の発生状況等の把握、泥の堆積状況等の点検を毎年度実施する。																																																											
計画策定		2 年度活動計画の策定 点検結果を踏まえて、実践活動に関する年度計画を毎年度策定する。																																																													
研修	3 事務・組織運営等に関する研修、機械の安全使用に関する研修	事務・組織運営等に関する研修、機械の安全使用に関する研修について、5年間に各1回以上実施する。																																																													
実践活動	農用地	4 遊休農地発生防止のための保全管理	活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、遊休農地発生防止のための保全管理、畦畔・法面・防風林の草刈り等を毎年度実施する。 ただし、下線部の活動については、点検結果に基づき、必要となる取組を実施する。																																																												
		5 畦畔・法面・防風林の草刈り																																																													
		6 鳥獣害防護柵等の保守管理																																																													
	水路	7 水路の草刈り																																																													
		8 水路の泥上げ																																																													
		9 水路附帯施設の保守管理																																																													
	農道	10 農道の草刈り																																																													
		11 農道側溝の泥上げ																																																													
		12 路面の維持																																																													
	ため池	13 ため池の草刈り																																																													
		14 ため池の泥上げ																																																													
		15 ため池附帯施設の保守管理																																																													
	共通	16 異常気象時の対応																																																													

多面的機能支払の実施に関する基本方針（要綱基本方針）新旧対照表

変更後（案）	変更前	備考																								
<p>2 地域資源の適切な保全管理のための推進活動</p> <table border="1" data-bbox="210 336 949 767"> <thead> <tr> <th>活動区分</th> <th>活動項目</th> <th>活動要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">地域資源の適切な保全管理のための推進活動</td> <td>17 農業者（入り作農家、土地持ち非農家を含む）による検討会の開催</td> <td rowspan="7">該当する活動項目を選択し、毎年度実施する。</td> </tr> <tr> <td>18 農業者に対する意向調査、農業者による現地調査</td> </tr> <tr> <td>19 不在村地主との連絡体制の整備、調整、それに必要な調査</td> </tr> <tr> <td>20 地域住民等（集落外の住民・組織等も含む）との意見交換・ワークショップ・交流会の開催</td> </tr> <tr> <td>21 地域住民等に対する意向調査、地域住民等との集落内調査</td> </tr> <tr> <td>22 有識者等による研修会、有識者を交えた検討会の開催</td> </tr> <tr> <td>23 その他（地域の実情に応じて対象組織が具体的に設定）</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2 活動の説明</p> <p>1 農地維持活動</p> <p>(1) 地域資源の基礎的な保全活動</p> <p>1) 点検・計画策定</p> <p>ア 点検</p> <p>1) 点検</p> <p>【農用地に関する活動内容】 (略)</p> <p>【水路（開水路、パイプライン）に関する活動内容】 (略)</p> <p>【農道に関する活動内容】 (略)</p> <p>【ため池（管理道路含む）に関する活動内容】 (略)</p> <p>イ 計画策定 (略)</p> <p>2) 研修 (略)</p>	活動区分	活動項目	活動要件	地域資源の適切な保全管理のための推進活動	17 農業者（入り作農家、土地持ち非農家を含む）による検討会の開催	該当する活動項目を選択し、毎年度実施する。	18 農業者に対する意向調査、農業者による現地調査	19 不在村地主との連絡体制の整備、調整、それに必要な調査	20 地域住民等（集落外の住民・組織等も含む）との意見交換・ワークショップ・交流会の開催	21 地域住民等に対する意向調査、地域住民等との集落内調査	22 有識者等による研修会、有識者を交えた検討会の開催	23 その他（地域の実情に応じて対象組織が具体的に設定）	<p>2 地域資源の適切な保全管理のための推進活動</p> <table border="1" data-bbox="1023 336 1762 767"> <thead> <tr> <th>活動項目</th> <th>取組</th> <th>活動要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">地域資源の適切な保全管理のための推進活動</td> <td>17 農業者（入り作農家、土地持ち非農家を含む）による検討会の開催</td> <td rowspan="7">該当する取組を選択し、毎年度実施する。</td> </tr> <tr> <td>18 農業者に対する意向調査、農業者による現地調査</td> </tr> <tr> <td>19 不在村地主との連絡体制の整備、調整、それに必要な調査</td> </tr> <tr> <td>20 地域住民等（集落外の住民・組織等も含む）との意見交換・ワークショップ・交流会の開催</td> </tr> <tr> <td>21 地域住民等に対する意向調査、地域住民等との集落内調査</td> </tr> <tr> <td>22 有識者等による研修会、有識者を交えた検討会の開催</td> </tr> <tr> <td>23 その他（地域の実情に応じて対象組織が具体的に設定）</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2 取組の説明</p> <p>1 農地維持活動</p> <p>(1) 地域資源の基礎的な保全活動</p> <p>1) 点検・計画策定</p> <p>ア 点検</p> <p>1) 点検</p> <p>【農用地に関する取組内容】 (略)</p> <p>【水路（開水路、パイプライン）に関する取組内容】 (略)</p> <p>【農道に関する取組内容】 (略)</p> <p>【ため池（管理道路含む）に関する取組内容】 (略)</p> <p>イ 計画策定 (略)</p> <p>2) 研修 (略)</p>	活動項目	取組	活動要件	地域資源の適切な保全管理のための推進活動	17 農業者（入り作農家、土地持ち非農家を含む）による検討会の開催	該当する取組を選択し、毎年度実施する。	18 農業者に対する意向調査、農業者による現地調査	19 不在村地主との連絡体制の整備、調整、それに必要な調査	20 地域住民等（集落外の住民・組織等も含む）との意見交換・ワークショップ・交流会の開催	21 地域住民等に対する意向調査、地域住民等との集落内調査	22 有識者等による研修会、有識者を交えた検討会の開催	23 その他（地域の実情に応じて対象組織が具体的に設定）	<p>○ 国実施要領・様式の改正に伴う変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 記載の適正化
活動区分	活動項目	活動要件																								
地域資源の適切な保全管理のための推進活動	17 農業者（入り作農家、土地持ち非農家を含む）による検討会の開催	該当する活動項目を選択し、毎年度実施する。																								
	18 農業者に対する意向調査、農業者による現地調査																									
	19 不在村地主との連絡体制の整備、調整、それに必要な調査																									
	20 地域住民等（集落外の住民・組織等も含む）との意見交換・ワークショップ・交流会の開催																									
	21 地域住民等に対する意向調査、地域住民等との集落内調査																									
	22 有識者等による研修会、有識者を交えた検討会の開催																									
	23 その他（地域の実情に応じて対象組織が具体的に設定）																									
活動項目	取組	活動要件																								
地域資源の適切な保全管理のための推進活動	17 農業者（入り作農家、土地持ち非農家を含む）による検討会の開催	該当する取組を選択し、毎年度実施する。																								
	18 農業者に対する意向調査、農業者による現地調査																									
	19 不在村地主との連絡体制の整備、調整、それに必要な調査																									
	20 地域住民等（集落外の住民・組織等も含む）との意見交換・ワークショップ・交流会の開催																									
	21 地域住民等に対する意向調査、地域住民等との集落内調査																									
	22 有識者等による研修会、有識者を交えた検討会の開催																									
	23 その他（地域の実情に応じて対象組織が具体的に設定）																									

多面的機能支払の実施に関する基本方針（要綱基本方針）新旧対照表

変更後（案）	変更前	備考
<p>3) 実践活動</p> <p>ア 農用地に関する <u>活動内容</u> (略)</p> <p>イ 水路（開水路・パイプライン）に関する <u>活動内容</u> (略)</p> <p>ウ 農道に関する <u>活動内容</u> (略)</p> <p>エ ため池に関する <u>活動内容</u> (略)</p> <p>オ 共通 (略)</p> <p>(2) 地域資源の適切な保全管理のための推進活動 (略)</p>	<p>3) 実践活動</p> <p>ア 農用地に関する <u>取組内容</u> (略)</p> <p>イ 水路（開水路・パイプライン）に関する <u>取組内容</u> (略)</p> <p>ウ 農道に関する <u>取組内容</u> (略)</p> <p>エ ため池に関する <u>取組内容</u> (略)</p> <p>オ 共通 (略)</p> <p>(2) 地域資源の適切な保全管理のための推進活動 (略)</p>	<p>○ 国実施要領・様式の改正に伴う変更 ・ 記載の適正化</p>

変更後（案）	変更前	備考																																																																																										
<p>(別紙2)</p> <p>北海道 地域活動指針及び同指針に基づく要件 (資源向上活動（地域資源の質的向上を図る共同活動）)</p> <p>第1 地域活動指針及び同指針に基づく要件</p> <p>1 施設の軽微な補修</p> <table border="1" data-bbox="210 488 949 994"> <thead> <tr> <th>活動区分</th> <th>活動項目</th> <th>活動要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">機能診断・計画策定</td> <td rowspan="4">機能診断</td> <td>24 農用地の機能診断</td> <td rowspan="4">活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、施設の機能診断、診断結果の記録管理を毎年度実施する。</td> </tr> <tr> <td>25 水路の機能診断</td> </tr> <tr> <td>26 農道の機能診断</td> </tr> <tr> <td>27 ため池の機能診断</td> </tr> <tr> <td>計画策定</td> <td>28 年度活動計画の策定</td> <td>機能診断結果を踏まえて、実践活動に関する年度計画を毎年度策定する。</td> </tr> <tr> <td>研修</td> <td>29 機能診断・補修技術等に関する研修</td> <td>機能診断・補修技術等に関する研修について、5年間に1回以上実施する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">実践活動</td> <td>農用地</td> <td>30 農用地の軽微な補修等</td> <td rowspan="4">活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、農用地の軽微な補修等、必要な活動項目を毎年度実施する。</td> </tr> <tr> <td>水路</td> <td>31 水路の軽微な補修等</td> </tr> <tr> <td>農道</td> <td>32 農道の軽微な補修等</td> </tr> <tr> <td>ため池</td> <td>33 ため池の軽微な補修等</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 農村環境保全活動</p> <table border="1" data-bbox="210 1066 949 1334"> <thead> <tr> <th>活動区分</th> <th>活動項目</th> <th>活動要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>テーマ</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">計画策定</td> <td>生態系保全</td> <td>34 生物多様性保全計画の策定</td> <td rowspan="4">選択したテーマについて、基本方針、保全方法、活動内容等を示した計画を毎年度策定する。</td> </tr> <tr> <td>水質保全</td> <td>35 水質保全計画、農地保全計画の策定</td> </tr> <tr> <td>景観形成・生活環境保全</td> <td>36 景観形成計画、生活環境保全計画の策定</td> </tr> <tr> <td>水田貯留機能増進・地下水かん養</td> <td>37 水田貯留機能増進計画、地下水かん養活動計画の策定</td> </tr> <tr> <td>資源循環</td> <td>38 資源循環計画の策定</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	活動区分	活動項目	活動要件	機能診断・計画策定	機能診断	24 農用地の機能診断	活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、施設の機能診断、診断結果の記録管理を毎年度実施する。	25 水路の機能診断	26 農道の機能診断	27 ため池の機能診断	計画策定	28 年度活動計画の策定	機能診断結果を踏まえて、実践活動に関する年度計画を毎年度策定する。	研修	29 機能診断・補修技術等に関する研修	機能診断・補修技術等に関する研修について、5年間に1回以上実施する。	実践活動	農用地	30 農用地の軽微な補修等	活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、農用地の軽微な補修等、必要な活動項目を毎年度実施する。	水路	31 水路の軽微な補修等	農道	32 農道の軽微な補修等	ため池	33 ため池の軽微な補修等	活動区分	活動項目	活動要件	テーマ			計画策定	生態系保全	34 生物多様性保全計画の策定	選択したテーマについて、基本方針、保全方法、活動内容等を示した計画を毎年度策定する。	水質保全	35 水質保全計画、農地保全計画の策定	景観形成・生活環境保全	36 景観形成計画、生活環境保全計画の策定	水田貯留機能増進・地下水かん養	37 水田貯留機能増進計画、地下水かん養活動計画の策定	資源循環	38 資源循環計画の策定		<p>(別紙2)</p> <p>北海道 地域活動指針及び同指針に基づく要件 (資源向上活動（地域資源の質的向上を図る共同活動）)</p> <p>第1 地域活動指針及び同指針に基づく要件</p> <p>1 施設の軽微な補修</p> <table border="1" data-bbox="1023 488 1762 994"> <thead> <tr> <th>活動項目</th> <th>取組</th> <th>活動要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">機能診断・計画策定</td> <td rowspan="4">機能診断</td> <td>24 農用地の機能診断</td> <td rowspan="4">活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、施設の機能診断、診断結果の記録管理を毎年度実施する。</td> </tr> <tr> <td>25 水路の機能診断</td> </tr> <tr> <td>26 農道の機能診断</td> </tr> <tr> <td>27 ため池の機能診断</td> </tr> <tr> <td>計画策定</td> <td>28 年度活動計画の策定</td> <td>機能診断結果を踏まえて、実践活動に関する年度計画を毎年度策定する。</td> </tr> <tr> <td>研修</td> <td>29 機能診断・補修技術等に関する研修</td> <td>機能診断・補修技術等に関する研修について、5年間に1回以上実施する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">実践活動</td> <td>農用地</td> <td>30 農用地の軽微な補修等</td> <td rowspan="4">活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、農用地の軽微な補修等、必要な取組を毎年度実施する。</td> </tr> <tr> <td>水路</td> <td>31 水路の軽微な補修等</td> </tr> <tr> <td>農道</td> <td>32 農道の軽微な補修等</td> </tr> <tr> <td>ため池</td> <td>33 ため池の軽微な補修等</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 農村環境保全活動</p> <table border="1" data-bbox="1023 1066 1762 1334"> <thead> <tr> <th>活動項目</th> <th>取組</th> <th>活動要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>テーマ</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">計画策定</td> <td>生態系保全</td> <td>34 生物多様性保全計画の策定</td> <td rowspan="4">選択したテーマについて、基本方針、保全方法、活動内容等を示した計画を毎年度策定する。</td> </tr> <tr> <td>水質保全</td> <td>35 水質保全計画、農地保全計画の策定</td> </tr> <tr> <td>景観形成・生活環境保全</td> <td>36 景観形成計画、生活環境保全計画の策定</td> </tr> <tr> <td>水田貯留機能増進・地下水かん養</td> <td>37 水田貯留機能増進計画、地下水かん養活動計画の策定</td> </tr> <tr> <td>資源循環</td> <td>38 資源循環計画の策定</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	活動項目	取組	活動要件	機能診断・計画策定	機能診断	24 農用地の機能診断	活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、施設の機能診断、診断結果の記録管理を毎年度実施する。	25 水路の機能診断	26 農道の機能診断	27 ため池の機能診断	計画策定	28 年度活動計画の策定	機能診断結果を踏まえて、実践活動に関する年度計画を毎年度策定する。	研修	29 機能診断・補修技術等に関する研修	機能診断・補修技術等に関する研修について、5年間に1回以上実施する。	実践活動	農用地	30 農用地の軽微な補修等	活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、農用地の軽微な補修等、必要な取組を毎年度実施する。	水路	31 水路の軽微な補修等	農道	32 農道の軽微な補修等	ため池	33 ため池の軽微な補修等	活動項目	取組	活動要件	テーマ			計画策定	生態系保全	34 生物多様性保全計画の策定	選択したテーマについて、基本方針、保全方法、活動内容等を示した計画を毎年度策定する。	水質保全	35 水質保全計画、農地保全計画の策定	景観形成・生活環境保全	36 景観形成計画、生活環境保全計画の策定	水田貯留機能増進・地下水かん養	37 水田貯留機能増進計画、地下水かん養活動計画の策定	資源循環	38 資源循環計画の策定		<p>○ 国実施要領・様式の改正に伴う変更 ・ 記載の適正化</p>
活動区分	活動項目	活動要件																																																																																										
機能診断・計画策定	機能診断	24 農用地の機能診断	活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、施設の機能診断、診断結果の記録管理を毎年度実施する。																																																																																									
		25 水路の機能診断																																																																																										
		26 農道の機能診断																																																																																										
		27 ため池の機能診断																																																																																										
計画策定	28 年度活動計画の策定	機能診断結果を踏まえて、実践活動に関する年度計画を毎年度策定する。																																																																																										
研修	29 機能診断・補修技術等に関する研修	機能診断・補修技術等に関する研修について、5年間に1回以上実施する。																																																																																										
実践活動	農用地	30 農用地の軽微な補修等	活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、農用地の軽微な補修等、必要な活動項目を毎年度実施する。																																																																																									
	水路	31 水路の軽微な補修等																																																																																										
	農道	32 農道の軽微な補修等																																																																																										
	ため池	33 ため池の軽微な補修等																																																																																										
活動区分	活動項目	活動要件																																																																																										
テーマ																																																																																												
計画策定	生態系保全	34 生物多様性保全計画の策定	選択したテーマについて、基本方針、保全方法、活動内容等を示した計画を毎年度策定する。																																																																																									
	水質保全	35 水質保全計画、農地保全計画の策定																																																																																										
	景観形成・生活環境保全	36 景観形成計画、生活環境保全計画の策定																																																																																										
	水田貯留機能増進・地下水かん養	37 水田貯留機能増進計画、地下水かん養活動計画の策定																																																																																										
資源循環	38 資源循環計画の策定																																																																																											
活動項目	取組	活動要件																																																																																										
機能診断・計画策定	機能診断	24 農用地の機能診断	活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、施設の機能診断、診断結果の記録管理を毎年度実施する。																																																																																									
		25 水路の機能診断																																																																																										
		26 農道の機能診断																																																																																										
		27 ため池の機能診断																																																																																										
計画策定	28 年度活動計画の策定	機能診断結果を踏まえて、実践活動に関する年度計画を毎年度策定する。																																																																																										
研修	29 機能診断・補修技術等に関する研修	機能診断・補修技術等に関する研修について、5年間に1回以上実施する。																																																																																										
実践活動	農用地	30 農用地の軽微な補修等	活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、農用地の軽微な補修等、必要な取組を毎年度実施する。																																																																																									
	水路	31 水路の軽微な補修等																																																																																										
	農道	32 農道の軽微な補修等																																																																																										
	ため池	33 ため池の軽微な補修等																																																																																										
活動項目	取組	活動要件																																																																																										
テーマ																																																																																												
計画策定	生態系保全	34 生物多様性保全計画の策定	選択したテーマについて、基本方針、保全方法、活動内容等を示した計画を毎年度策定する。																																																																																									
	水質保全	35 水質保全計画、農地保全計画の策定																																																																																										
	景観形成・生活環境保全	36 景観形成計画、生活環境保全計画の策定																																																																																										
	水田貯留機能増進・地下水かん養	37 水田貯留機能増進計画、地下水かん養活動計画の策定																																																																																										
資源循環	38 資源循環計画の策定																																																																																											

多面的機能支払の実施に関する基本方針（要綱基本方針）新旧対照表

変更後（案）				変更前				備考
実践活動	生態系保全	39 生物の生息状況の把握	選択したテーマに基づき、生態系保全を図るため、生物の生息状況の把握等の活動項目を毎年度1つ以上実施する。	実践活動	生態系保全	39 生物の生息状況の把握	選択したテーマに基づき、生態系保全を図るため、生物の生息状況の把握等の取組を毎年度1つ以上実施する。	○ 国実施要領・様式の改正に伴う変更 ・ 記載の適正化
		40 外来種の駆除				40 外来種の駆除		
		41 その他（生態系保全）				41 その他（生態系保全）		
	水質保全	42 水質モニタリングの実施・記録管理	選択したテーマに基づき、水質保全を図るため、水質モニタリングの実施・記録管理等の活動項目を毎年度1つ以上実施する。	水質保全	42 水質モニタリングの実施・記録管理	選択したテーマに基づき、水質保全を図るため、水質モニタリングの実施・記録管理等の取組を毎年度1つ以上実施する。		
		43 畑からの土砂流出対策					43 畑からの土砂流出対策	
		44 その他（水質保全）					44 その他（水質保全）	
景観形成・生活環境保全	45 植栽等の景観形成活動	選択したテーマに基づき、景観形成・生活環境保全を図るため、植栽等の景観形成活動等の活動項目を毎年度1つ以上実施する。	景観形成・生活環境保全	45 植栽等の景観形成活動	選択したテーマに基づき、景観形成・生活環境保全を図るため、植栽等の景観形成活動等の取組を毎年度1つ以上実施する。			
	46 施設等の定期的な巡回点検・清掃					46 施設等の定期的な巡回点検・清掃		
	47 その他（景観形成・生活環境保全）					47 その他（景観形成・生活環境保全）		
水田貯留機能増進・地下水かん養	48 水田の貯留機能向上活動	選択したテーマに基づき、水田貯留機能増進・地下水かん養を図るため、水田の貯留機能向上活動等の活動項目を毎年度1つ以上実施する。	水田貯留機能増進・地下水かん養	48 水田の貯留機能向上活動	選択したテーマに基づき、水田貯留機能増進・地下水かん養を図るため、水田の貯留機能向上活動等の取組を毎年度1つ以上実施する。			
	49 水田の地下水かん養機能向上活動・水源かん養林の保全					49 水田の地下水かん養機能向上活動・水源かん養林の保全		
資源循環	50 地域資源の活用・資源循環活動	選択したテーマに基づき、資源循環を図るため、地域資源の活用・資源循環活動を毎年度実施する。	資源循環	50 地域資源の活用・資源循環活動	選択したテーマに基づき、資源循環を図るため、地域資源の活用・資源循環活動を毎年度実施する。			
啓発・普及	51 啓発・普及活動	選択したテーマに基づき、地域住民等の理解を深めるための啓発・普及活動を毎年度実施する。	啓発・普及	51 啓発・普及活動	選択したテーマに基づき、地域住民等の理解を深めるための啓発・普及活動を毎年度実施する。			

多面的機能支払の実施に関する基本方針（要綱基本方針）新旧対照表

変更後（案）			変更前			備考																												
<p>3 多面的機能の増進を図る活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動区分</th> <th>活動項目</th> <th>活動要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">多面的機能の増進を図る活動</td> <td>52 遊休農地の有効活用</td> <td rowspan="10">任意の実施とし、実施する場合は、活動項目を選択した上で、毎年度実施するとともに、広報活動を毎年度実施する。</td> </tr> <tr> <td>53 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化</td> </tr> <tr> <td>54 地域住民による直営施工</td> </tr> <tr> <td>55 防災・減災力の強化</td> </tr> <tr> <td>56 農村環境保全活動の幅広い展開</td> </tr> <tr> <td>57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用</td> </tr> <tr> <td>58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化</td> </tr> <tr> <td>59 都道府県、市町村が特に認める活動</td> </tr> <tr> <td>60 広報活動</td> </tr> </tbody> </table>			活動区分	活動項目	活動要件	多面的機能の増進を図る活動	52 遊休農地の有効活用	任意の 実施 とし、実施する場合は、 活動項目 を選択した上で、毎年度実施するとともに、広報活動を毎年度実施する。	53 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動 の強化	54 地域住民による直営施工	55 防災・減災力の強化	56 農村環境保全活動の幅広い展開	57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用	58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化	59 都道府県、市町村が特に認める活動	60 広報活動	<p>3 多面的機能の増進を図る活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動項目</th> <th>取組</th> <th>活動要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">多面的機能の増進を図る活動</td> <td>52 遊休農地の有効活用</td> <td rowspan="10">任意の取組とし、実施する場合は、取組内容を選択した上で、毎年度実施するとともに、広報活動を毎年度実施する。</td> </tr> <tr> <td>53 農地周りの環境改善活動の強化</td> </tr> <tr> <td>54 地域住民による直営施工</td> </tr> <tr> <td>55 防災・減災力の強化</td> </tr> <tr> <td>56 農村環境保全活動の幅広い展開</td> </tr> <tr> <td>57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用</td> </tr> <tr> <td>58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化</td> </tr> <tr> <td>59 都道府県、市町村が特に認める活動</td> </tr> <tr> <td>60 広報活動</td> </tr> </tbody> </table>			活動項目	取組	活動要件	多面的機能の増進を図る活動	52 遊休農地の有効活用	任意の 取組 とし、実施する場合は、 取組内容 を選択した上で、毎年度実施するとともに、広報活動を毎年度実施する。	53 農地周りの環境改善活動 の強化	54 地域住民による直営施工	55 防災・減災力の強化	56 農村環境保全活動の幅広い展開	57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用	58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化	59 都道府県、市町村が特に認める活動	60 広報活動	<p>○ 国実施要領・様式の改正に伴う変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 記載の適正化 ・ 鳥獣被害防止対策の拡充 <p>○ 国実施要領・様式の改正に伴う変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 記載の適正化
活動区分	活動項目	活動要件																																
多面的機能の増進を図る活動	52 遊休農地の有効活用	任意の 実施 とし、実施する場合は、 活動項目 を選択した上で、毎年度実施するとともに、広報活動を毎年度実施する。																																
	53 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動 の強化																																	
	54 地域住民による直営施工																																	
	55 防災・減災力の強化																																	
	56 農村環境保全活動の幅広い展開																																	
	57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用																																	
	58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化																																	
	59 都道府県、市町村が特に認める活動																																	
	60 広報活動																																	
	活動項目		取組	活動要件																														
多面的機能の増進を図る活動	52 遊休農地の有効活用	任意の 取組 とし、実施する場合は、 取組内容 を選択した上で、毎年度実施するとともに、広報活動を毎年度実施する。																																
	53 農地周りの環境改善活動 の強化																																	
	54 地域住民による直営施工																																	
	55 防災・減災力の強化																																	
	56 農村環境保全活動の幅広い展開																																	
	57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用																																	
	58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化																																	
	59 都道府県、市町村が特に認める活動																																	
	60 広報活動																																	
	<p>第2 活動の説明</p> <p>1 資源向上活動（地域資源の質的向上を図る共同活動）</p> <p>(1) 施設の軽微な補修</p> <p>1) 機能診断・計画策定</p> <p>ア 機能診断</p> <p>【農用地に関する活動内容】 (略)</p> <p>【水路（開水路、パイプライン）に関する活動内容】 (略)</p> <p>【農道に関する活動内容】 (略)</p> <p>【ため池（管理道路含む）に関する活動内容】 (略)</p> <p>イ 計画策定 (略)</p> <p>2) 研修（機能診断・補修技術等の研修） (略)</p> <p>3) 実践活動</p> <p>ア 農用地に関する活動内容</p> <p>30 農用地の軽微な補修等</p> <p>①畦畔・農用地法面等</p> <p>□畦畔の再構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 形状の劣化、沈下、破損等がみられる畦畔（土、コンクリート問わず）の幅や高さ等の形状回復等の対策を行うこと。 			<p>第2 取組の説明</p> <p>2 資源向上活動（地域資源の質的向上を図る共同活動）</p> <p>(1) 施設の軽微な補修</p> <p>1) 機能診断・計画策定</p> <p>ア 機能診断</p> <p>【農用地に関する取組内容】 (略)</p> <p>【水路（開水路、パイプライン）に関する取組内容】 (略)</p> <p>【農道に関する取組内容】 (略)</p> <p>【ため池（管理道路含む）に関する取組内容】 (略)</p> <p>イ 計画策定 (略)</p> <p>2) 研修（機能診断・補修技術等の研修） (略)</p> <p>3) 実践活動</p> <p>ア 農用地に関する取組内容</p> <p>30 農用地の軽微な補修等</p> <p>①畦畔・農用地法面等</p> <p>□畦畔の再構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 形状の劣化、沈下、破損等がみられる畦畔（土、コンクリート問わず）の幅や高さ等の形状回復等の対策を行うこと。 																														

多面的機能支払の実施に関する基本方針（要綱基本方針）新旧対照表

変更後（案）	変更前	備考
<p>□農用地法面の初期補修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 降雨による影響等で農用地法面に侵食が発見された場合、補修、補強等の対策を行うこと。 <p>□融雪材の散布</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ほ場の急激な融雪による法面等の侵食を抑制して形状を確保するため、雪解け時期に農地全面への粉炭や灰等の融雪材の散布を行うこと。また、<u>雪割り</u> <u>や除排雪</u>を行うこと。 <p>□融雪排水促進のための溝きり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農用地等からの融雪水の排水を促進するために溝きりや心土破碎を行い、表面排水及び地下浸透を促進し、法面等の侵食を抑制して形状確保を行うこと。 <p>②施設（略）</p> <p>イ 水路に関する <u>活動内容</u>（略）</p> <p>ウ 農道に関する <u>活動内容</u>（略）</p> <p>エ ため池に関する <u>活動内容</u>（略）</p> <p>(2) 農村環境保全活動（略）</p> <p>1) 計画策定（略）</p> <p>2) 実践活動（略）</p> <p>ア～イ（略）</p> <p>ウ 景観形成・生活環境保全</p> <p>45 植栽等の景観形成活動（略）</p> <p>46 施設等の定期的な巡回点検・清掃（略）</p> <p>47 その他（景観形成・生活環境保全）</p> <p>□農業用水の地域用水としての利用・管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業用水を生活用水として利用するとともに、適正な利用が可能となるように利用区間の水路底やその周辺部の清掃及び適正な維持管理を行うこと。 ・ 農業用水を防火用水として利用するとともに、適正な利用が可能となるように防火水槽の定期的な清掃、防火訓練への協力、水位確保のための堰板管理等を行うこと。 	<p>□農用地法面の初期補修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 降雨による影響等で農用地法面に侵食が発見された場合、補修、補強等の対策を行うこと。 <p>□融雪材の散布</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ほ場の急激な融雪による法面等の侵食を抑制して形状を確保するため、雪解け時期に農地全面への粉炭や灰等の融雪材の散布を行うこと。また、<u>吹き溜まりの雪割り作業</u>を行うこと。 <p>□融雪排水促進のための溝きり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農用地等からの融雪水の排水を促進するために溝きりや心土破碎を行い、表面排水及び地下浸透を促進し、法面等の侵食を抑制して形状確保を行うこと。 <p>②施設（略）</p> <p>イ 水路に関する <u>取組内容</u>（略）</p> <p>ウ 農道に関する <u>取組内容</u>（略）</p> <p>エ ため池に関する <u>取組内容</u>（略）</p> <p>(2) 農村環境保全活動（略）</p> <p>1) 計画策定（略）</p> <p>2) 実践活動（略）</p> <p>ア～イ（略）</p> <p>ウ 景観形成・生活環境保全</p> <p>45 植栽等の景観形成活動（略）</p> <p>46 施設等の定期的な巡回点検・清掃（略）</p> <p>47 その他（景観形成・生活環境保全）</p> <p>□農業用水の地域用水としての利用・管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業用水を生活用水として利用するとともに、適正な利用が可能となるように利用区間の水路底やその周辺部の清掃及び適正な維持管理を行うこと。 ・ 農業用水を防火用水として利用するとともに、適正な利用が可能となるように防火水槽の定期的な清掃、防火訓練への協力、水位確保のための堰板管理等を行うこと。 	<p>○ 活動内容の追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農用地における除排雪の追加 <p>○ 国実施要領・様式の改正に伴う変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 記載の適正化

多面的機能支払の実施に関する基本方針（要綱基本方針）新旧対照表

変更後（案）	変更前	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業用水を消流雪用に利用するとともに、その適正な利用が可能となるように降雪期前の点検、補修、及びその他期間にも適正な維持管理を行うこと。 ・ 集落内にある水路を親水空間として利活用し、定期的な清掃等により、適正な維持管理を行うこと。 ・ 農村の水辺空間の景観形成を図るため、非かんがい期においても、ため池に貯水すること。 <p>□伝統的施設や農法の保全・実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ はさ掛け等の伝統農法の実践を通じて農村特有の景観形成を図ること。 ・ 地域に賦存する歴史的な価値のある農業施設の保全を行うこと。 ・ 景観形成のために、機械作業が不可能な棚田等の石垣法面の草刈りや補修等を適正に行うこと。 <p>□農用地からの風塵の防止活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農用地周辺に立地する住宅等に対して、農用地からの風塵による影響を小さくするため、主として営農目的以外で農用地への植物の植栽、有機質資材の散布等を行い、適正な維持管理を行う等の活動を行うこと。又は、風塵防止のための並木を整備し、枝打ち等により適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等に当たっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。 <p>エ 水田貯留機能増進・地下水かん養</p> <p>48 水田の貯留機能向上活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大雨時の水田からの排水を調節するため、水田の落水口に排水調整板の設置等を行うこと。 ・ 大雨時の水田での貯留効果を向上させるため、畦畔の嵩上げ等を行うこと。<u>ただし、前述の排水調節の活動を行う場合に限る。</u> ・ 大雨時に、水田への湛水による一時貯留やため池等の空容量を活用し、貯留機能を向上させるため、ゲート等の操作や排水ポンプの稼働を行うこと。 <p>49 水田の地下水かん養機能向上活動、水源かん養林の保全 （略）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業用水を消流雪用に利用するとともに、その適正な利用が可能となるように降雪期前の点検、補修、及びその他期間にも適正な維持管理を行うこと。 ・ 集落内にある水路を親水空間として利活用し、定期的な清掃等により、適正な維持管理を行うこと。 ・ 農村の水辺空間の景観形成を図るため、非かんがい期においても、ため池に貯水すること。 <p>□伝統的施設や農法の保全・実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ はさ掛け等の伝統農法の実践を通じて農村特有の景観形成を図ること。 ・ 地域に賦存する歴史的な価値のある農業施設の保全を行うこと。 ・ 景観形成のために、機械作業が不可能な棚田等の石垣法面の草刈りや補修等を適正に行うこと。 <p>□農用地からの風塵の防止活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農用地周辺に立地する住宅等に対して、農用地からの風塵による影響を小さくするため、主として営農目的以外で農用地への植物の植栽、有機質資材の散布等を行い、適正な維持管理を行う等の取組を行うこと。又は、風塵防止のための並木を整備し、枝打ち等により適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等に当たっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。 <p>エ 水田貯留機能増進・地下水かん養</p> <p>48 水田の貯留機能向上活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大雨時の水田からの排水を調節するため、水田の落水口に排水調整板の設置等を行うこと。 ・ 大雨時の水田での貯留効果を向上させるため、畦畔の嵩上げ等を行うこと。 ・ 大雨時に、水田への湛水による一時貯留やため池の空容量を活用し、貯留機能を向上させるため、ゲート等の操作や排水ポンプの稼働を行うこと。 <p>49 水田の地下水かん養機能向上活動、水源かん養林の保全 （略）</p>	<p>○ 国実施要領・様式の改正に伴う変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 記載の適正化

多面的機能支払の実施に関する基本方針（要綱基本方針）新旧対照表

変更後（案）	変更前	備考
<p>オ 資源循環</p> <p>50 地域資源の活用・資源循環活動</p> <p>【有機性物質のたい肥化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 資源の循環を推進するために、家庭からの生ゴミ等を収集し、たい肥化を図ること。 資源の循環を推進するために、農業集落排水施設から発生する汚泥を収集し、たい肥化を図ること。 <p>【間伐材等を利用した防護柵等の適正管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域及び周辺で産出される間伐材を利用して設置した防護柵について、破損があった場合などには早急な対応を行うなど、適正な維持管理を行うこと。又は、新たに間伐材を利用した防護柵を設置し、維持管理すること。 <p>【農業用水の反復利用】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域において農業用水を有効活用するために、農業用水を反復して循環的な利用を行うこと。又は、新たに排水の再利用が可能となるポンプを設置し、計画に基づいた通水を行うこと。 <p>【小水力発電施設の適正管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域内にある水路に設置した小水力発電施設について、継続的に発電が可能となるような適正な維持管理を行うこと。又は、新たに発電施設を設置し、維持管理すること。又は、小水力発電の導入に向けた実験活動を行うこと。 <p>【肥培かんがい施設の適正管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> 肥培かんがい施設（パイプライン、調整槽、配水調整槽等）の破損箇所や老朽化した箇所の改修等を行うこと。 施設の周辺部の草刈り又は除草を行い、農業生産等への障害が生じないようにすること。 草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあつては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。（肥培かんがい施設は、地域の共有施設であり、かつ、共同で管理を行う場合及び個人の所有施設であっても共同管理組合を設立することなどにより、地域共同で管理することを取り決めている場合に限り、地域資源の質的向上を図る共同活動の対象とする。） <p>【もみ殻の炭化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 資源の循環を推進するために、収穫時に発生するもみ殻を収集し、土壌改良剤等として利用するもみ殻燻炭を生成すること。 	<p>オ 資源循環</p> <p>50 地域資源の活用・資源循環活動</p> <p>【有機性物質のたい肥化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 資源の循環を推進するために、家庭からの生ゴミ等を収集し、たい肥化を図ること。 資源の循環を推進するために、農業集落排水施設から発生する汚泥を収集し、たい肥化を図ること。 <p>【間伐材等を利用した防護柵等の適正管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域及び周辺で産出される間伐材を利用して設置した防護柵について、破損があった場合などには早急な対応を行うなど、適正な維持管理を行うこと。又は、新たに間伐材を利用した防護柵を設置し、維持管理すること。 <p>【農業用水の反復利用】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域において農業用水を有効活用するために、農業用水を反復して循環的な利用を行うこと。又は、新たに排水の再利用が可能となるポンプを設置し、計画に基づいた通水を行うこと。 <p>【小水力発電施設の適正管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域内にある水路に設置した小水力発電施設について、継続的に発電が可能となるような適正な維持管理を行うこと。又は、新たに発電施設を設置し、維持管理すること。又は、小水力発電の導入に向けた実験活動を行うこと。 <p>【肥培かんがい施設の適正管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> 肥培かんがい施設（パイプライン、調整槽、配水調整槽等）の破損箇所や老朽化した箇所の改修等を行うこと。 施設の周辺部の草刈り又は除草を行い、農業生産等への障害が生じないようにすること。 草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあつては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。（肥培かんがい施設は、地域の共有施設であり、かつ、共同で管理を行う場合及び個人の所有施設であっても共同管理組合を設立することなどにより、地域共同で管理することを取り決めている場合に限り、地域資源の質的向上を図る共同活動の対象とする。） 	<p>○ 活動内容の追加</p> <ul style="list-style-type: none"> 資源循環にもみ殻の炭化を追加

多面的機能支払の実施に関する基本方針（要綱基本方針）新旧対照表

変更後（案）	変更前	備考
<p>3) 啓発・普及</p> <p>51 啓発・普及活動</p> <p>①広報活動（パンフレット等の作成・頒布、看板設置等）、啓発活動（有識者の指導、勉強会等）に関する活動内容</p> <p>□広報活動</p> <ul style="list-style-type: none"> 農村環境保全活動に対する地域住民等の理解を深めるために、パンフレット、機関誌等の作成・頒布、看板の設置、インターネットのホームページの開設・更新等の活動を行うこと。 外来種の侵入防止や駆除に対する理解を醸成する活動を行うこと。 <p>□啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の農村環境保全のために、農村環境の各テーマに詳しい専門家の意見を伺う等、有識者の指導・助言を得ること。 地域で保全する生物の種類を検討するためや、地域の水質保全計画・景観形成計画等を策定するため等に、集落等での寄合等の場を活用した勉強会等を行うこと。 <p>②地域住民との交流活動、学校教育、行政機関等との連携に関する活動内容</p> <p>□地域住民等との交流活動</p> <ul style="list-style-type: none"> 活動を契機として、農村環境保全活動に対する地域住民等の関心を高めるために、地域住民等との交流活動を行うこと。 地域における生物多様性保全、景観形成等への認識を高めるために、地域内の水路等でみられる生物を対象とした観察会や地域の農村環境を再点検するためのウォーキング等を行うこと。 生物多様性保全への意識向上のために設置した植物等の観察路や鳥の観察台について、定期的なゴミ除去等による適正な維持管理を行うこと。又は、新たに観察路等を設置し、管理を行うこと。 農村環境保全活動を実施する団体との意見交換会の開催等により、連携を図ること。 地域における水田を利用した水田貯留機能増進・地下水かん養を推進していくために下流域と上流域との間での情報交換会の実施等により、連携を図ること。 <p>□学校教育等との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> 農村環境保全活動の啓発等のために、テーマに応じた出前講座や体験の場の提供等により、小中学校、高等学校、幼稚園等と連携を図ること。 	<p>3) 啓発・普及</p> <p>51 啓発・普及活動</p> <p>①広報活動（パンフレット等の作成・頒布、看板設置等）、啓発活動（有識者の指導、勉強会等）に関する取組内容</p> <p>□広報活動</p> <ul style="list-style-type: none"> 農村環境保全活動に対する地域住民等の理解を深めるために、パンフレット、機関誌等の作成・頒布、看板の設置、インターネットのホームページの開設・更新等の活動を行うこと。 外来種の侵入防止や駆除に対する理解を醸成する取組を行うこと。 <p>□啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の農村環境保全のために、農村環境の各テーマに詳しい専門家の意見を伺う等、有識者の指導・助言を得ること。 地域で保全する生物の種類を検討するためや、地域の水質保全計画・景観形成計画等を策定するため等に、集落等での寄合等の場を活用した勉強会等を行うこと。 <p>②地域住民との交流活動、学校教育、行政機関等との連携に関する取組内容</p> <p>□地域住民等との交流活動</p> <ul style="list-style-type: none"> 活動を契機として、農村環境保全活動に対する地域住民等の関心を高めるために、地域住民等との交流活動を行うこと。 地域における生物多様性保全、景観形成等への認識を高めるために、地域内の水路等でみられる生物を対象とした観察会や地域の農村環境を再点検するためのウォーキング等を行うこと。 生物多様性保全への意識向上のために設置した植物等の観察路や鳥の観察台について、定期的なゴミ除去等による適正な維持管理を行うこと。又は、新たに観察路等を設置し、管理を行うこと。 農村環境保全活動に取り組む団体との意見交換会の実施等により、連携を図ること。 地域における水田を利用した水田貯留機能増進・地下水かん養を推進していくために下流域と上流域との間での情報交換会の実施等により、連携を図ること。 <p>□学校教育等との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> 農村環境保全活動の啓発等のために、テーマに応じた出前講座や体験の場の提供等により、小中学校、高等学校、幼稚園等と連携を図ること。 	<p>○ 国実施要領・様式の改正に伴う変更</p> <ul style="list-style-type: none"> 記載の適正化

多面的機能支払の実施に関する基本方針（要綱基本方針）新旧対照表

変更後（案）	変更前	備考
<p>□行政機関等との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村が田園環境整備マスタープランを策定（変更）する際に、地域における生息生物、水質等の各テーマに関する情報を提供したり、内容について意見を述べる。また、地域での活動等をマスタープランに位置付ける等の連携強化を図ること。 市町村等が作成する広報誌について、地域における生息生物・景観等についての情報を提供したり、地域の活動実績等を投稿すること。 <p>③地域内の規制等の取り決めに関する活動内容</p> <p>□地域内の規制等の取り決め</p> <ul style="list-style-type: none"> 農村環境保全活動を推進していくために、規制（ルール、約束事等）について、地域の合意の下で取り決めること。 <p>（３）多面的機能の増進を図る活動</p> <p>52 遊休農地の有効活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域内外からの営農者の確保、地域住民による活用、企業と連携した特産物の作付等、遊休農地の有効活用のための活動を行うこと。 <p>53 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 鳥獣被害防止のための対策施設の設置や鳥獣緩衝帯の整備・保全管理、農地周りの藪等の伐採、農地への侵入竹等の防止等、農地利用や地域環境の改善のための活動を行うこと。 <p>54 地域住民による直営施工</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業者・地域住民が直接参加した施設の補修や環境保全施設の設置、そのための技術習得等、地域住民が参加した直営施工による活動を行うこと。 <p>55 防災・減災力の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 水田やため池の雨水貯留機能の活用、危険ため池の管理体制の整備・強化、災害時における応急体制の整備等、地域が一体となった防災・減災力の強化のための活動を行うこと。 	<p>□行政機関等との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村が田園環境整備マスタープランを策定（変更）する際に、地域における生息生物、水質等の各テーマに関する情報を提供したり、内容について意見を述べる。また、地域での取組等をマスタープランに位置付ける等の連携強化を図ること。 市町村等が作成する広報誌について、地域における生息生物・景観等についての情報を提供したり、地域の取組実績等を投稿すること。 <p>③地域内の規制等の取り決めに関する取組内容</p> <p>□地域内の規制等の取り決め</p> <ul style="list-style-type: none"> 農村環境保全活動を推進していくために、規制（ルール、約束事等）について、地域の合意の下で取り決めること。 <p>（３）多面的機能の増進を図る活動</p> <p>52 遊休農地の有効活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域内外からの営農者の確保、地域住民による活用、企業と連携した特産物の作付等、遊休農地の有効活用のための活動を行うこと。 <p>53 農地周りの環境改善活動の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 鳥獣被害防止のための対策施設の設置や農地周りの藪等の伐採、農地への侵入竹等の防止等、農地利用や地域環境の改善のための活動を行うこと。 <p>54 地域住民による直営施工</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業者・地域住民が直接参加した施設の補修や環境保全施設の設置、そのための技術習得等、地域住民が参加した直営施工による活動を行うこと。 <p>55 防災・減災力の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 水田やため池の雨水貯留機能の活用、危険ため池の管理体制の整備・強化、災害時における応急体制の整備等、地域が一体となった防災・減災力の強化のための活動を行うこと。 	<p>○ 国実施要領・様式の改正に伴う変更</p> <ul style="list-style-type: none"> 記載の適正化 <p>○ 国実施要領・様式の改正に伴う変更</p> <ul style="list-style-type: none"> 鳥獣被害防止対策の拡充

多面的機能支払の実施に関する基本方針（要綱基本方針）新旧対照表

変更後（案）	変更前	備考
<p>56]農村環境保全活動の幅広い展開</p> <ul style="list-style-type: none"> 農地等の環境資源としての役割を活かした、景観の形成、生態系の保全・再生等、農村環境の良好な保全に向けた幅広い活動を行うこと（地域資源の質的向上を図る共同活動において取り組まれる農村環境保全活動に加えて、1テーマを選択し農村環境保全活動を実施する対象組織及び2に定める活動を実施する対象組織が対象）。 <p>57]やすらぎ・福祉及び教育機能の活用（略）</p> <p>58]農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化（略）</p> <p>59]都道府県、市町村が特に認める活動（略）</p> <p>60]広報活動（略）</p> <p>2 多面的機能の増進を図る活動における「農村環境保全活動の幅広い展開」の対象組織1の（3）における「農村環境保全活動の幅広い展開」の対象組織は、地域資源の質的向上を図る共同活動において取り組まれる農村環境保全活動に加えて、当該農村環境保全活動とは異なる1テーマ以上の農村環境保全活動を選択及び実施する対象組織、又は以下の高度な保全活動を実施する対象組織とする。</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>（4）専門家の指導</p> <ul style="list-style-type: none"> □専門家による技術的指導の実施 <ul style="list-style-type: none"> 対象活動に関する専門的な知見又は技能を有している者の指導や助言を受け対象活動を実施すること。また、指導内容及びその反映状況を記録すること。 	<p>56]農村環境保全活動の幅広い展開</p> <ul style="list-style-type: none"> 農地等の環境資源としての役割を活かした、景観の形成、生態系の保全・再生等、農村環境の良好な保全に向けた幅広い活動を行うこと（地域資源の質的向上を図る共同活動において取り組まれる農村環境保全活動に加えて、1テーマを選択し農村環境保全活動を実施する対象組織及び4に定める活動を実施する対象組織が対象）。 <p>57]やすらぎ・福祉及び教育機能の活用（略）</p> <p>58]農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化（略）</p> <p>59]都道府県、市町村が特に認める活動（略）</p> <p>60]広報活動（略）</p> <p>3 多面的機能の増進を図る活動における「農村環境保全活動の幅広い展開」の対象組織2の（3）における「農村環境保全活動の幅広い展開」の対象組織は、地域資源の質的向上を図る共同活動において取り組まれる農村環境保全活動に加えて、当該農村環境保全活動とは異なる1テーマ以上の農村環境保全活動を選択及び実施する対象組織、又は以下の高度な保全活動を実施する対象組織とする。</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>（4）専門家の指導</p> <ul style="list-style-type: none"> □専門家による技術的指導の実施 <ul style="list-style-type: none"> 対象活動に関する専門的な知見又は技能を有している者の指導や助言を受け対象活動に取り組むこと。また、指導内容及びその反映状況を記録すること。 	<p>○ 記載の適正化</p> <p>○ 国実施要領・様式の改正に伴う変更</p> <ul style="list-style-type: none"> 記載の適正化

変更後（案）	変更前	備考																																		
<p>(別紙3)</p> <p>北海道 施設の長寿命化のための活動の対象施設・対象活動に関する指針</p> <p>1. 対象施設、対象活動の項目</p> <table border="1" data-bbox="212 403 949 719"> <thead> <tr> <th></th> <th>活動区分</th> <th>活動項目</th> <th>活動要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">実践活動</td> <td rowspan="2">水路</td> <td>61 水路の補修</td> <td rowspan="10">原則として工事1件当たり2百万円未満とする。</td> </tr> <tr> <td>62 水路の更新等</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">農道</td> <td>63 農道の補修</td> </tr> <tr> <td>64 農道の更新等</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ため池</td> <td>65 ため池の補修</td> </tr> <tr> <td>66 ため池（附帯施設）の更新等</td> </tr> <tr> <td>農地</td> <td>67 給水栓（散水施設を除く）の更新等</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 対象施設・対象活動の項目の説明 (略)</p>		活動区分	活動項目	活動要件	実践活動	水路	61 水路の補修	原則として工事1件当たり2百万円未満とする。	62 水路の更新等	農道	63 農道の補修	64 農道の更新等	ため池	65 ため池の補修	66 ため池（附帯施設）の更新等	農地	67 給水栓（散水施設を除く）の更新等	<p>(別紙3)</p> <p>北海道 施設の長寿命化のための活動の対象施設・対象活動に関する指針</p> <p>1. 対象施設、対象活動の項目</p> <table border="1" data-bbox="1025 403 1762 719"> <thead> <tr> <th></th> <th>活動項目</th> <th>取組</th> <th>活動要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">実践活動</td> <td rowspan="2">水路</td> <td>61 水路の補修</td> <td rowspan="10">原則として工事1件当たり2百万円未満とする。</td> </tr> <tr> <td>62 水路の更新等</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">農道</td> <td>63 農道の補修</td> </tr> <tr> <td>64 農道の更新等</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ため池</td> <td>65 ため池の補修</td> </tr> <tr> <td>66 ため池（附帯施設）の更新等</td> </tr> <tr> <td>農地</td> <td>67 給水栓（散水施設を除く）の更新等</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 対象施設・対象活動の項目の説明 (略)</p>		活動項目	取組	活動要件	実践活動	水路	61 水路の補修	原則として工事1件当たり2百万円未満とする。	62 水路の更新等	農道	63 農道の補修	64 農道の更新等	ため池	65 ため池の補修	66 ため池（附帯施設）の更新等	農地	67 給水栓（散水施設を除く）の更新等	<p>○ 国実施要領・様式の改正に伴う変更 ・ 記載の適正化</p>
	活動区分	活動項目	活動要件																																	
実践活動	水路	61 水路の補修	原則として工事1件当たり2百万円未満とする。																																	
		62 水路の更新等																																		
	農道	63 農道の補修																																		
		64 農道の更新等																																		
	ため池	65 ため池の補修																																		
		66 ため池（附帯施設）の更新等																																		
	農地	67 給水栓（散水施設を除く）の更新等																																		
		活動項目		取組		活動要件																														
	実践活動	水路		61 水路の補修	原則として工事1件当たり2百万円未満とする。																															
				62 水路の更新等																																
農道		63 農道の補修																																		
		64 農道の更新等																																		
ため池		65 ため池の補修																																		
		66 ため池（附帯施設）の更新等																																		
農地		67 給水栓（散水施設を除く）の更新等																																		

令和3年度「とんぼの未来・北の里づくり」事例研究会における視察研修内容

1 多面的機能支払交付金を活用した外来種駆除（アライグマ）

外来種駆除については、道の要綱基本方針において広域的に取り組むことで大きな波及効果を生み出すことができる活動として推進しているところであり、昨年度の調査により、本交付金を活用して外来種駆除に取り組んでいる活動組織がある市町村が多い状況であったが、道内の特色ある事例の情報収集を行い、駆除方法や行政等との関わり等について意見交換を行いたい。

【新十津川町】

- ① 地域の概要と多面的機能支払交付金の取組状況について
- ② 外来種駆除（アライグマ）の捕獲に関する事項について
 - ・アライグマの被害状況について
 - ・捕獲方法や処分方法における活動組織と役場の役割や連携について
 - ・組織が初めてアライグマ捕獲・駆除に取り組む場合の留意すること
 - ・捕獲・駆除以外に農業被害等の更なる減少に向けて取組まれていること
 - ・多面的機能支払事業以外のアライグマ捕獲に関すること

2 事務局体制の強化

道内の活動組織では、改良区や農協等へ事務委託している組織が多いが、関係団体や事務支援組織が設立されていない地域も数多くある状況である。このため、道内の特色ある事例の情報収集を行い、恒久的な事務局体制の構築方法等について意見交換を行いたい。

【清水町】（民間企業への事務委託）

- ① 地域の概要と多面的機能支払交付金の取組状況について
- ② 事務局体制の強化について
 - ・民間企業に事務委託することとした経緯
 - ・民間企業に依頼するまでに苦労した点（広域化や地域の説得等）
 - ・事務委託の具体内容について（各組織が行う事務、委託費等）
 - ・民間企業に事務委託をして良かった点など
 - ・役場の支援方法について
- ③ その他（活動組織の広域化について）

【更別村】（新たに団体を設立しての事務委託）

- ① 地域の概要と多面的機能支払交付金の取組状況について
- ② 事務局体制の強化について
 - ・任意団体を設立の経緯
 - ・設立までに苦労した点（職員の確保方法など）
 - ・設立団体の運営方法（委託費、雇用職員、給与等の算定方法）
 - ・事務委託の具体内容について（各組織が行う事務、委託費等）
 - ・新たに事務支援団体を設立して良かった点など
 - ・役場の支援方法について

令和3年度「とんぼの未来・北の里づくり」事例研究会 現地視察研修参加者名簿

視察研修：R3.12.22(水)～23(木)

市町村名	区分	地帯	組織名	役職	氏名
岩見沢市	組織	田	岩見沢市広域協定	代表	干場 法美
岩見沢市	組織	田	北海土地改良区 総務課	主事	小嶋 凌太
旭川市	組織	田	旭川土地改良区 建設課	課長補佐	鈴木 将浩
遠軽町	組織	畑	遠軽町環境保全広域協定運営委員会	会計	岡村 貴幸
芽室町	組織	畑	上伏古環境保全組合	会計	鳥本 勝信
真狩村	組織	畑	まっかりニコニコクラブ広域協定	会長	向井 芳和
岩見沢市	行政	田	岩見沢市農政部農業基盤整備課基盤整備係	係長	伊丸岡 貴哉
洞爺湖町	行政	畑	洞爺湖町農業振興課農業振興グループ	主幹	村上 友和
北見市	行政	畑	北見市 農林水産部農林整備課管理係	主事	正田 かおり
別海町	行政	草	別海町産業振興部農政課	主事	友貞 公宏
岩見沢市	行政(随員)	田	岩見沢市農政部農業基盤整備課基盤整備係	主事	平田 祐介
洞爺湖町	行政(随員)	畑	洞爺湖町農業振興課農業振興グループ	主事	中川 翔太
真狩村	行政(随員)	畑	真狩村産業課	課長	酒井 秀利
真狩村	行政(随員)	畑	真狩村産業課農政係	係長	谷口 泰之
	道協議会		北海道農政部農村振興局農村設計課	係長	松井 繁雄
	道協議会		北海道農政部農村振興局農村設計課	主査	鈴木 博之
	道協議会		水土里ネット北海道技術部	部長	平田 孝祐
	道協議会		水土里ネット北海道技術部地域支援課	主幹	保田 知巳
	道協議会		水土里ネット北海道技術部地域支援課	副主幹	佐藤 秀哉

計 19 名

令和3年度 「とんぼの未来・北の里づくり」事例研究会 現地視察研修 行程表											
件名	出発		交通手段	到着		移動時間	打合等時間			内容等	備考
	場所	時刻		場所	時刻		自	至	所要		
12月22日(水) (1日目)	札幌駅北口 団体バス停車場 乗車	8:30	貸切バス (高速道路経由)	岩見沢SA	9:20	0:50					
	岩見沢SA	9:30	貸切バス (高速道路経由)	新十津川町役場 2階会議室4・5	10:20	0:50	10:30	12:00	1:30	【視察】新十津川町、新十津川地区活動組織 「交付金を活用したアライグマ対策について」	
	新十津川町役場	12:10	貸切バス (38号線経由)	清水町役場 清水町役場地下大会 議室	14:55		15:00	16:30	1:30	【視察】清水町、しみず環境保全広域協定 「事務局体制の強化について(1)」	
	清水町役場	16:40	貸切バス	帯広市(宿)	17:40	1:00					
12月23日(木) (2日目)	帯広市(宿)	8:30	貸切バス	更別村ふるさと館 大会議室	9:20	0:50	9:30	11:30	2:00	【視察】更別村、更別村多面的機能事業支援会 「事務局体制の強化について(2)」	
	更別村ふるさと館	11:40	貸切バス (高速経由)	札幌駅北口 団体バス停車場 乗車	15:30	3:50				降車後、解散	

多面的機能支払交付金における鳥獣等被害防止の取組みについて

～ アンケート結果にみる傾向 ～

1. アンケート調査の目的
2. 調査手法
3. アンケート結果（Q 1～Q 10）
4. 考察
5. 今後の対応方針（案）
6. 参考

1. アンケート調査の目的

近年、各地域において共通の課題であるエゾシカやアライグマ対策などにみる「鳥獣等被害防止の取組」については、活動組織単位での取組みよりも市町村単位、さらには全道一円で取り組むことにより大きな波及効果が期待できる。

そこで、「鳥獣等被害防止の取組」に関する活動組織の取組み及び市町村の関わり方などについて、特に近年、生息範囲が急激に拡大している

“ アライグマ ”

対策を主眼に、広く情報を収集し、事例の発信を目的にアンケート調査を実施した。

2. 調査手法

■ 調査対象

- ・ 令和2年度 多面的機能支払交付金に取り組む152市町村
- ・ 回答者は、本交付金の市町村担当職員

■ 調査方法・期間

- ・ (調査方法) メールによるアンケート調査票の送付・返信回収
- ・ (調査期間) 令和3年1月6日～1月15日

なお、アンケートの設計に関しては、

道環境生活部 環境局 自然環境課に助言・指導をいただいた。

3. アンケート結果

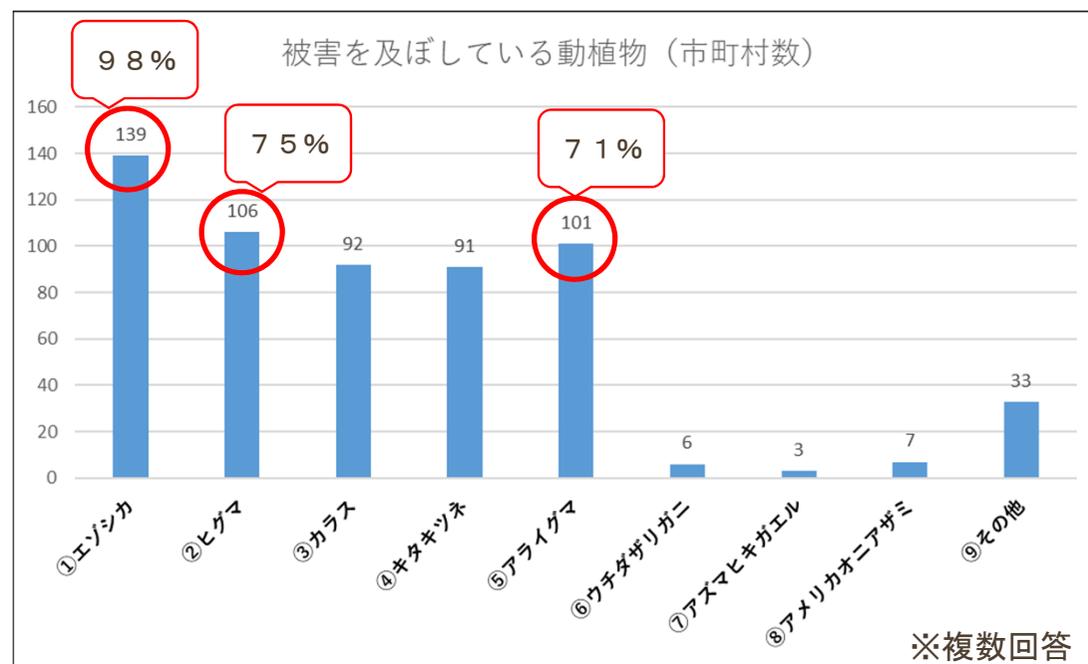
■回収率 : 142 / 152市町村 = 93 %

Q 1 農業被害又は生態系の保全上支障となっている動植物

鳥獣等被害の主なもの

- ①エゾシカ 139 / 142 (98%)
- ②ヒグマ 106 / 142 (75%)
- ③アライグマ 101 / 142 (71%)

他に、カラス、キタキツネが多い

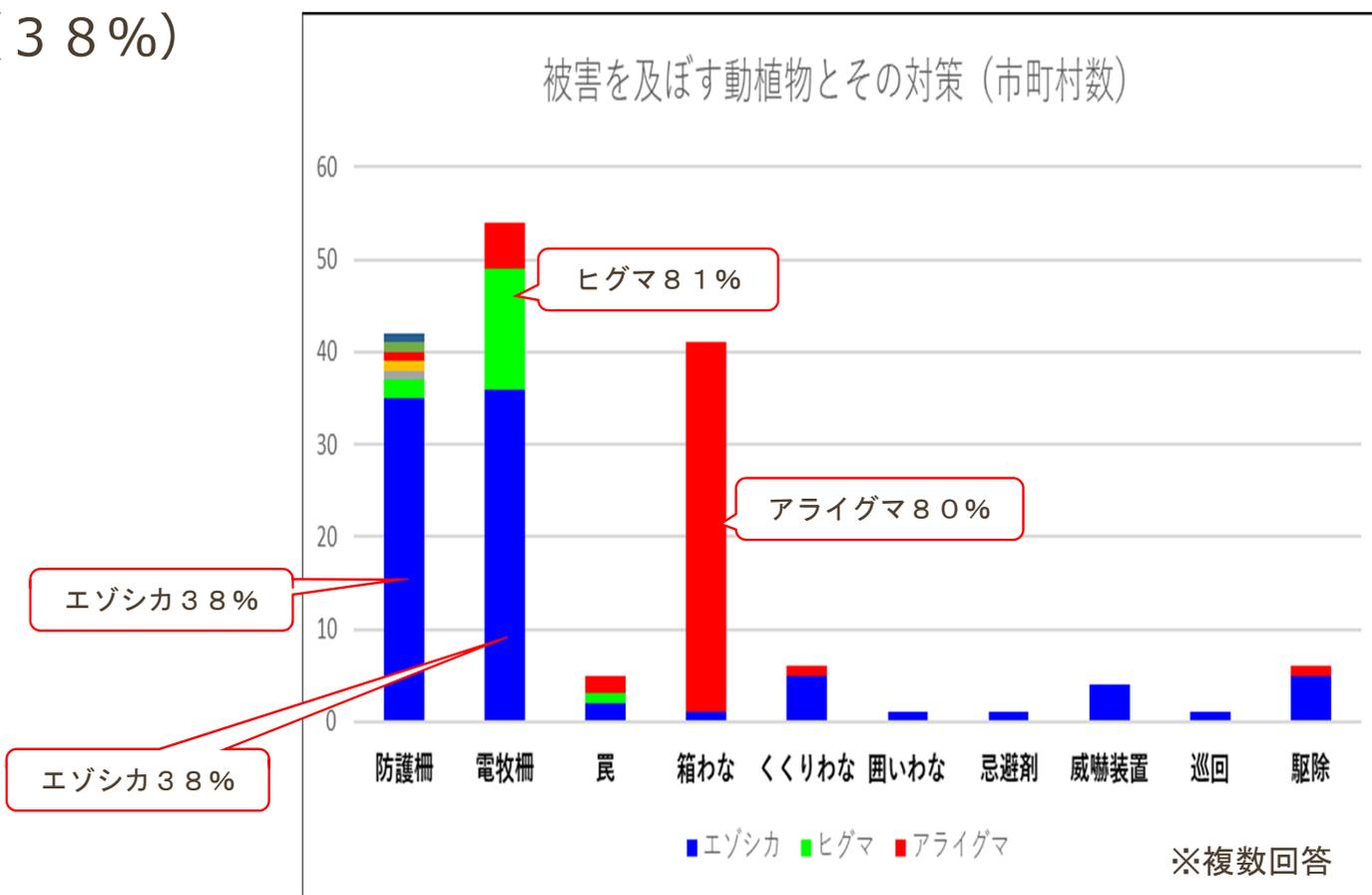


Q 2 支障となっている動植物及びその対策に係る市町村の数 (本交付金活用に限定)

エゾシカは、防護柵、電牧柵が同率（38%）

ヒグマは、電牧柵が多い（81%）

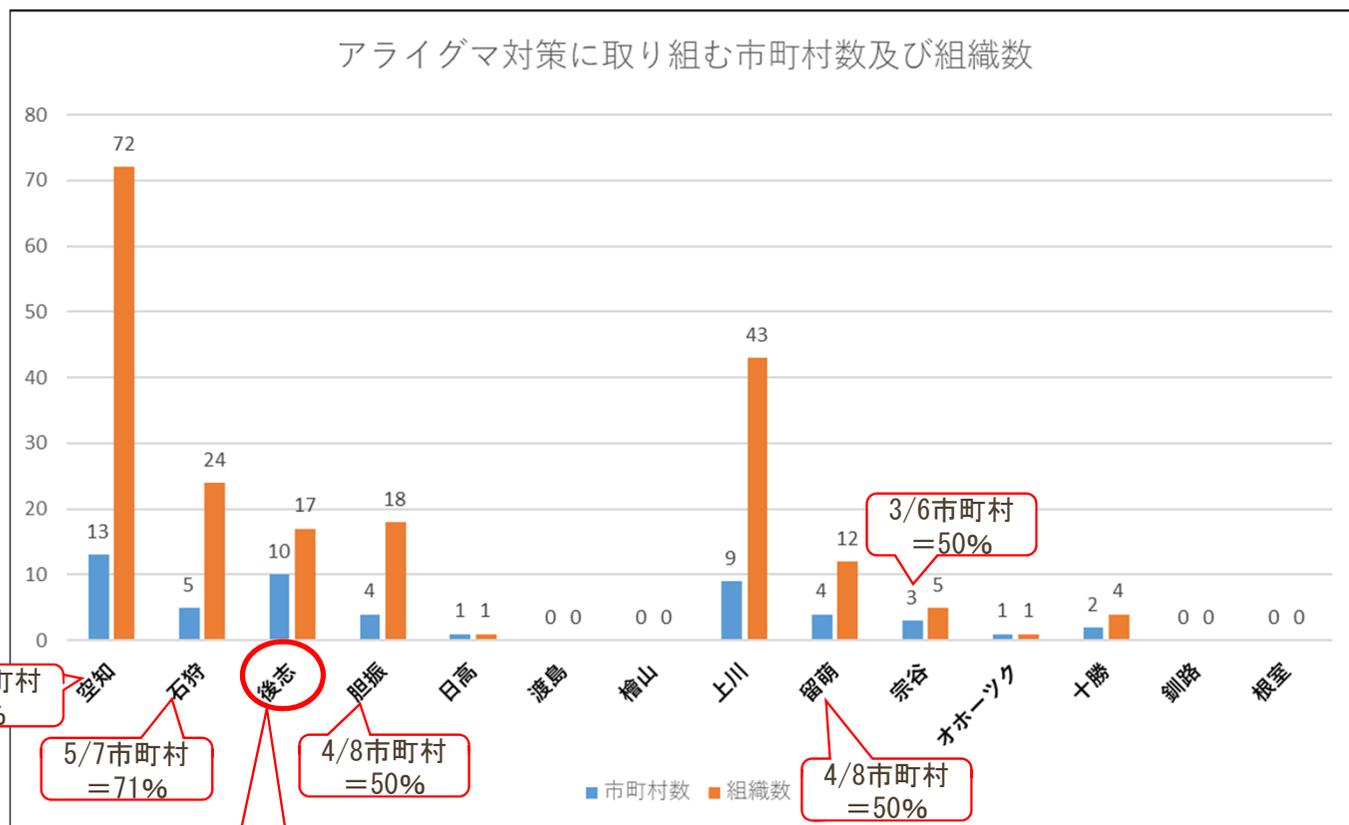
アライグマは、箱わなが多い（80%）



Q 2 - ① 支障となっている『アライグマ』の排除等に取り組む市町村、活動組織の数 (本交付金活用に限定・振興局別)

「アライグマ被害あり」と回答した
101市町村のうち、
52市町村が本交付金を活用し
対策を講じている。
(52 / 101 = 51%)

本交付金に取り組む
管内別の市町村割合でみると
50%超えは、右に示す6管内。
後志が多い傾向 (83%)
にある。



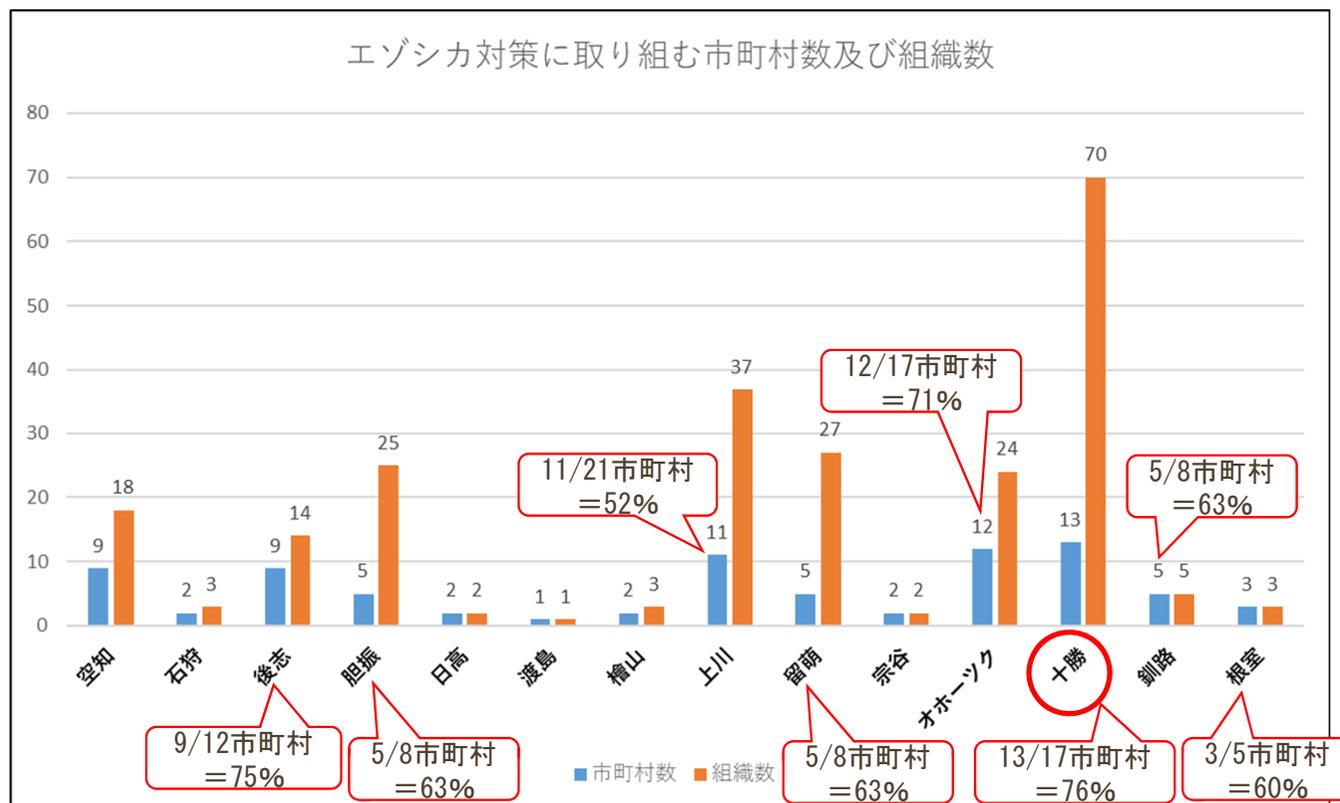
割合は
(管内の該当市町村数) / (管内で本交付金に取り組む市町村数)

Q 2 -② 支障となっている『エゾシカ』の排除等に取り組む市町村、活動組織の数 (本交付金活用に限定・振興局別)

「エゾシカ被害あり」と回答した
139市町村のうち、
81市町村が本交付金も活用し
対策を講じている。

(81 / 139 = 58%)

本交付金に取り組む
管内別の市町村割合でみると
50%超えは、右に示す8管内。
十勝が多い傾向 (76%)
にある。



割合は
(管内の該当市町村数) / (管内で本交付金に取り組む市町村数)

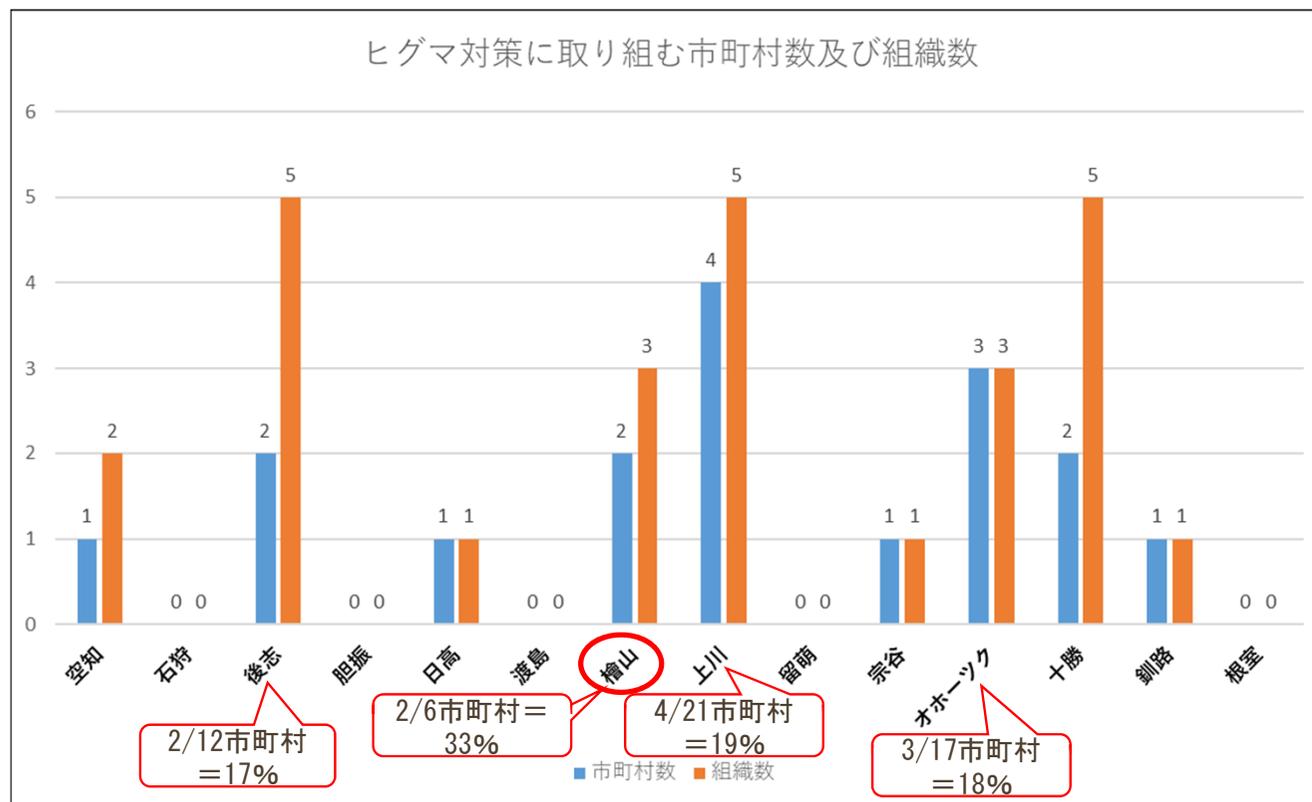
Q 2 -③ 支障となっている『ヒグマ』の排除等に取り組む市町村、活動組織の数 (本交付金活用に限定・振興局別)

「ヒグマ被害あり」と回答した

106市町村のうち、
17市町村が本交付金も活用し
対策を講じている。

($17 / 106 = 16\%$)

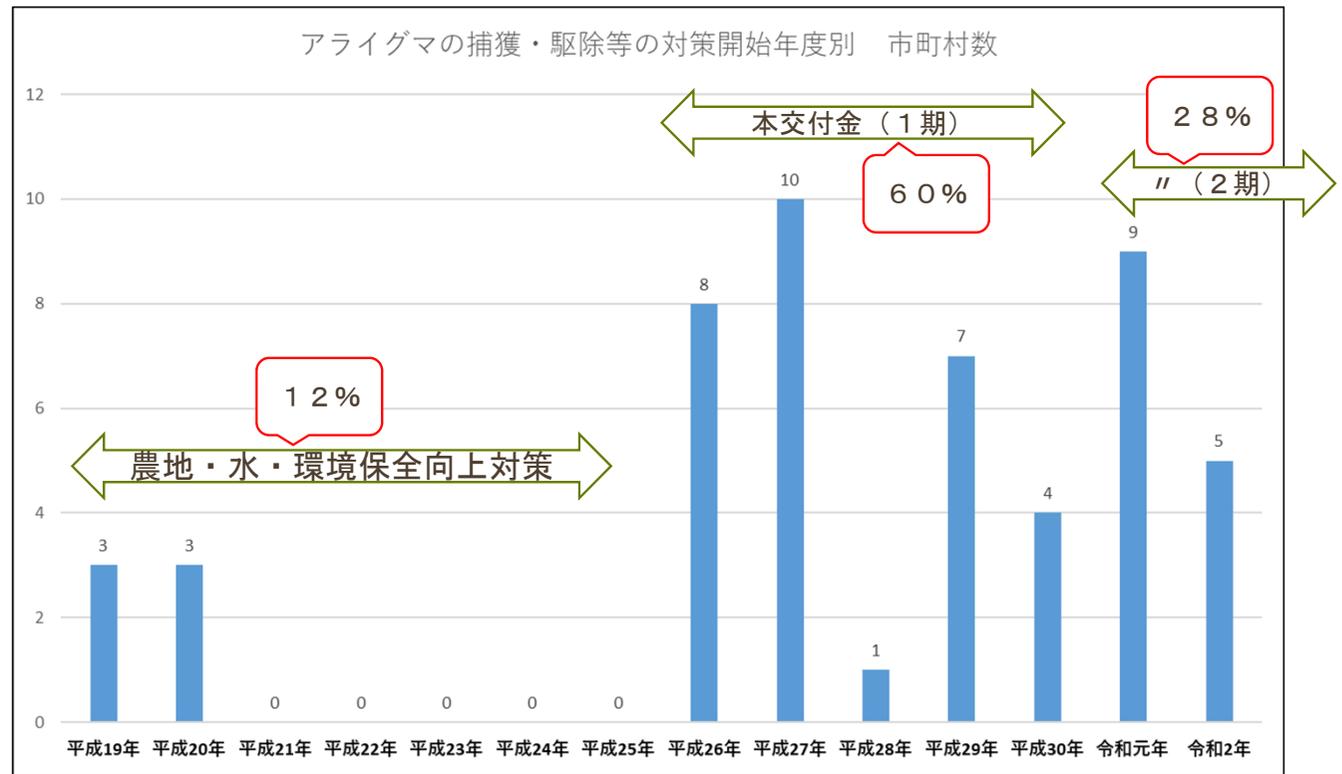
エゾシカ、アライグマ対策と比較して
本交付金に取り組む
管内別の市町村割合はいずれも小さく
檜山が若干、多い傾向 (33%)
にある。



割合は
(管内の該当市町村数) / (管内で本交付金に取り組む市町村数)

Q 3 アライグマの捕獲・駆除対策に本交付金を活用し取組みを始めた年度

本交付金の1期対策期間
(H26~H30) から
取組みを始めた市町村が多い。
(60%)



Q 4 アライグマの捕獲・駆除対策に係る費用負担

(費用負担の傾向)

わなの購入、リース

→わなの設置

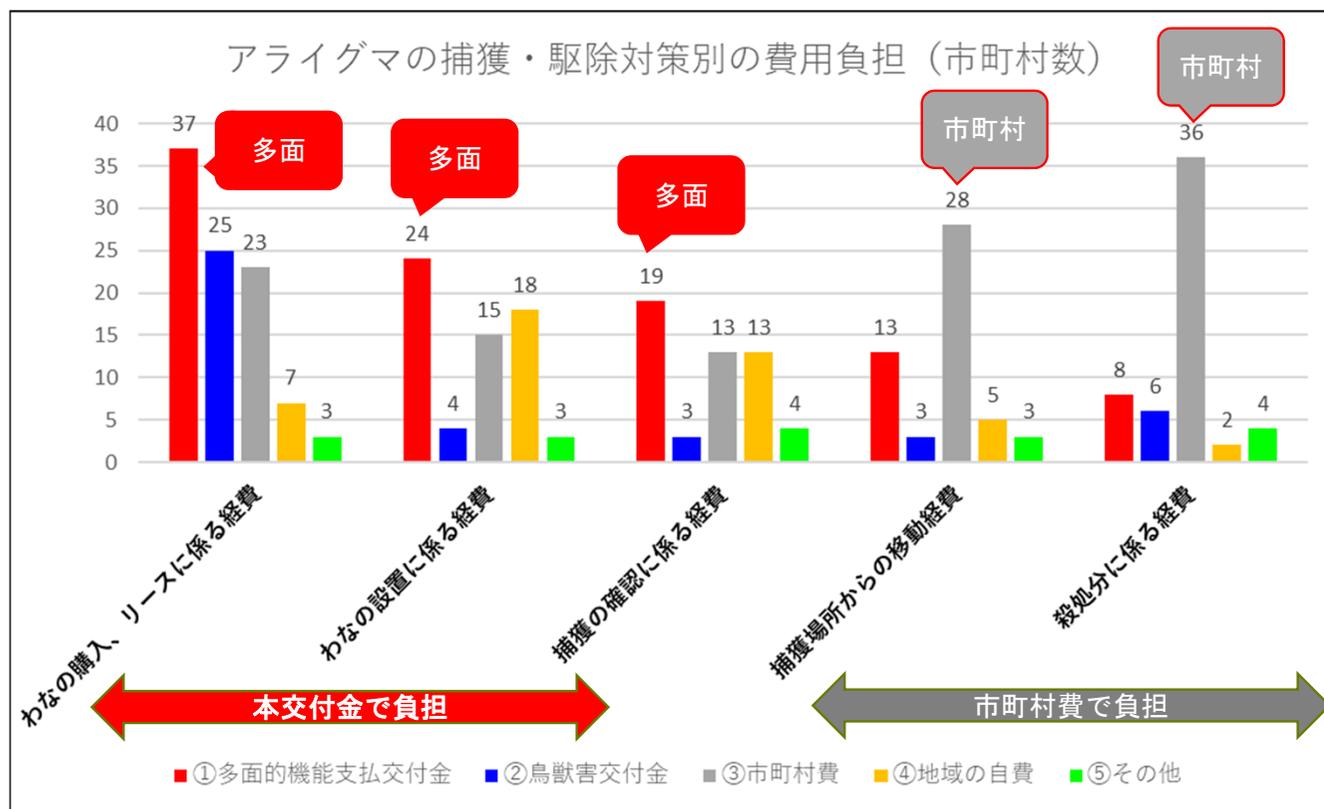
→捕獲確認

までは**本交付金**の活用が多く

処分施設までの移動

→殺処分

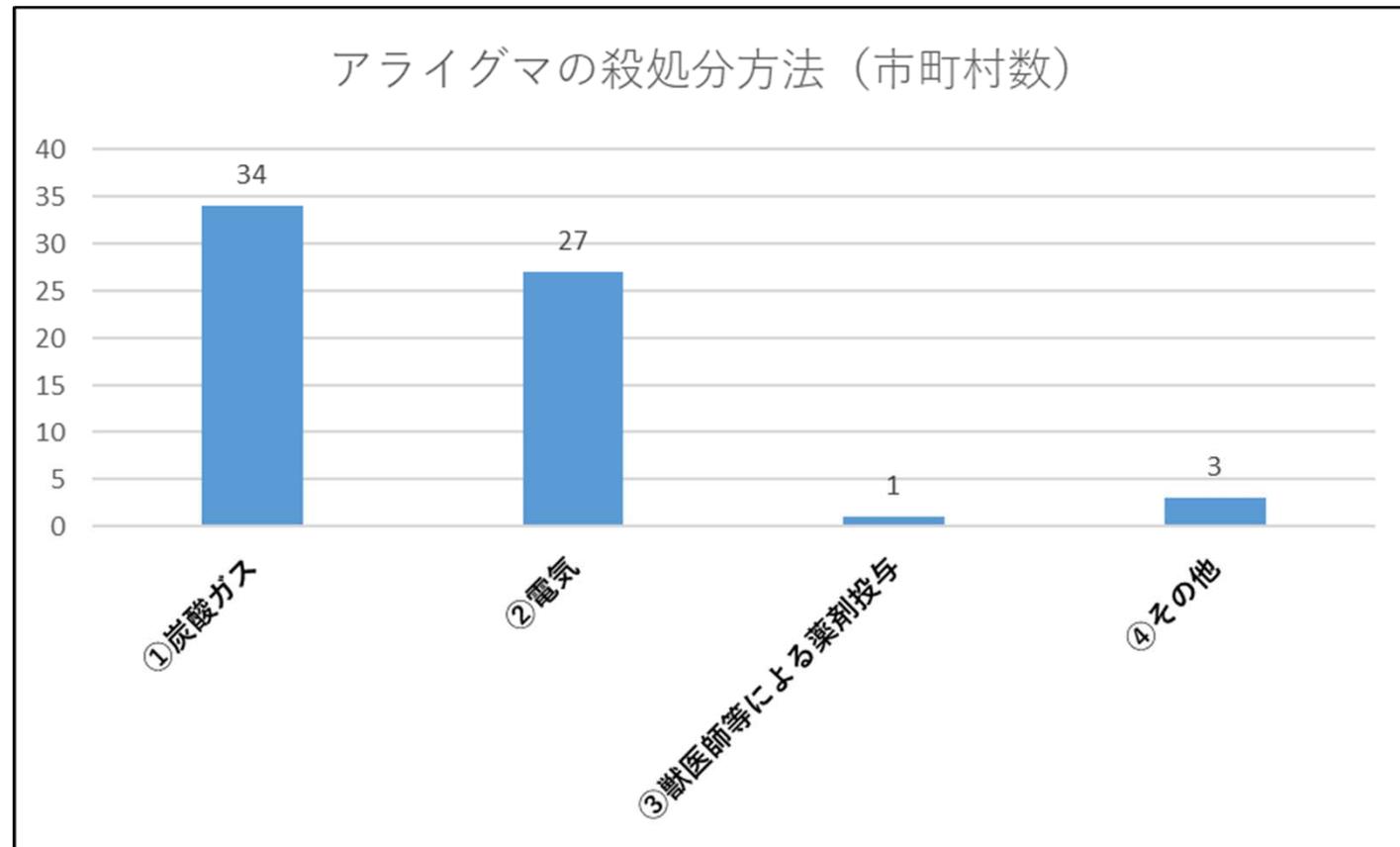
までは**市町村**の負担が多い。



※複数回答

Q 5 アライグマの処分方法

- ①炭酸ガス
 - ②電気
- の順に多い。

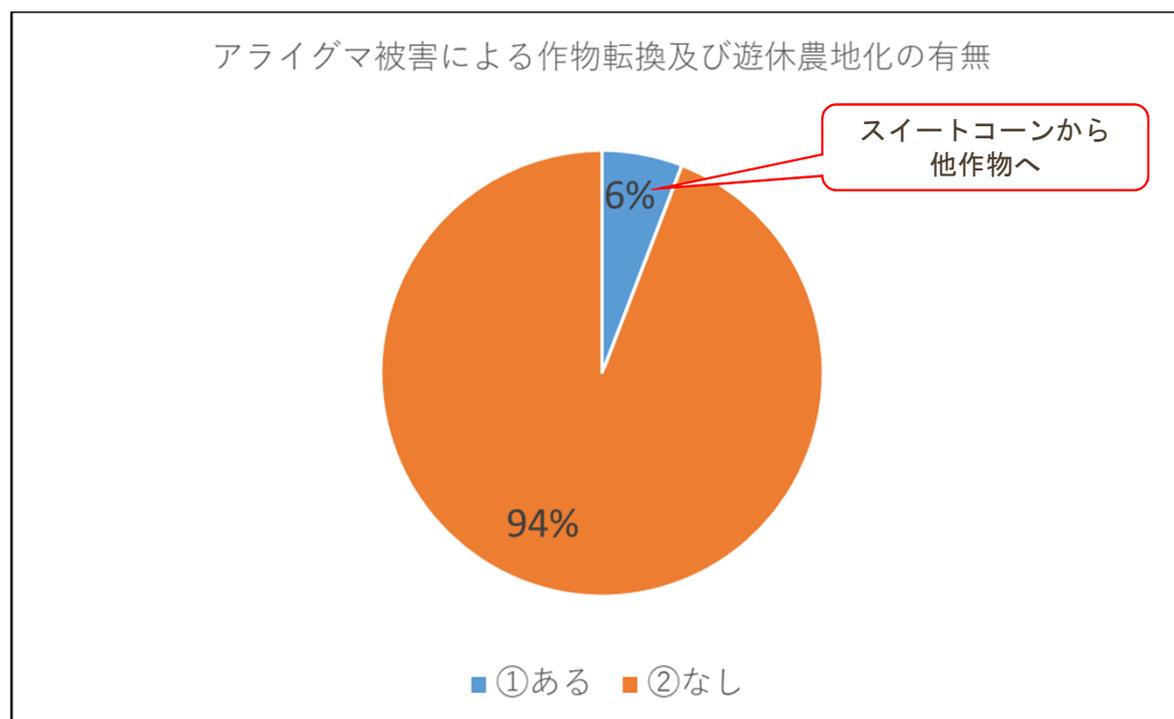


※複数回答

Q 6 アライグマによる農作物被害が要因で、生産作物の転換や遊休農地化した実態

遊休農地化を、
強いられたケースはない。

作物転換を強いられたケースが
ある。(3市町)
いずれも、「スイートコーンを作付け
できず、他の作物へ転換」している。



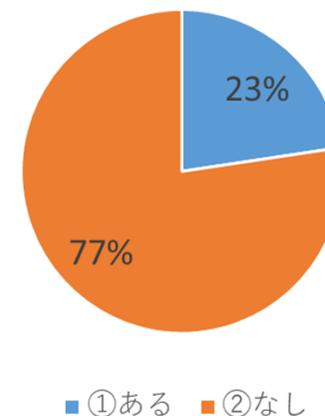
Q 7 活動組織間での情報共有や連携した捕獲対策を実施している実態

約 2 割で、活動組織間での情報共有、連携した捕獲対策がなされている。

具体的には、

- ・町内全活動組織の連絡会議において情報共有
 - ・鳥獣被害防止対策協議会の会議において情報共有
 - ・猟友会内において情報共有
 - ・役場からの周知（捕獲数、傾向など）
- などが挙げられた。

アライグマの捕獲・駆除について活動組織間で情報共有や捕獲対策を実施している市町村数



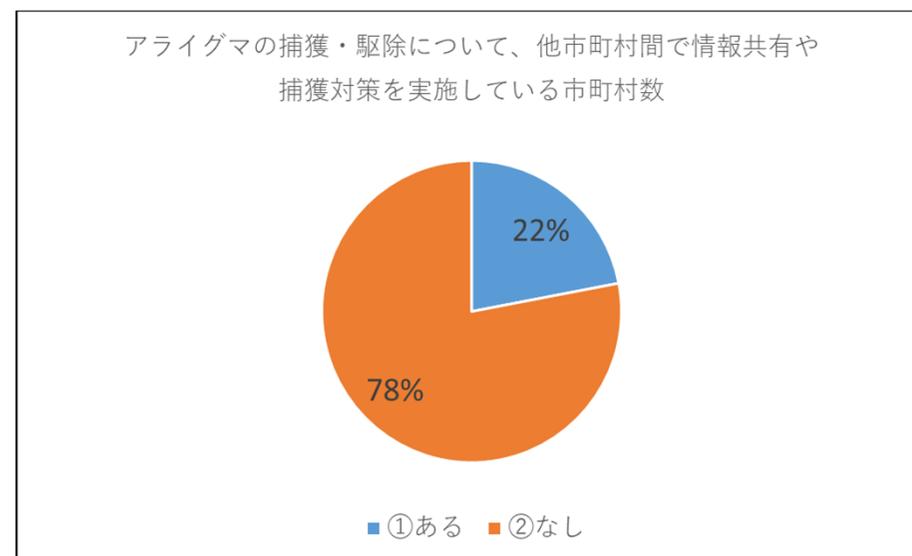
Q 8 市町村間での情報共有や連携した捕獲対策を実施している実態

約 2 割で、**他市町村間**での情報共有、連携した捕獲対策がなされている。

具体的には、

- ・隣接町で行われている『アライグマ根絶モデル実証事業捕獲連携協議会』に参画し情報交換を行っている。
- ・近隣町村から捕獲・生息頭数の確認、各町村の独自対策について情報取得している。
- ・振興局主催のアライグマ捕獲講習会に参加し情報を得ている。
- ・鳥獣害対策防止協議会を市町村単位（複数市町村で広域の場合もあり）で設置し、近隣町村と情報共有を図っている。

などが挙げられた。



Q 9 捕獲・駆除以外に農業被害等の更なる減少に向けて取り組まれていること

(本交付金)

- ・ 市民団体（前拓殖大学 教授）と協力し、**生息数の予測**をたて、箱罠の設置場所等を検討。
- ・ 捕獲従事者を対象としたアライグマの生態及び捕獲に関する**講習会**を開催している。
- ・ 活動組織毎の**講習会**を通じ**出没情報**を共有し実態を把握。（講師は、わな猟免許所持職員）

(本交付金以外)

- ・ 市の施設で処分した場合には、**助成金**を受け取り、罠や作業にかかる経費に当てている。
- ・ 町が罠購入経費の一部補助、**狩猟免許取得経費**を一部**補助**している。
- ・ 町と猟友会が**委託契約**を交わし有害鳥獣の駆除を行っている。

Q10 本交付金を活用したアライグマの駆除全般に関する意見・要望・提案

- 本交付金だけでは、捕獲作業に十分な支払いができない。
- 殺処分作業が敬遠され、担当者の選任に困っている。
- 他市町村で効果的な取組事例があれば参考にしたい。事例発表会等、研修会を開催して欲しい。
- 非農業者から捕獲活動への非難が多いため、アライグマの凶暴性や農業被害を周知して欲しい。
- アライグマ駆除に関わることによる感染症への危険手当経費への支出を求めたい。

4. 考察

（ 本交付金の活用 ）

- アライグマ対策に本交付金が充てられている割合は、対策に取り組む市町村の **5割強**。

（ 費用負担・役割分担 ）

- わな購入、リース→設置→捕獲までは**本交付金**、移動→殺処分は**市町村**という費用負担・役割分担が多い。

（ 捕獲・殺処分 ）

- アライグマの捕獲は「**箱わな**」、殺処分は「**炭酸ガス**」のケースがほとんどである。

（ 取り組み始めた時期 ）

- アライグマ対策の取り組み開始時期は、対策に取り組む市町村の **9割**が本交付金が法制化された **H26以降**である。

（ 連携 ）

- アライグマ対策における連携（市町村間、活動組織間）は対策に取り組む市町村の **2割**程度と、進んでいない状況。

5. 今後の対応方針（案）

今回のアンケート調査は、各地域で取り組まれている「鳥獣等被害防止の取組」について、広く情報収集することを目的に実施し、その中でも近年、特に急増しているアライグマに焦点を当て、本交付金を活用した取組みの程度や役割、貢献度について回答を得たところである。

意見・要望の中で多かったのは、

- ・ より効果的な罠や防護柵の設置方法に関する研修の実施
 - ・ 他市町村での取組事例の情報提供
- であった。

今後は、これら意見等への対応として、外来種駆除担当部署（道環境生活部 環境局 自然環境課）や北海道日本型直接支払推進協議会等との必要な情報共有を図り、捕獲方法等の研修開催や組織間での連携した取組事例の情報発信を行い、スピード感を持った対策の水平展開を推進することが重要と考える。

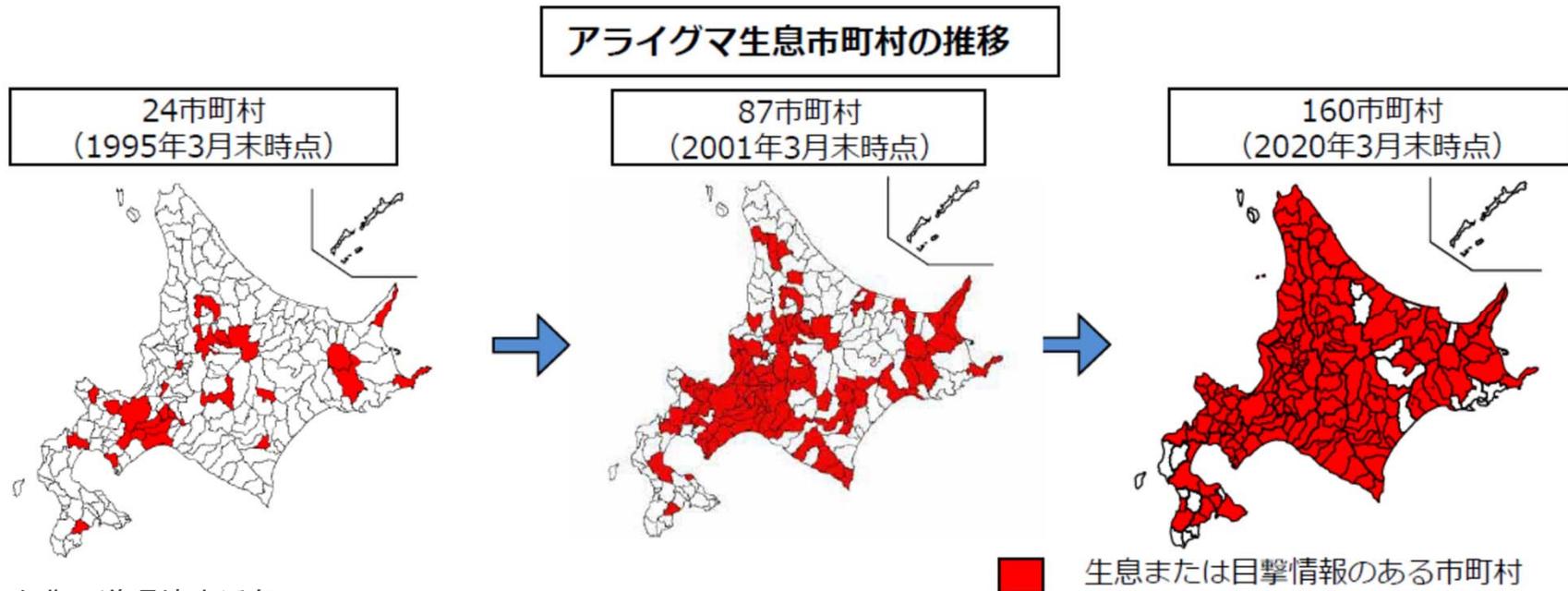
6. 参考（道環境生活部 環境局 自然環境課による情報）

（ 1 ） アライグマについて

【アライグマの生息市町村数と捕獲数等の推移】

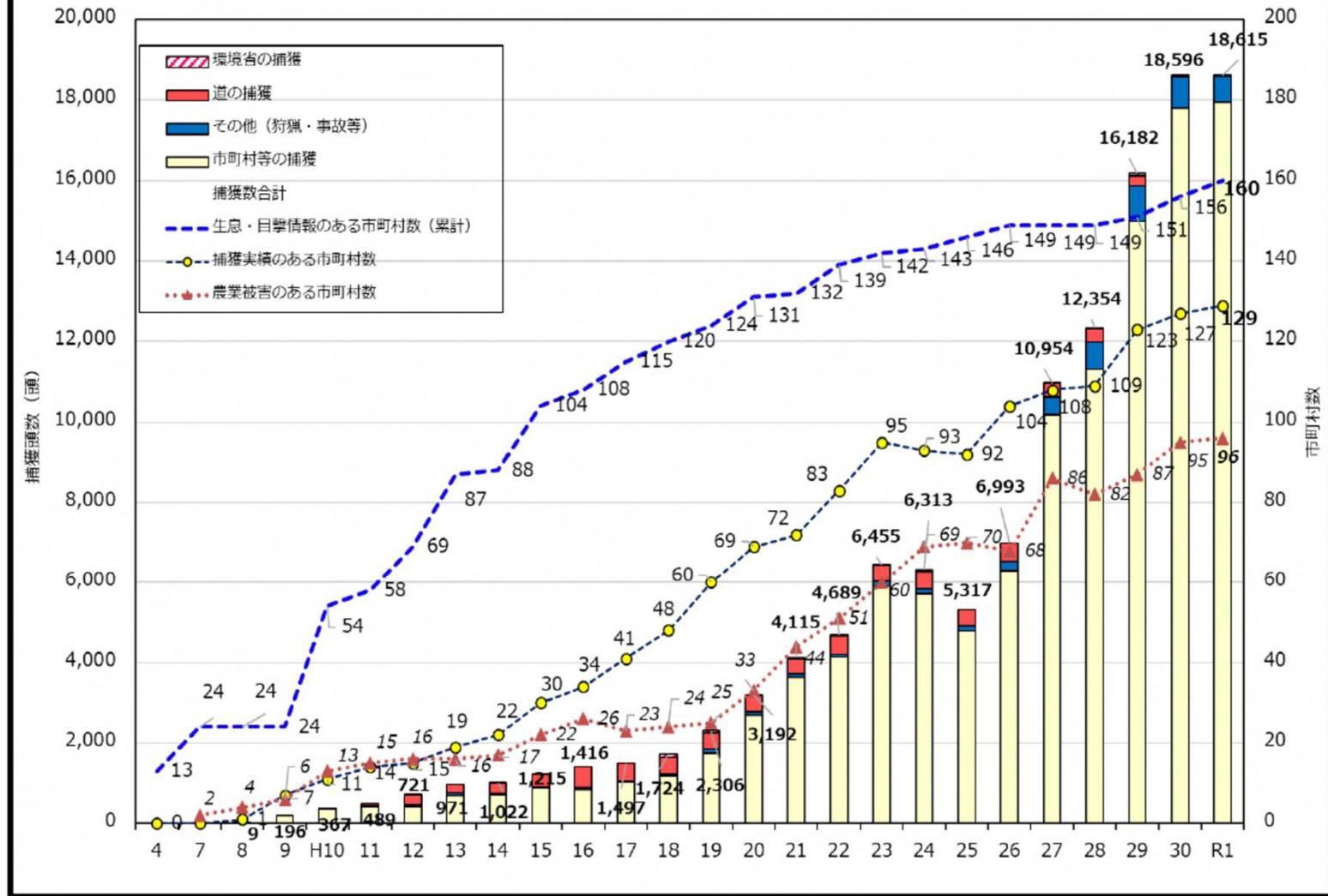
北海道において、アライグマの生息が確認された市町村数は、令和2年（2020年）3月末現在、**160市町村**となっている。

令和元年度（2019年度）の全道のアライグマの捕獲数は、**18,615頭**となっており、昨年度より捕獲数が増加し、また、捕獲実績のあった市町村数も増加傾向となっている。



※出典：道環境生活部HP

アライグマ捕獲数と生息・目撃情報の推移(確定値)

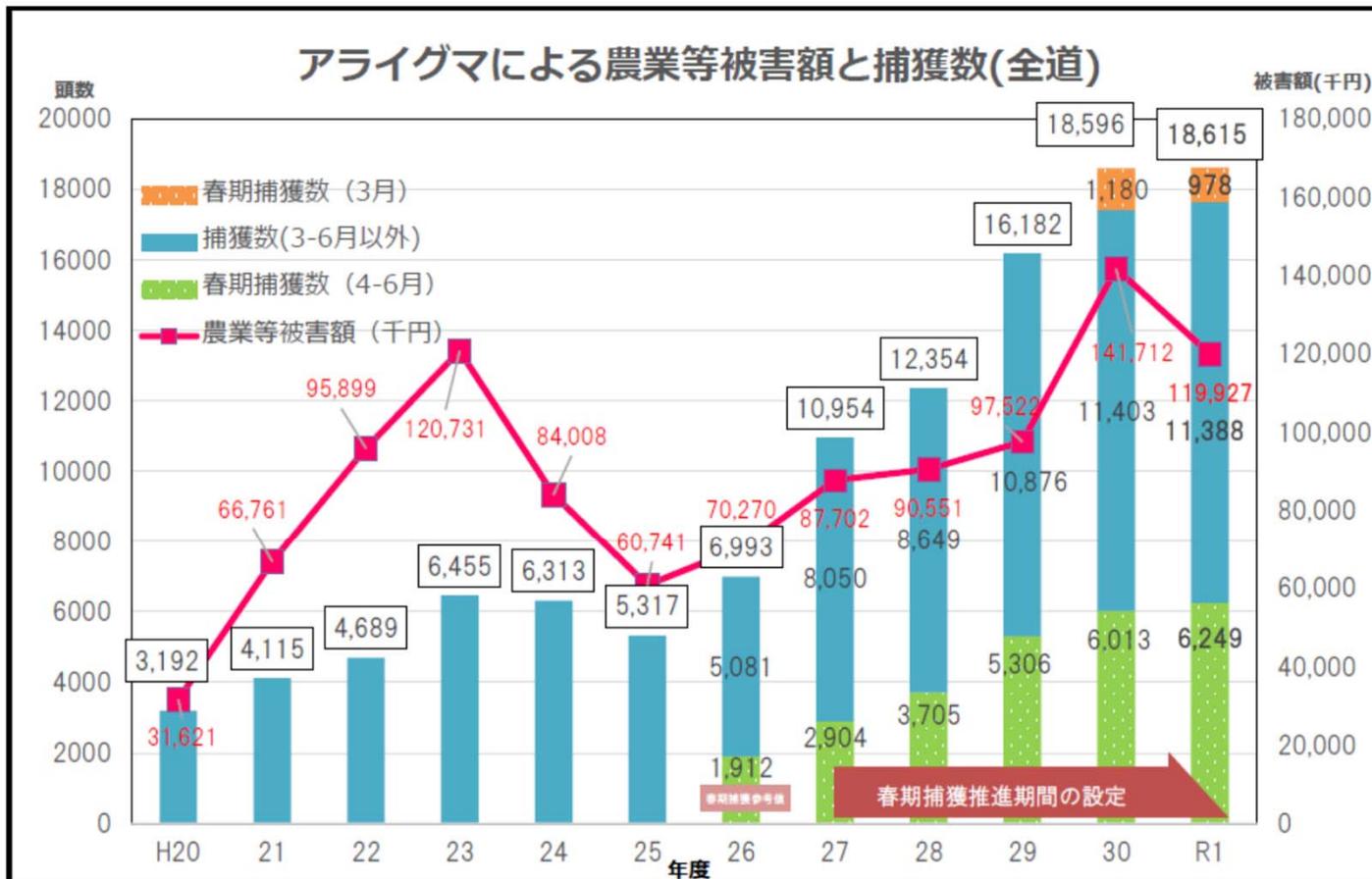


※出典：道環境生活部HP

【アライグマによる農業等被害額と捕獲数の推移】

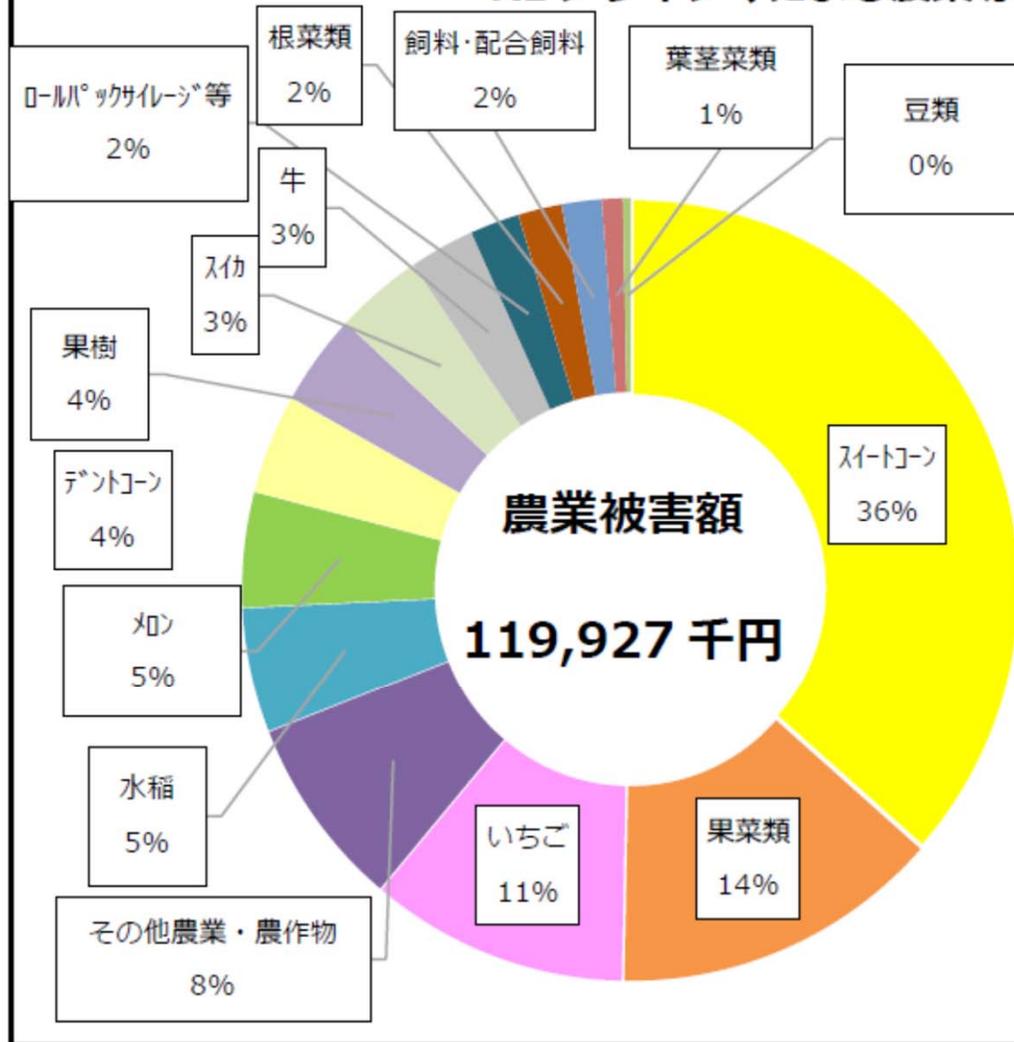
令和元年度（2019年度）のアライグマによる農業等被害額は、約**1億2千万円**となった。

被害額の内訳としては、スイートコーンが約4割を占め、次いで果菜類、いちご、水稻、メロン等となっている。



※出典：道環境生活部HP

R1 アライグマによる農業等被害額（全道）



作物名	被害額（千円）
スイートコーン	43,785
果菜類	16,547
いちご	12,963
水稲	6,218
刈草	5,725
デントコーン	4,927
果樹	4,560
アサ	4,337
牛	3,270
ロールアップサイレージ等	2,475
根菜類	2,186
飼料・配合飼料	1,991
葉茎菜類	1,032
豆類	380
その他農業・農作物	9,531
（ 牧草	1,248
（ 農業施設	609
計	119,927

※出典：道環境生活部HP

※道環境生活部HPより抜粋

(自治体独自の取組み事例__環境生活部より)

- 町独自のアライグマ対策モデルを策定・・・新十津川町
- アライグマ捕獲に特化した箱わな（らく捕りー）
を使用・・・共和町
- 炭酸ガス等、コスト縮減のための止め刺し技術の普及・・・長沼町

活動組織における事務委託先の確保状況 〈事務負担の軽減と体制強化に向けて〉



(北海道日本型直接支払推進協議会)

- 令和2年度において、道内152市町村、741組織で多面的機能支払交付金の取組が行われている。
- 各種アンケート結果から、これら組織の中には、「本交付金を継続的かつ円滑に推進するためには、組織の事務作業の負担を軽減し、共同作業に専念する手立てを検討することが必要」と今後の課題にあげている組織が多くある。
- 道協議会としては、組織の事務負担の軽減に資する事務支援システムの運用や日報の簡素化に取り組んでいるところであるが、抜本的な事務局体制の強化についても喫緊の課題と捉えている。
- このため、現在多くの地域で関係団体（土地改良区やJA等）へ事務委託している組織があるが、関係団体との連携など事務支援組織が設立されていない地域において、いかに事務を担う事務局体制を構築（新たな任意団体の設立）するかについて、既に取り組みされている組織の事例等の収集を図り発信することとした。

目次

新たに関係団体を設立し事務委託先の確保	・・・ 1
事務処理委託先の確保に苦勞した点と取組のポイント	・・・ 4
事務処理委託先の確保により良くなった点と課題	・・・ 5
民間企業等や個人からの支援を得た事務委託先の確保	・・・ 6
【参考】 農業団体の支援を得て、 新たに多面的機能支払事業に取り組んだ事例	・・・ 8

新たに関係団体を設立し事務委託先の確保①

＜赤平市＞あかびら多面的協議会

- ▶ 地域の旗振り役のリーダーが中心に団体を設立
- ▶ 協議会として事務職員を雇用
- ▶ 雇用に当たり、労働基準局、社会保険事務所、税務署、ハローワークと協議

＜長沼町＞長沼町農地・水・環境保全向上対策協議会

- ▶ 組織から事務を取りまとめる組織が必要であると要望
- ▶ 団体設立に向け、役場主導のもと6回の設立準備会を開催
- ▶ 事務職員には、専属に改良区OBと派遣会社を通じ1名雇用

＜二セコ町＞二セコ町資源保全推進会連合会

- ▶ 設立に当たり、役場主導で人材・人員及び事務所等の確保に努めた
- ▶ 役場や道推進協議会とのパイプ役に努めるとともに、事務全般を担っている
- ▶ 事務局主導による町内組織の日当、リース等の統一単価設定
- ▶ 運営経費は、各地区の交付金額の案分として事務委託契約

＜名寄市＞農地・水保全管理風連事務組合

- ▶ H19年当時は、既存の「風連環境保全事業協同組合」に事務委託をしていた。
- ▶ H24年に、風連地区5組織による「農地・水保全管理風連事務組合」を共同設立し、事務員、事務補助員を雇用

新たに関係団体を設立し事務委託先の確保②

＜剣淵町＞ 剣淵町「とんぼの未来・北の里づくり」連絡会

- ▶ 役場主導のもと、農協の協力を得て事務局職員や作業スペースを確保
- ▶ 事務局職員は農業施設整備に精通した農協OBに依頼
- ▶ 設立した連絡会は、多面的機能支払事業と鳥獣害対策事業の事務委託先。

＜網走市＞ 網走市4地区資源保全連絡協議会

- ▶ 市役所主導により、4組織からなる連絡協議会を設立
- ▶ 連絡協議会の運営費は市と各組織で1/2ずつ負担
- ▶ 事務局職員は、組織からの推薦で農協OBに依頼
- ▶ 事務所は市役所内に配置

＜更別村＞ 更別村多面的機能事業支援会

- ▶ 団体の設立に当たり、先行自治体へ視察研修
- ▶ 事務局職員は、元々3組織の事務処理を担っていた方々を設立団体の職員として雇用した。
- ▶ 事務所は、従前から公共施設（更別村ふるさと館内）の一部を使用していたので継続使用。

＜別海町＞ 別海町農業農村振興事務組合

- ▶ 役場主導により、中山間直払事業と多面的機能支払事業の事務処理先の確保として団体を設立
- ▶ 事務局職員は、役場・農協OBや役場雇用の臨時職員に個別に依頼
- ▶ 事務所は、役場の一部を無償賃貸

新たに関係団体を設立し事務委託先の確保③

幕別町〈幕別町農地・水保全管理対策協議会〉

① 設立の経緯について

- 平成24年に、JA管轄内全域で新たに取組む事業だったため、各活動組織間の情報交換等の場として12組織が連帯する会を組織すべきだとの気運が高まり、各組織の代表者により組織化された。
- 当初は、情報交換等が主たる目的であるため、事務処理のために設立した協議会ではなかった。
- 事務処理は、JAが12組織から受託し、専用の事務室を設け、専門職員2名を配置するとともに、他の職員が手伝うという体制をとった。
- 平成24年に、新たに2組織が事業に取組むことを契機に、本協議会の規約を変更した。その際に、「事業の受託」を規約に追加。14組織と事務委託契約を締結し事務処理が開始された。JA管轄以外の組織が加わったため、JAとの事務委託を廃止し、本協議会が事務を行うこととなった。事務室をJA内から役場庁舎内に移し、正職員2名（役場OB・JA幕別町が専門職員として採用した者をそのまま採用）、臨時職員1名（ハローワークで募集）を採用。
- 平成31年に、「事業の受託」を「活動組織の事務処理」に規約を変更することとなり、目的、構成、負担金の取り扱い、書類保存の明確化など、大幅な規約変更を行った。

② 運営について

- 運営に要する費用は、14活動組織から委託料を徴収。
- 協議会は、会長1名、副会長2名幹事2名の役員構成であり、事務局長1名、事務局員1名、臨時職員1名で事務処理をしている。
- 職員給与等は次のとおり。
 - ・ 事務局長
→ 役場再任用職員に準用
 - ・ 事務局員
→ JA職員給与に準用
 - ※ 各手当は役場規定を準用
 - ※ 各保険等は法定どおり

③ 業務について

【事務局長】

- 協議会の運営に関すること
- 活動組織が行う会議等に関すること
- 活動組織が行う外注工事に関すること

【事務局員・臨時職員】

- 交付金申請・報告等の作成支援
- 会計事務に関すること
- 交付金の管理
- 日報・写真等の整理
- 活動組織が行う外注工事に関すること
- 活動組織の運営に係る事務的補助全般

〈契約〉各活動組織と協議会との間で業務委託契約を締結
〈特徴〉事務処理担当者の雇用経緯と形態、事務所の確保
予算執行および資金管理も受託

各活動組織が行う作業
・実施活動の報告（日報、記録）

事務委託先の確保に苦勞した点（アンケートより抜粋）と取組のポイント

苦勞した点

- 短期間での設立となり、設立準備やスケジュール調整に苦勞した。
- 規約制定にあたっての内容の精査や、各組織との連絡調整に苦勞した。
- 各組織の活動内容や交付金使途についての方向性をまとめるのに苦勞した。
- 専任職員の確保に苦勞した。
- 雇用職員の雇用条件、雇用契約書の作成など専門知識が必要なため、多大な時間を要した。
- 事業所の届出等の各種手続きに苦勞した。
- 役場と団体の事務分担の作成や、町が行っていた事務の引継ぎなどに苦勞した。

苦勞点を踏まえた取組のポイント

・ 設立に向け牽引する取りまとめ役（推進主体）がいること。

・ 十分な準備期間を取り、組織の意向を集約・調整し段取りよく進めること。

・ 事務従事職員の人材確保
・ 職員の労働条件や社会保険の扱いなどの整理
・ 雇用契約書の作成と社会保険各種手続き

・ 団体の受託業務を整理
・ 市町村及び受託団体、組織の役割分担を明確にし、従来の事務手法などを受託団体に引き継ぎ

事務委託先の確保により良くなった点と課題（アンケートより抜粋）

良くなった点

- 団体の設立により、事務従事者の雇用条件や待遇等が保障された。
- 取組内容や交付金の使途などについて統一が図られるとともに、団体の役員が各組織の代表等で構成されていることから、役員会等を通じ協議・確認・情報交換などが随時実施され、各組織の取組に対する理解と意識が向上した。
- 書類作成などに精通した専任職員の確保により、各組織の事務負担が軽減されるとともに、事務面で小回りがきくようになった。
- 役場と組織の間に精通した団体が入ることで、相談や情報伝達が円滑に進み、町担当職員の負担についても軽減された。
- 団体が事務に必要な事務用品や備品を一括購入し共有管理することにより、事務経費を抑えられた。

課題

- 事務従事者の後継者探しなど人材の確保が難しい。
- 事務従事者の交代による事務引き継ぎに難がある。
- 事務従事者の退職金の扱い（補助対象外）など雇用条件や待遇で難がある。

<参考> 広域組織の利点

- 広域組織一本化により、各集落が個別に実施していた事務作業の負担を減少
- 事務委託や工事発注、資材や物品等購入などをまとめて行い、経費節減
- 集落間連携により、資機材、人材、技術力の融通が容易

民間企業等や個人からの支援を得た事務委託先の確保 ①

＜留萌市＞NPO法人による事務支援

- ▶ 市内には、事務負担等を理由に多面的機能支払交付金の交付を受けていない地域が存在。
- ▶ NPO法人から、既存の組織に対して事務の負担軽減を目的に事務支援の提案を受けた。
- ▶ 5組織中4組織の事務支援をすることにより、事務等のサポート体制が構築され、事務の負担が軽減されたことと、本交付金の有効性を未取組地域へPRができる。
- ▶ 支援の内容は、日報の整理・活動記録の作成・金銭出納簿の整理など。

事務委託による活動組織とNPO法人それぞれの効果

活動組織の効果

- 事務負担の軽減が図られ、営農や共同活動に取組む時間が増加。
- 他の組織の事務処理の手法を参考に、適正化と簡素化が図られる。
- 事務局が一元化したことにより、他組織と連携した活動にも取組むことが可能となる。

NPO法人の効果

- 複数の活動組織に関与することで、多くの農業者と連携する機会が増える。
- それぞれの地域の特色を理解し、地域ごとに必要な活動の提案がしやすくなる。
- 事務委託が経営の安定に寄与し、職員の雇用と幅広い活動の展開に繋がる。

民間企業等や個人からの支援を得た事務委託先の確保 ②

<清水町> 建設会社による事務支援

- ▶ 平成30年度、町内8活動組織が各々行っていた事務作業の負担を軽減することを目的に、役場が主導となり広域化を進めるとともに、事務委託先の確保に取り組んだ。
- ▶ 委託先の確保に向け、精通者であった役場OBの再就職先である建設会社に打診。
- ▶ 建設会社から事務委託を受けるためには、“広域化”が条件とされた。
- ▶ 令和2年度、町内9活動組織で広域化を図り事務委託を依頼。

事務委託に係る業務内容

- 対象農用地面積及び構成員の整理
- 活動の記録管理及び実施状況報告書等の作成補助
- 交付金の交付申請書等の作成支援
- 収支予算書変更案及び決算書案の作成補助
- 予算執行及び資金管理の補助
- 総会等の会議資料の作成補助

民間企業等や個人からの支援を得た事務委託先の確保 ③

＜真狩村＞ 設計コンサルタントによる事務支援

契機→他事業の請負者から役場へのアプローチ

- ▶ 村内に10活動組織があったが、平成28年度に役場主導のもと、平成31年度（令和元年度）に1村1広域協定（組織）となった。
- ▶ 広域化に向けた話合いの中で、事務を委託することで話を進めた。
- ▶ 広域化と同時に、設計コンサルタントと事務委託契約を締結
- ▶ 事務委託内容は次のとおり。
 - ・ 各下部組織の作業日報、活動記録、金銭出納簿の整理・作成

＜芽室町＞ 事務処理可能な人材による事務支援

契機→行政が事務処理可能な人材に打診

- ▶ 町内に18組織が各々行っていた事務作業の負担を軽減することを目的に、役場が個人に打診し、事務処理業務を依頼
- ▶ 町外在住の人材に事務処理を受けてもらえることになった。
- ▶ 組織の役員に位置付けて役員報酬として事務処理業務を実施している。
 - ・ 組織の役員会・総会資料作成支援
 - ・ 事業計画・実績報告に係る書類全般作成
 - ・ 活動日報の整理

＜奈井江町＞ 事務処理可能な人材による事務支援

契機→行政が事務処理可能な人材に打診

- ▶ 町内5組織のうち広域協定（広域組織）の事務処理の支援を役場が個人に依頼
- ▶ 隣接市町村に在住している人材に事務処理を受けてもらえることになった。
- ▶ 事務委託内容は次のとおり
 - ・ 運営委員会事務全般
 - ・ 各下部組織の役員会・総会資料作成支援
 - ・ 事業計画・実績報告に係る書類全般作成
 - ・ 交付金の出納管理

【参考】農業団体の支援を得て、 新たに多面的機能支払事業に取り組んだ事例

＜仁木町＞土地改良区からの事務支援

- ▶ 改良区の区域（地区面積）を対象とし、活動のまとめりなどから水利組合単位の4地区で立上げ。
- ▶ 4活動組織の事務委託を受け、費用は面積案分により委託費を徴収。
- ▶ 事務委託内容は次のとおり。
 - ・ 事業計画及び実施状況報告の作成補助
 - ・ 交付金の出納管理
 - ・ 活動日報の整理と活動記録の作成
 - ・ 総会資料作成補助

＜大樹町＞JAからの事務支援

- ▶ 中山間直払事業の活動終了に伴い、多面的機能支払に移行した際、中山間直払事業の事務局をJAが担っていたことから継続実施。
- ▶ 広域協定（運営委員会）と事務委託契約を締結し、委託費用を徴収。
- ▶ 事務委託内容は次のとおり。
 - ・ 事業計画及び実施状況報告の作成補助
 - ・ 交付金の出納管理
 - ・ 運営委員会の運営に係る事務全般の支援
 - ・ 作業日報、活動記録の整理・作成

今後の取組み方針

- 今年度は、活動組織の事務負担軽減を図るため、事務を担当する人材の確保や任意団体設立に至った経過と現在の運営状況について整理した。
- 次年度以降、事例研究会による現地意見交換会等を開催し、より詳細な情報を収集、整理し、事務処理可能な人材の確保等に苦勞する活動組織等へ資料提供を行いたい。

今後に向けた本研究会での検討テーマ

・・・研究会員から寄せられた意見等をもとに・・・

1. 広報などの活動
2. 組織の広域化
3. 今後に向けたフォローアップ
4. その他、交付金の推進に関する事項

(検討テーマ1)

広報などの活動

多様な団体の参画や地域住民の理解を図るための取組みとして、啓発・普及活動及び広報活動が位置づけられています。(道が調査した「広報誌の作成・発行による取組状況」は別添2のとおり)

啓発・普及活動では、パンフレット等の作成・頒布や看板設置等の広報活動のほか有識者による勉強会等の啓発活動が行われていると共に、地域住民との交流活動、学校教育、行政機関との連携などの取組が全道各地で行われています。

これらの取組に当たっての、成功例や失敗例、工夫点などについてご意見等をお願いします。

番号	区分	キーワード	意見等	研究会員	備考
1	現状	取組通信、HP、新聞折込	啓発普及活動のため『取組通信』など作成し、地域住民へ周知している。(HP、新聞折り込みなどを活用)	向井 会長	
2	質問	末端構成員、事業内容	末端構成員への事業内容等の周知方法や、周知する際に何か工夫している点等があれば教えて頂きたい。	鈴木 課長 補佐	
3	現状	活動写真、A4、広報誌	ある活動組織では、活動内容を多くの写真を使って紹介し、A4判1ページにまとめて見やすい広報誌を作成・配布することで、地域住民の関心を引くよう工夫している。	正田 主事	
4	現状	町広報誌、取組状況報告、町HP	町広報誌「広報とうやこ」へ活動状況を掲載(毎年2月)： 洞爺湖町では毎年、町広報誌(4,200部/月)に5活動組織の取組状況報告を掲載し、町民はもとより町HPを通じて広く周知を図っている。	村上 主幹	
5	現状	景観形成看板、観光客、木製看板	景観形成看板の設置： 令和2年度から活動組織名と「とんぼの未来・北の里づくり」のマークを入れた看板を町で作成し配布しており、花壇や未耕作地、畑の端部に計画的に植栽した箇所に設置して、観光客にも取り組みをPRしている。ただ、せっかく看板を設置しても国道、道道の草刈りが追い付かず、繁茂した草で看板が見えなくなっていることから、設置個所を工夫しているが、A3サイズの看板では限界がある。今後は各活動組織がきちんとした木製等の看板を作成し、取り組みを観光客等にPRするよう働きかけている。	村上 主幹	

番号	区分	キーワード	意見等	研究会員	備考
6	現状	(発信) 積極性の差	「活動をもっと外の地域の人に知ってもらいたい」と考えている人もいれば、「活動を必要以上に広げたくない」「地域の活動は地域で留めたい」と考えている人もいるのが実態で、積極的な啓発・普及活動ができていない組織もある。	友貞 主事	
7	意見	地元企業、スポンサー、町会連合会	岩見沢市は地元企業でありますセキスイハウスさんと共に排水口の考案や目地材、補修方法の研究、スポンサー的啓発ステッカーの提供など取り組みが始まっている。地域住民と共に多面的機能の理解や実践を図るために協賛という形で岩見沢市町会連合会の事業（12/4開催）の中で広報をして、市予算の理解を得るためにも、これからも他の組織にも協力いただきながら、進めていければと考えている。潜在意識を捨てて取り組みを広範囲にしていくことも大事。	干場 代表	
8	現状	看板設置	看板設置： 道路沿いにゴミのポイ捨て禁止や車のスピード出しすぎ禁止といった看板を設置することで、地域住民の理解が図られている。組織の中には、毎年看板へ記載する内容を変更している組織も見られる。	伊丸岡 係長	
9	意見	SNS、都市住民向け	〇SNS（フェイスブック）を活用 主に日々の作業実施状況の現地での確認や、会議・打合せ等の活動報告をアップ。今後はフォロワーの増加と、都市住民向けの内容の拡充を目指したい	小嶋主事	

(検討テーマ2)

組織の広域化

単体組織の会員については、地域での広域化への意向などはありますか。ある場合は、具体的な理由（高齢化、農家戸数の減少、役員の負担軽減など）を教えてください。また、今後を見据えたとき広域化は必要と考えますか、ご意見をお願いします。

(実際に広域組織となった会員にあっては、苦労した点や良かった点、今後の課題などについてご意見をお願いします。)

(広域化に向けた支援として、関係機関による事務局体制作りの支援のほか必要なものは何かなどご意見をお願いします。)

番号	区分	キーワード	意見等	研究会員	備考
1	意見	取組の差	各組織それぞれ活動取組に違いがあるため、議論を数年重ねて行う必要がある。	向井 会長	
2	質問	旧組織数、会合頻度	広域化前の旧組織数はどのくらいか。旧組織単位での会合等はどれくらいの頻度で開催しているのか。	鈴木 課長 補佐	
3	意見	活動困難、統合	現在のところ広域化への意向はない。現在の体制を維持できるのであれば広域化は必要ないと考える。本市においては広域化してしまうと構成員や事務局の負担が大きくなってしまふ気がする。今後活動の継続が困難な組織がでてきた場合は、近隣の活動組織との統合を検討する必要があると思う。	正田 主事	
4	意見	領収書処理、事務局費	当地域では、広域化すると領収書・日報等を事務局へ届けるのが大変になりそう。また、事務局費がかかるため活動費が減ってしまう活動組織も出てくる可能性あり。	正田 主事	
5	現状	広域化意向なし	広域化の意向： 洞爺湖町では広域化に対して管外活動組織の例などを挙げながら説明をしているが、今のところ広域化による事務局一本化を希望する声はない。	村上 主幹	

番号	区分	キーワード	意見等	研究会員	備考
6	現状	中核的リーダー育成、 自立した組織運営	事務局体制の持続的な発展に向けた取り組み： 5活動組織がそれぞれ特色ある活動ができることに重きを置けるよう広域化による事務局体制の一本化を選択しなかった。町では道協議会主催の全道事例研修発表会に併せ、札幌で独自研修を行い、「事務局体制の次代への継承と中核的リーダーの育成」をテーマに講師を招いて講演及び意見交換会を開催し、今後の活動組織の推進方針を検討した。その結果、若手農業者及び後継者の役員への登用が相次ぎ、集落の中核的リーダー育成と次世代への継承が進んだ。また、事業への理解度を深めるため、役員任期を1～2年とし、なるべく全員が当たるよう留任を最小限にとどめるような工夫をしている。現在、5活動組織の代表及び事務局は30代～50代が中心となり、日報管理、会計、書類作成、委託業務やイベント企画などすべて自分たちで行っている。（町が携わるのは代表者会議での情報提供など）今後も町としては持続的な事業となるよう、アドバイスをを行い、研修会の開催や管内外の優良事例などの提供を行って自立した組織運営に寄与したいと考えている。	村上 主幹	
7	意見	事務負担軽減、横断的 活動、連絡協議会 絵、道協議会HP、パン フ（冊子）	広域化のメリット： 広域化のメリットとして考えられるのは、集落・行政の事務負担が軽減、横断的な活動の実施が可能、資源向上活動の柔軟な対応が可能、効果的・効率的な活動が可能、などが挙げられ、事務負担が活動存続の阻害となっている場合は、事務局の一元化が有効と思われる。広域化に限らず一元化された事務局の規模に合わせて、市町村単位で連絡協議会を立ち上げたり、組織を合併することが事務軽減に有効と考え、事例研究会では広域化の優良事例を道協議会HPや冊子などを活用し広く周知していくことが必要と考える。	村上 主幹	
8	現状	高齢化、離農	現時点での広域化への意向は無いが、各活動組織において、構成員の高齢化や離農に伴う酪農戸数の減少が進んでおり、今後検討していく必要がある。	友貞 主事	

番号	区分	キーワード	意見等	研究会員	備考
9	意見	改良区単位、広域組織が集まる場	広域化が図られてから、全体で集まって計画や活動について意見交換をと考えてきたが、改良区が単位組織の役員から監査、意見集約を図っていただいているので、この手法が意見や考えを洗い出す良い手法と考える。広域組織が一同に集まって懇談、懇親会は出来ないが、大きいがゆえに当面は自粛せざるを得ず、空知か北海道全体の研修会（大きい会場・オンライン化も）などで今後行っていければと考える。	干場 代表	
10	意見	事務の軽減、書類の集約、事務の担い手	○広域化に向けた支援として必要なもの 当市では、北海土地改良区が事務局を担い、書類の集約などの業務を行っていることから、各組織における事務手続きの軽減が図られている。そのため、活動を継続していくためには書類の集約及び事務手続きを担う存在が必要不可欠ではないかと考える。	伊丸岡 係長	
11	現状	段階的な広域化	経過として、平成28～29年度を検討期間、平成30年度に準備期間とし岩見沢市栗沢町の一部地区で先行し広域化（作業量や組織体制など検証するため） 事務局を北海土地改良区職員が担い、協力会の事務作業を軽減。その後、令和元年度に岩見沢エリア、北村エリアを追加し、岩見沢市広域協定として新事業期間を迎える。	小嶋主事	
12	現状	改良区が事務、計画認定の一本化	広域化以前の課題と効果としては、組織～役員の負担が特に大きすぎる、市～組織数が多く、確認作業が膨大、改良区～本事業に携われることで何か力になれないか →改良区が事務局を担い、組織の役員さんの事務軽減を図られ、活動の方に専念できるようになった →市としても計画認定などの事務手続きを1本化できスムーズに進められるようになった	小嶋主事	

番号	区分	キーワード	意見等	研究会員	備考
13	意見	熱意、将来ビジョン	広域化に対する市の熱意と、将来ビジョンが必要不可欠である	小嶋主事	

(検討テーマ3)

今後に向けたフォローアップ

継続困難組織に向けた支援方法は、広域組織などの既存組織への取り込みなどが考えられますがネックとなるもの何ですか。
また、その他の支援として考えられるものはありますか。

番号	区分	キーワード	意見等	研究会員	備考
1	意見	会計検査、書類、点検体制	会計検査に対応できるよう、組織側の書類等の取り扱いについて点検体制の強化する必要がある。	向井 会長	
2	意見	アイデア提示、意見の調整、拒否権	継続困難組織への支援： 広域化という言葉だけで難しいのではと思っている組織があると思う。当町の活動組織からも「広域化で集落ごとの意見の集約が本当にできるのか」という不安が多く、事例研究会ではその不安を解消するアイデアを提示することが大事だと考える。例えば平成29年度に道外視察で訪れた新潟県見附市の広域協定では総会前に集落ごとに意見を取りまとめるなど調整を図り、集落の代表者を送り込む運営委員会は決定機関として機能しているが、そぐわない意見が出た場合、一集落に一票「拒否権」が与えられており、一票でも入るとその項目は適用されないことになっているなど、道内外の優良事例を集約し、周知することが必要と考える。また、なんとなくではなく、広域化の目的をはっきりさせることも必要であることから、当事者が意見を出し合い、納得するまで話し合うことが大事だと考える。	村上 主幹	
3	現状	意見の集約	「広報」での意見にも記述したとおり、広域化を図るにあたって、意見の集約がネックとなっている。	友貞 主事	
4	意見	パソコンの操作技能	過去の農地・水資源交付金から事務出来る人（パソコンが使える人がいない）がいない理由で単位協力が出来ずにいた地区をこの広域化によって、他と同じ活動をしていた地区であるがゆえに取り込み、加入して事業をすすめている。当組織では今後も未加入の地区があれば意見集約をしていきたい。	干場 代表	

番号	区分	キーワード	意見等	研究会員	備考
5	意見	活動組織同士における ルールの違い	○継続困難組織の既存組織への取込の上でのネックとなると考えられるもの 各活動組織におけるルールがあることから、その統一化を図るのが困難と考える。	伊丸岡 係 長	
6	意見	役員の負担軽減	事務作業のさらなる見直しによる役員等の負担軽減を図る必要がある。	小嶋主事	
7	意見	きめ細やかな支援体制	31協力会の実情に沿ったきめ細やかな支援体制を確立していく必要がある。	小嶋主事	
8	現状	民間企業との連携（ざ わサポ）	協力団体（民間企業等）に「ざわサポ」に加入して頂き、更なる活動の活性化を 図っている。※ざわサポ…地域の共同活動に係る支援を目的とした多面的支払 交付金の推進のための事務的及び技術的支援、コンサルティング業務等の提供 を行う。そして、岩見沢市広域協定及び関係協力会の理念に共有し、岩見沢市 における農村振興に係る共同活動に参加又はサポートを行う団体及び個人とす る。	小嶋主事	

(検討テーマ4)

その他、交付金の推進に関する事項

その他、交付金の推進に関する事項として、昨今、女性の参画が推進されていますが具体的な手法等についてご意見ををお願いします。その他、交付金全般に関わることについてご意見ををお願いします。

番号	区分	キーワード	意見等	研究会員	備考
1	意見	情報共有	本市においては女性参画の推進が進んでおらず、女性役員は21活動組織において1名しかいない。また、女性が中心となり活躍している活動はあまりなく、女性の参画が推進されていないのが現状である。参考となる事例があれば情報共有していただきたい。	正田 主事	
2	現状	女性対象の機械安全講習、時間の制約、環境整備	女性の参画推進について： 香川地区資源保全組合が平成29年度に農業女性を対象とした農作業機使用に係る安全講習を開催し、女性の力で活動組織を活性化しようと試み、その後役員への登用や各活動組織の女性を集めた会議などを企画したが、やはり時間の制約などがあり、花壇の整備など環境整備のみの参加に留まるなど、思い描いたものに至っていないのが現状。	村上 主幹	
3	意見	花いっぱい運動、農福連携、子供の参加	女性の活躍できる取り組みの創出： 女性の元気な声は活動組織を明るくし、取り組みの活性化にもつながることから、花いっぱい運動や農福連携などの可能性を検討したい。また、女性だけでなく、後継者や子供の積極的な参加も期待したい。	村上 主幹	
4	意見	雰囲気づくり	○女性の参画推進への手法等について 女性が参加しやすい雰囲気づくりが必要。	伊丸岡 係長	
5	意見	加算措置の拡充	加算措置の拡充と継続を要望していくことが大事。	小嶋主事	

(参考資料 1)

活動組織における広報誌発行状況調査

【R3.6.18時点】活動組織における広報誌発行状況調査

番号	振興局名	市町村名	発行 活動組織等名	備考 補足説明がある場合は こちらに
1	胆振	壮瞥町	壮瞥町	町発行(6組織分)
2	胆振	伊達市	有珠地区資源保全会	
3	胆振	伊達市	長和地区保全会	
4	胆振	洞爺湖町	洞爺湖町	町発行(5組織分)
5	上川	士別市	北町資源保全組合	役員・収支予算・活動風景
6	上川	士別市	下士別資源保全会	役員・収支予算・活動風景
7	上川	士別市	南士別資源保全組合	
8	上川	士別市	上士別北資源保全組合	役員・収支予算・活動風景
9	上川	士別市	アグリネット川南	役員・収支予算・活動風景
10	上川	士別市	大成郷資源保全組合	
11	上川	士別市	多寄地域資源保全プロジェクト	地方新聞に一部掲載
12	上川	士別市	武徳資源保全組合	
13	上川	士別市	川西資源保全組合	
14	上川	士別市	南町保全活動組織	
15	上川	鷹栖町	鷹栖町	鷹栖町地域推進会議 発行
16	上川	東神楽町	東神楽町環境保全協会	
17	上川	東神楽町	志比内農地・水・環境対策協議会	
18	上川	比布町	比布町(中央・東・北)	町広報誌
19	上川	比布町	比布町(南)	町広報誌
20	上川	和寒町	三和地区環境保全会	
21	上川	下川町	下川町	HP公表
22	留萌	羽幌町 初山別村	羽幌・初山別保全隊	土地改良区発行(7組織分)
23	オホーツク	北見市	一区・忠志環境保全会	
24	オホーツク	北見市	三区・端野地域保全会	
25	オホーツク	北見市	川向ふるさとネットワーク	生態調査報告書
26	オホーツク	北見市	端野地域資源保全向上活動集団	
27	オホーツク	北見市	豊北地域保全会通信	
28	根室		中春別地域づくりネットワーク	

(参考資料 2)

道内における広域活動組織一覧

組織数(活動組織数)、対象農用地面積、カバー率の推移(H26以降)

	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
対象農用地面積(ha)	642,705	734,563	760,880	769,081	770,660	767,832	775,951	777,213
農用地面積(ha)	1,148,000	1,147,000	1,146,000	1,145,000	1,144,000	1,144,000	1,144,000	1,143,000
カバー率(%)	56%	64%	66%	67%	67%	67%	68%	68%
組織数	767	840	855	853	834	765	741	741
うち広域組織	24	33	39	39	41	44	46	47

市町村名	対象組織名	広域化・体制強化	認定農用地面積(ha)・・・R2年度実績値 ※広域活動組織を抜粋			
			田(ha)	畑(ha)	草地(ha)	計(ha)
F	G	H				
岩見沢市	岩見沢市広域協定	○	15,316.48	1,845.45	15.74	17,177.67
奈井江町	奈井江町広域協定	○	1,776.33	11.16		1,787.49
栗山町	栗山町多面的機能推進協議会広域協定	○	3,672.37	1,510.08		5,182.45
真狩村	まっかりニコニコクラブ広域協定	○	11.66	2,598.56	231.62	2,841.84
京極町	京極町全域協定	○	5.17	1,991.14	65.09	2,061.40
厚真町	厚真町資源保全協議会広域協定	○	3,425.95	1,486.43	815.00	5,727.38
むかわ町	むかわ町鷓川地域広域協定	○	2,331.77	362.67		2,694.44
むかわ町	むかわ町穂別地域広域協定	○	907.30	724.72	28.20	1,660.22
旭川市	旭川市東鷹栖地域広域協定	○	2,583.40			2,583.40
旭川市	水土里ネット旭川広域協定	○	2,675.52	1,090.82		3,766.34
名寄市	名寄市智恵文地域農地・水・環境保全組織	○	13.42	1,851.63	510.60	2,375.65
美瑛町	美瑛町広域環境保全協議会広域協定	○	1,331.63	9,614.99	747.87	11,694.49
上富良野町	上富良野町農地保全広域協定	○		3,908.27	766.19	4,674.46
幌加内町	幌加内地域資源保全広域協定	○	418.73	2,769.43	265.95	3,454.11
遠別町	遠別地区資源保全会広域協定	○	639.02	713.92	2,240.66	3,593.60
天塩町	天塩地域資源保全会広域協定	○		53.21	8,543.79	8,597.00
浜頓別町	浜頓別地域農村資源保全協議会広域協定	○		93.28	4,832.10	4,925.38
枝幸町	枝幸町広域協定	○			8,024.66	8,024.66
豊富町	豊富地区地域資源保全会広域協定	○			11,974.72	11,974.72
紋別市	紋別市広域協定	○		1,441.71	5,370.24	6,811.95
美幌町	美幌広域協定	○	44.04	8,848.67	329.63	9,222.34
津別町	津別町広域協定	○		4,762.81	771.32	5,534.13
斜里町	斜里町農地保全広域協定	○		9,588.80	306.09	9,894.89
清里町	清里町農地・水保全広域協定	○		7,625.08	959.56	8,584.64

市町村名	対象組織名	広域化・体制強化	認定農用地面積(ha)・・・R2年度実績値 ※広域活動組織を抜粋			
			田(ha)	畑(ha)	草地(ha)	計(ha)
F	G	H				
小清水町	小清水町農地・水・環境保全管理広域協定	○		9,652.33	711.38	10,363.71
訓子府町	訓子府町広域環境資源保全会広域協定	○	61.01	5,918.81	53.49	6,033.31
佐呂間町	佐呂間町農地環境保全協議会広域協定	○		3,344.51	2,956.08	6,300.59
遠軽町	遠軽町環境保全広域協定	○		3,078.00	2,951.00	6,029.00
湧別町	上湧別地域資源保全広域協定	○		1,742.80	1,934.16	3,676.96
湧別町	湧別地域資源保全広域協定	○		1,561.97	2,954.64	4,516.61
興部町	興部町AD連合会広域協定	○		343.80	4,999.51	5,343.31
雄武町	雄武集落活動組織広域協定	○			8,001.98	8,001.98
大空町	大空町広域協定	○	182.73	10,911.08	1,947.62	13,041.43
帯広市	帯広市大正地区広域協定	○		3,762.45		3,762.45
帯広市	帯広市清川地区広域協定	○		5,102.33		5,102.33
鹿追町	鹿追町農地・水・環境保全広域協定	○		7,144.70	4,140.35	11,285.05
新得町	新得町農村環境整備広域協定	○		1,358.62	3,526.86	4,885.48
清水町	しみず環境保全広域協定	○		3,386.85	1,215.83	4,602.68
大樹町	大樹町大樹集落広域協定	○		3,936.55	6,936.72	10,873.27
釧路市	阿寒地区環境保全広域協定	○			3,773.48	3,773.48
釧路市	釧路地区環境保全広域協定	○			1,945.35	1,945.35
厚岸町	釧路太田広域保全活動組織広域協定	○			6,333.31	6,333.31
弟子屈町	摩周ノースネットワーク広域協定	○		1,436.08	7,958.46	9,394.54
鶴居村	鶴居村資源保全協議会広域協定	○			6,989.09	6,989.09
別海町	別海町資源保全広域協定	○		2,462.42	39,583.93	42,046.35
標津町	標津集落広域協定	○		166.96	11,277.81	11,444.77
		計	35,396.53	128,203.09	166,990.08	330,589.70

(参考資料3)

活動を終了した組織における

継続を取りやめた理由等

(令和元年度 道庁調べ)

年度別 活動を終了した組織数とその理由など

年度	組織数	理由
H28	5	<p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 役員のなり手がいない ・ 事務負担に耐えられない <p>【再開の可能性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事務の担い手がいれば可能 ・ 制度が変われば再開 <p>【再開に向けた制度への要望】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事務負担の軽減 ・ 5年縛りを無くす
H30	15	<p>【理由】（重複内容を除く）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢化により活動参加人数が確保できない ・ 事務の委託先が見つからない ・ 交付金無でも共同活動が定着 <p>【経緯など(継続検討の有無等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 組織内での継続断念意思が固く、関係機関に相談せずに終了に至った <p>【再開に向けての条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事務処理に関するサポート体制 ・ 事務の簡素化 ・ 組織の広域化
R01	4	<p>【理由】（重複内容を除く）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 近隣に連携できる集落がなかった ・ 行政主導の活動であったため農家主体の活動として定着しなかった ・ 中山間直接支払での活動で十分となった ・ 当初から5年計画であった(5力年で主要目的を達成した)

(参考資料4)

女性参画に向けた取り組み

(令和2年度 第2回北海道多面的機能支払制度検討会資料 R3.3.10

からの抜粋)

(以下、回答者：女性役員がいる組織の男性役員)

7. 女性役員登用後の運営や共同活動に対する変化

「活動参加者の増加や女性参加者の増加」といった変化があった

8. 女性役員を登用して良かったこと

「雰囲気明るくなった」「女性ならではの意見が得られた」

「女性中心の活動を任せることができた」など

(以下、回答者：女性役員がいない組織の男性役員)

9. 女性役員が就任していない理由

無回答が大半を占めたが、

「役員就任の同意が得られない」「女性からの申し出、推薦がない」

「構成員に女性がいない」等の意見があった

(以下、回答者：全体)

10. 女性役員を置くことによるメリット・デメリット

メリット	デメリット
女性が活動に参加しやすい。	家事、育児、営農に対する負担や 時間制約で会議、活動の参加が困難。 家族の協力が必要。
男性と違った新たな視点が得られ、 活動の活性化が図られる。	参加できる活動に制限がある
植栽や清掃など女性が主体の 活動が活発になる。	活動に体力がいる。 身体的負担が大きい。

11. 活動別にみる女性の参加割合

活動項目	回答人数／回答総数	割合
清掃	68名／75名	91%
植栽	62名／75名	83%
草刈り	37名／75名	49%
泥あげ	20名／75名	27%
特になし	4名／75名	5%
その他	・学校教育との連携 ・外来種の駆除 ・昔ながらの農業方法の保全	

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ま と め （考 察） ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

・道内における女性役員のいる組織の割合は10.5%であり、全国の19%と比べて低い状況にあった。

・その要因としては、過疎化・高齢化等の影響により、地域に人が少ないため、女性役員の登用が難しい上、家事、育児、営農に対する負担や時間の制約で活動が困難であると考えられることから、参画が進まないものと思われる。

・しかし、女性役員の約9割が会議等へ出席しており、家事や仕事と両立するため、会議や活動日時を調整するなどの工夫をしている組織もあった。

・これらのことから、女性役員のいない組織に対し、女性役員がいる組織の運営実態や工夫等の事例を紹介することで、女性参画を促すことも可能ではないかと考えられる。

・女性役員のいる組織の男性役員といない組織の男性役員に、女性も参加している活動を調査した結果、女性役員のいる組織では9割近くの組織で女性が参加しやすい植栽や清掃活動を実施していたのに対し、女性役員のいない組織では、女性が活動に参加している組織が4割と低い結果となっている。

・また、女性役員になってからの地域の変化については、「地域での繋がりが深まり、コミュニケーションが増えた。」という回答が最も多かった。

・これらの結果から、組織に女性役員がいることによって、地域のコミュニケーションが向上し、共同活動への参加者の増加や多様な主体の参加が見込まれる。

・一方、女性役員のいる組織では、女性の参加割合を増やすため、活動事例の情報発信や収集が必要との回答があり、女性に対する情報提供が重要であると考えられる。

○今後の検討

・女性の参画を推進するため、女性の役員や活動参加者との意見交換を行い、女性の参画を増やすための工夫などを事例収集し、女性役員のいない組織等に対して情報提供を行う。

・また、女性の参加者を増やすため、女性が参加しやすい活動の事例を収集し情報発信することや、女性を対象とした制度内容等の研修会を実施するなどの情報提供を行う。

令和3年度 事例研究会行動計画（案）

R3.12.21 現在

1	R3.12.21	第1回事例研究会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・制度改正等について ・現地視察研修について ・今後に向けた検討テーマについて ・令和3年度の行動計画（案）について など
2	R3.12.22 ～23	現地視察研修	<ul style="list-style-type: none"> ・本交付金を活用した外来種駆除 → 新十津川町 ・事務局体制の強化 → 清水町、更別村
3	R4.1～2		2の成果とりまとめ及び成果検討
4	R4.2	草地帯分科会の開催	・ブロック別開催（枝幸町）
5	R4.2.	全道事例発表会	・新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止
6	R4.3	令和第2回事例研究会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・R3年度の行動計画の総括 ・今年度の本研究会の活動成果総括 ・（R4年度の行動計画案の策定）
◎ 道協議会主催事業として実施			
	未定	女性参画に向けた検討会等の開催	・開催地、時期などは今後検討する。

- ※ 道外から視察研修の申し出があった場合は、本研究会の会員も都合がつかない範囲で出席する。
- ※ 視察研修場所は、道外のみならず道内も検討する。
- ※ 全国事例研究会等の開催に際し、発表者やパネリストの推薦依頼があった場合は、本会員からの推薦も検討する。